相互接続ガイドブック

Guide Book for Interconnection
with NTT-West Networks

2

接続形態ごとの個別手続き

本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。
相互接続手続きを進めるにあたりましては、
①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。
②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。
③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。
どうぞご活用ください。
なお、最新の情報はホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。
http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html

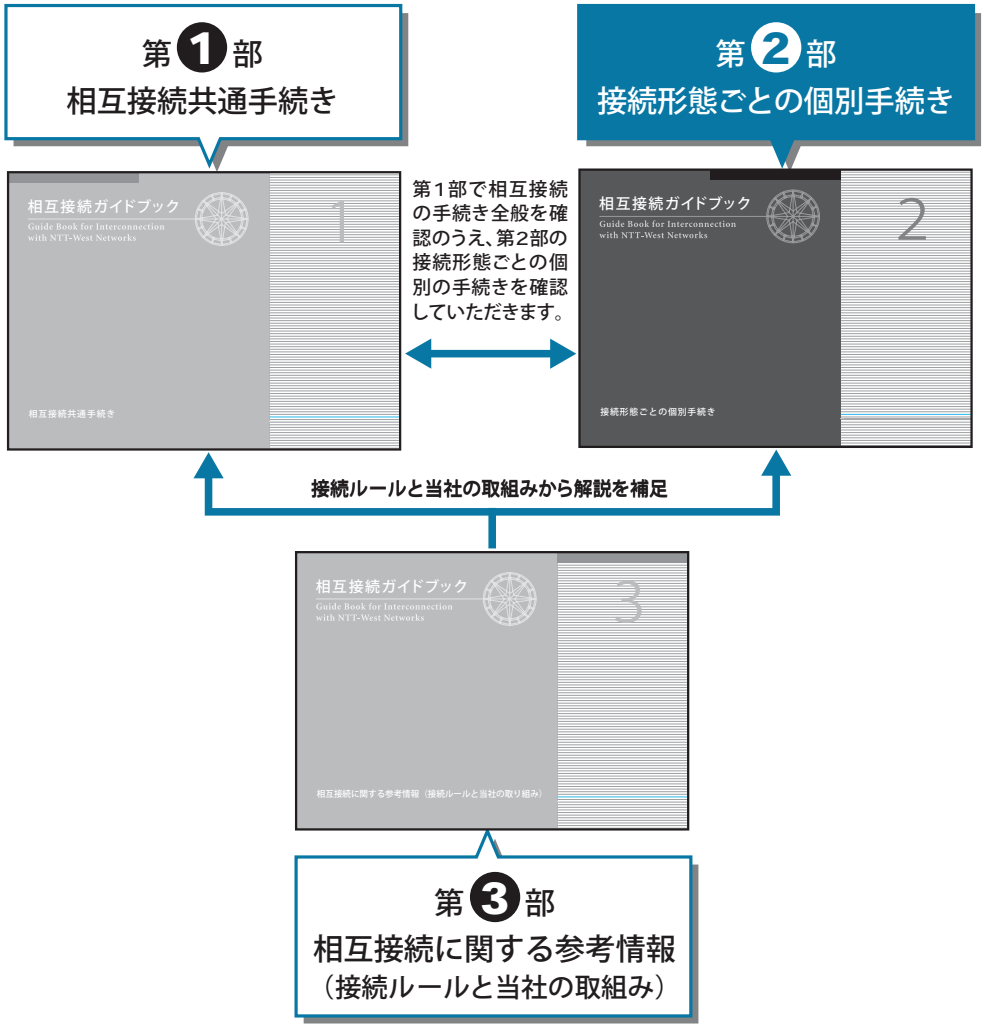

お申込みいただく前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくことになりますが、速やかな接続の開始のためには、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。
事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。
なお、接続に関する情報については、可能な限り英語による提供に努めてまいりますが、相互接続のご相談及び協議に関する正式な文書交換と相互接続協定等の締結については、日本語とさせていただいておりますので、予めご了承ください。

目　次　－　1

第1章　電話系相互接続
Ⅰ－１　相互接続の主な形態－中継・国際系事業者様との接続例 ・・・・・・・ 5
Ⅰ－２　相互接続の主な形態－携帯・自動車電話／端末系事業者様との接続例 ・ 6
Ⅰ－３　相互接続の主な形態－IP電話事業者様との接続例 ・・・・・・・・・・ 7
Ⅰ－４　相互接続の主な形態－標準的な接続箇所の複数利用の接続例 ・・・・・ 8
Ⅰ－５　電話系相互接続でご利用いただける主な機能等 ・・・・・・・・・・・ 9
Ⅰ－６　電話系相互接続に関する各種申込書記入例① ・・・・・・・・・・・・ 10
電話系相互接続に関する各種申込書記入例② ・・・・・・・・・・・・ 11
電話系相互接続に関する各種申込書記入例③ ・・・・・・・・・・・・ 12
電話系相互接続に関する各種申込書記入例④ ・・・・・・・・・・・・ 13
Ⅱ－１　優先接続の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
Ⅱ－２　優先接続サービスの提供にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（参考）優先接続関係事業者間協議会の参加に関する書式① ・・・・・・・・ 16
優先接続関係事業者間協議会の参加に関する書式② ・・・・・・・・ 17
Ⅲ－１　番号ポータビリティの提供① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
Ⅲ－１　番号ポータビリティの提供② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
Ⅲ－２　番号ポータビリティ申込受付について ・・・・・・・・・・・・・・ 20
Ⅲ－３　番号ポータビリティ利用に関する申込書記入例① ・・・・・・・・・ 21
番号ポータビリティ利用に関する申込書記入例② ・・・・・・・・・ 22
Ⅳ　　番号情報データベース（TDIS）の提供 ・・・・・・・・・・・・・・・ 23
Ⅴ－１　相互接続回線の建設申込み手続き等について ・・・・・・・・・・・ 24
Ⅴ－２　相互接続回線の建設申込み手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
別添　設備導入計画提示マニュアル（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第2章　光ファイバ
Ⅰ　光ファイバ設備の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
Ⅱ　光ファイバ開通申込受付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
Ⅲ　光ファイバに関する情報開示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第3章　MDF接続（DSLサービス関連）
Ⅰ　MDF接続の相互接続形態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
Ⅱ　コロケーションによるMDF相互接続形態 ・・・・・・・・・・・・・・・ 41
Ⅲ　DSL工事の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
Ⅳ　DSLサービス回線開通受付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
Ⅴ－１　スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール 44
Ⅴ－２　スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール
（事後対策） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
Ⅵ　DSLに関する情報開示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
Ⅶ　MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例① ・・・・ 47
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例② ・・・・ 48
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例③ ・・・・ 49
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例④ ・・・・ 50
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例⑤ ・・・・ 51
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例⑥ ・・・・ 52

第4章　IP通信網
Ⅰ ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続（PPPoE接続の場合）
Ⅰ－1 IP通信網との相互接続に関する条件等（PPPoE接続の場合） ・・・・・・・・・・ 55
Ⅰ－２　IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続形態（概要） ・・・・・・・・・・ 56
Ⅰ－３ IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続形態 ・・・・・・・・・・・・・・ 57
Ⅰ－４ IP通信網との相互接続インターフェース（ISP接続用ルータ） ・・・・・・・・・ 58
Ⅰ－５　IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続に関する費用等 ・・・・・・・・・ 59
Ⅰ－6　IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について ・・・・・・・・・・ 60
Ⅰ－7　IP通信網との相互接続に必要な契約等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
Ⅰ－8　IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）に関する各種情報提供 ・・・・・・・ 62
Ⅱ ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続（IPoE接続の場合）
Ⅱ－１　IPoE接続の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
Ⅱ－2　IPoE接続の手続き（必要な契約等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
Ⅲ 一般中継局ルータにおけるIP通信網との相互接続
Ⅲ－1　IP通信網との相互接続に関する条件等（一般中継局ルータの場合）・・・・・・ 65
Ⅲ－2　IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態（概要）・・・・・・・・・・ 66
Ⅲ－３　IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態・・・・・・・・・・・・・ 67
Ⅲ－４　IP通信網との相互接続インターフェース（一般中継局ルータ）・・・・・・・・ 68
Ⅲ－5　IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続に関する費用等 ・・・・・・・・・ 69
Ⅲ－６　IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について（P.60再掲）・・・ 70
Ⅲ－7　IP通信網との相互接続に必要な契約等（P.61再掲）・・・・・・・・・・・・ 71
Ⅲ－８　IP通信網との相互接続（一般中継局ルータ）に関する各種情報提供及びお問合せ
窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
Ⅳ. IP通信網の県間通信用設備との接続（特定接続）
Ⅳ-1　IP通信網の県間通信用設備との接続（特定接続）に関する手続きについて・・・ 73
Ⅴ 優先クラス通信機能に係る相互接続
Ⅴ－１　優先クラス通信機能の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
Ⅴ－２　優先クラス通信機能の利用条件①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
Ⅴ－３　優先クラス通信機能の利用条件②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
Ⅴ－４　優先クラス通信機能の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

目　次　－　2

第5章 コロケーション

Ⅰ コロケーションについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
Ⅱ コロケーションの標準的期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
Ⅲ－１ コロケーション申込み受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
Ⅲ－２ コロケーションに関する各種申込書記入例① ・・・・・・・・・・・・・・・ 82
コロケーションに関する各種申込書記入例② ・・・・・・・・・・・・・・・ 83
コロケーションに関する各種申込書記入例③ ・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第6章 管路・電柱等

Ⅰ 当社電気通信設備の賃貸について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
Ⅱ 当社の管路、電柱等のご利用手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
Ⅲ－１ 当社管路等のご利用について① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
当社管路等のご利用について② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
Ⅲ－２ 当社管路等のご利用条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
Ⅲ－３－① 当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）・・・・・ 91
Ⅲ－３－② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）・・・ 92
Ⅲ－３－③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）・・・・・・・・・ 93
（参考） 当社管路等のご利用に関する工事実施のフロー ・・・・・・・・・ 94
Ⅲ－３－④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）・・ 95
Ⅲ－３－⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）・・・・・・・・ 96
（参考） 管路等に関する当社の技術基準 1/2 ・・・・・・・・・・・・・・・ 97
（参考） 管路等に関する当社の技術基準 2/2 ・・・・・・・・・・・・・・・ 98
Ⅲ－４ 当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内 ・・・・・・・・ 99
（別添1、2） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
（別添3、4） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
Ⅳ－１ 当社電柱のご利用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
Ⅳ－２ 電柱添架のご利用条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
Ⅳ－３－① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み ・・・・・・・・・・・・・・ 104
Ⅳ－３－② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結 ・・・・・・・・・・ 105
（参考）電柱に関する当社の技術基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
Ⅳ－４ 電柱添架に関する当社ご相談窓口① ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
電柱添架に関する当社ご相談窓口② ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第7章 キャリアズレート

Ⅰ－１ 専用線キャリアズレート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
Ⅰ－２ 専用線キャリアズレートの主な提供条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
Ⅰ－３ 専用線キャリアズレートの連絡調整業務の内容 ・・・・・・・・・・・・ 112
Ⅰ－４ 専用線キャリアズレートの提供にあたって ・・・・・・・・・・・・・・ 113
Ⅰ－５ 専用線キャリアズレート申込みフロー ・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
Ⅰ－６ 移行回線申込フローとデータフォーマット ・・・・・・・・・・・・・・ 115
Ⅰ－７ 専用線キャリアズレート各種申込書記入例① ・・・・・・・・・・・・・ 116
専用線キャリアズレート各種申込書記入例② ・・・・・・・・・・・・・ 117
Ⅱ－１ INS1500回線キャリアズレートの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
Ⅱ－２ INS1500回線キャリアズレートの主な提供条件 ・・・・・・・・・・・・ 119
Ⅱ－３ INS1500回線キャリアズレートの提供にあたって ・・・・・・・・・・・ 120
Ⅱ－４ INS1500回線キャリアズレート申込みフロー ・・・・・・・・・・・・・ 121
Ⅱ－５ INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例① ・・・・・・・・・・ 122
INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例② ・・・・・・・・・・ 123

第1章

電話系相互接続

Ⅰ－１　相互接続の主な形態―中継・国際系事業者様との接続例

中継・国際系事業者様との代表的な接続形態を示します。

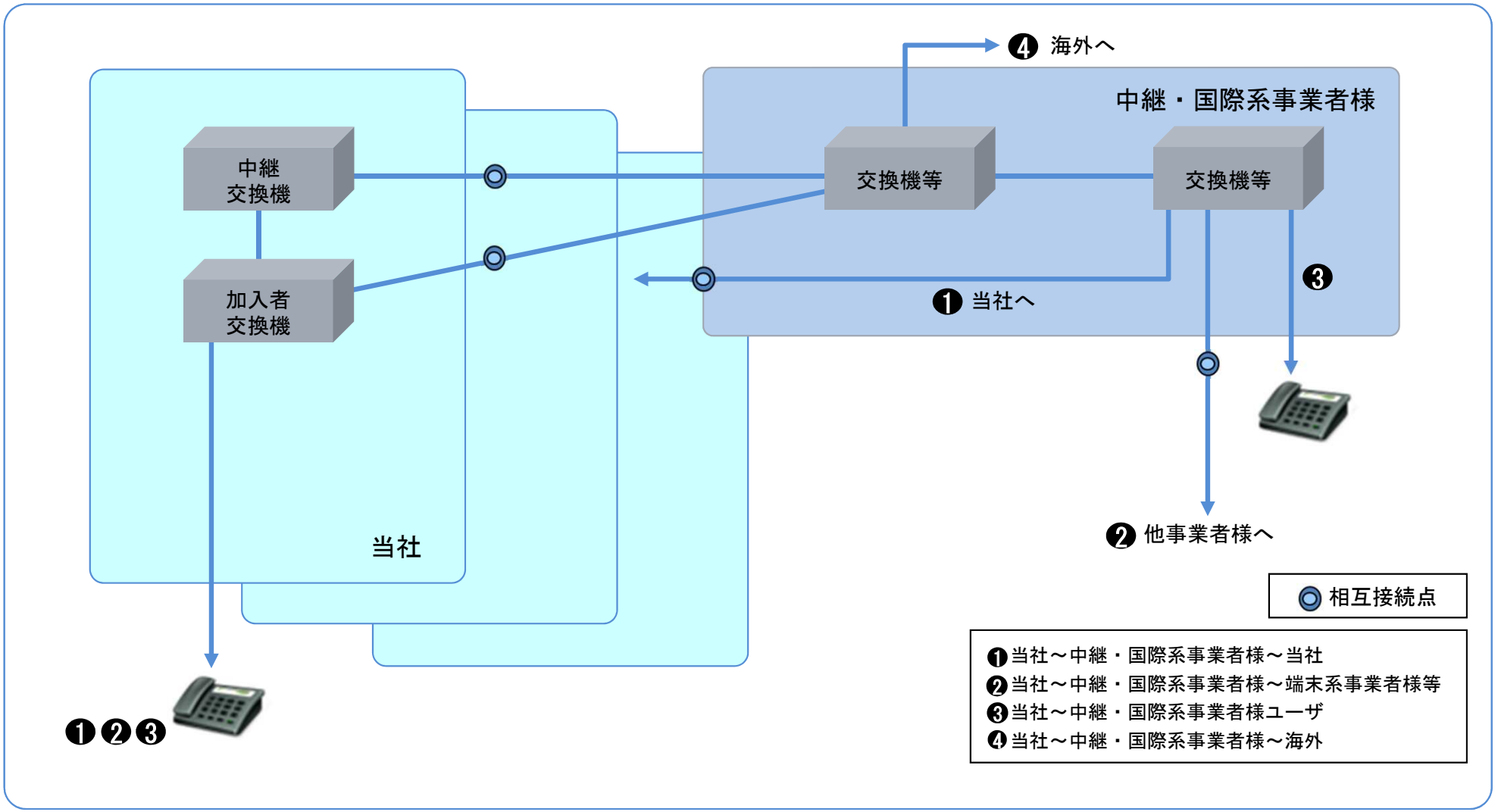

Ⅰ－２ 相互接続の主な形態―携帯・自動車電話/端末系事業者様との接続例

携帯・自動車電話/端末系事業者様との代表的な接続形態を示します。

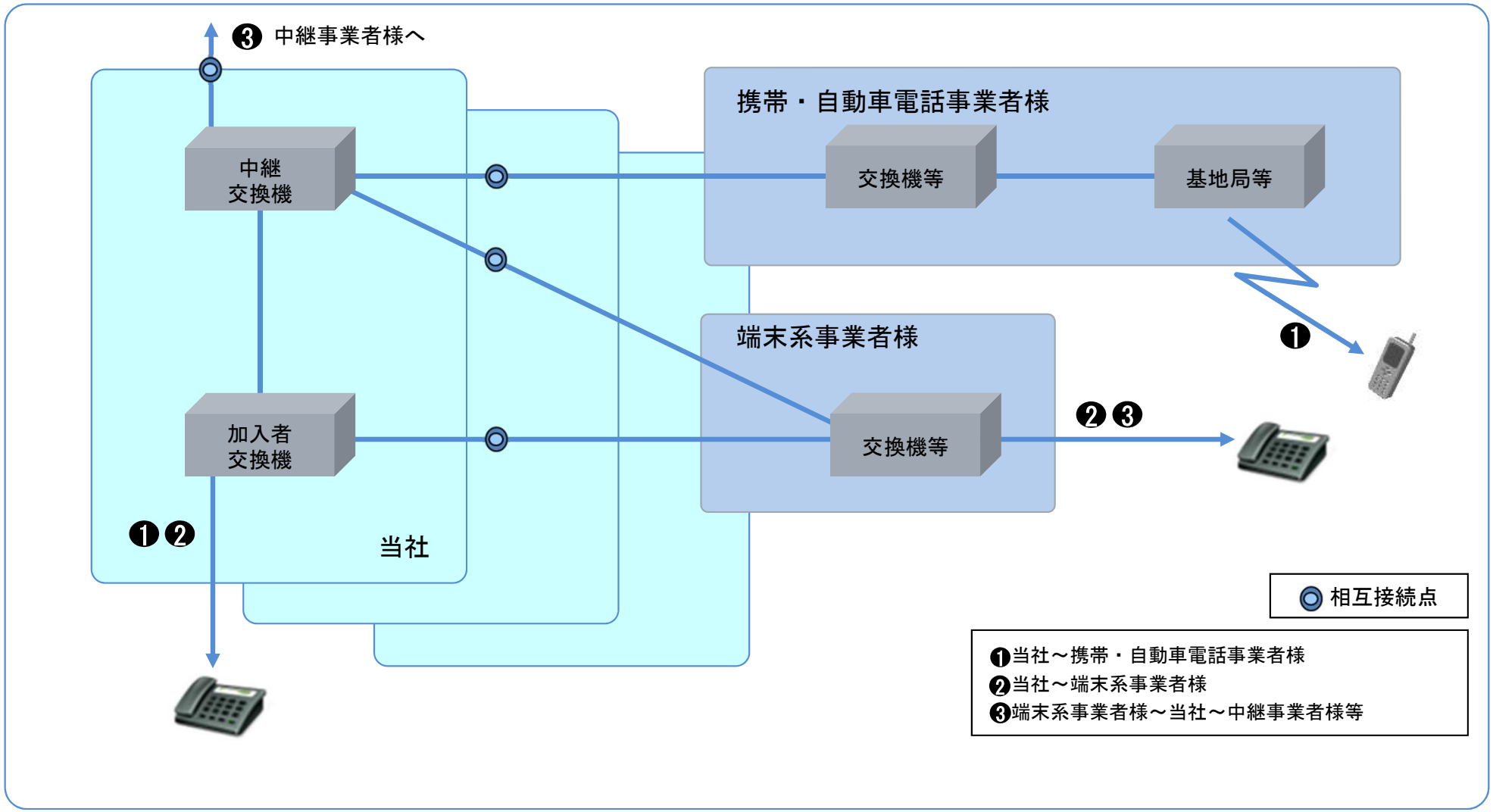

Ⅰ－３ 相互接続の主な形態－IP電話事業者様との接続例

IP電話事業者様及び当社のIP電話との代表的な接続形態を示します。

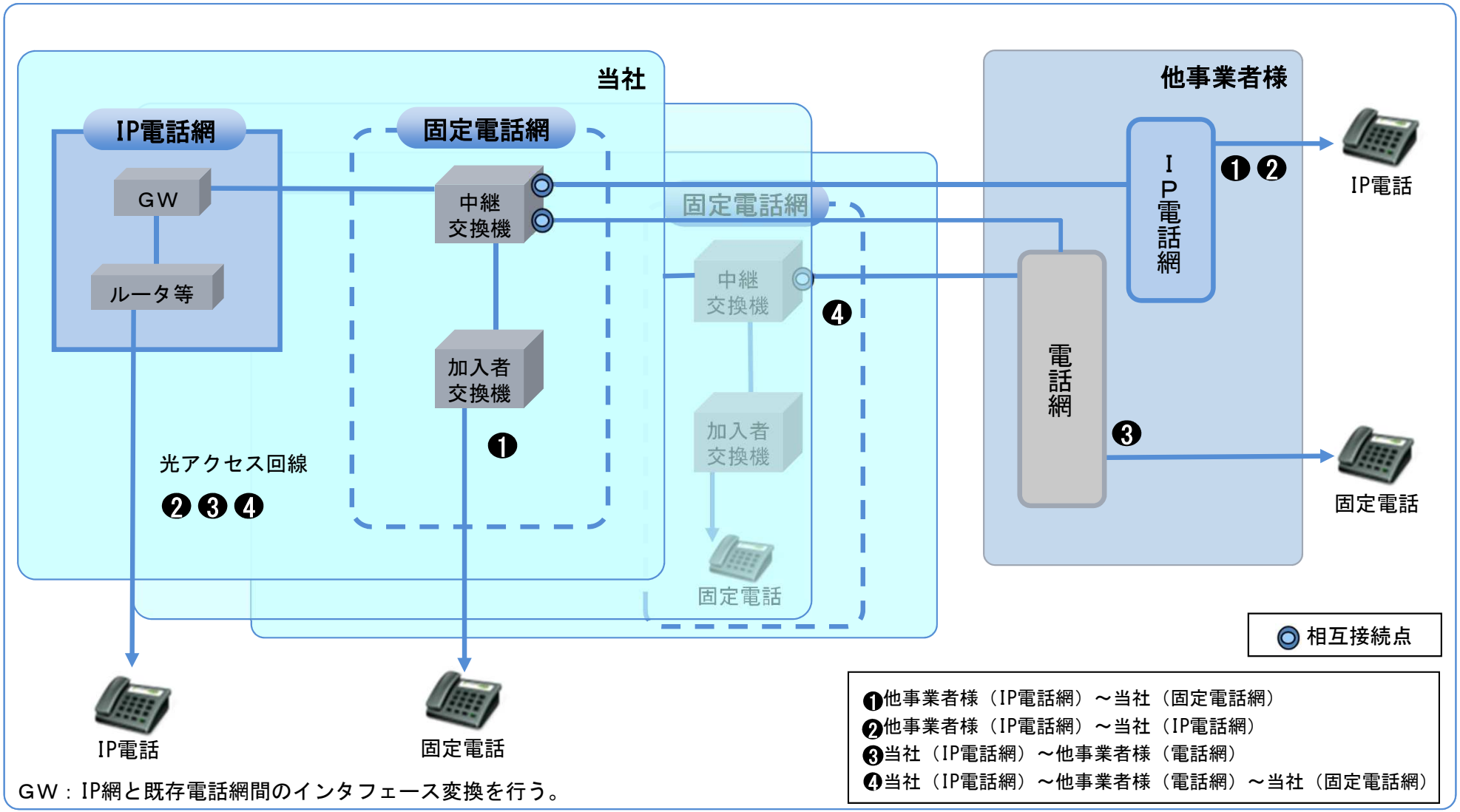

GW：IP網と既存電話網間のインタフェース変換を行う。

Ⅰ－４　相互接続の主な形態－標準的な接続箇所の複数利用の接続例

標準的な接続箇所を複数ご利用いただくことにより、多様なサービスの展開が可能となっています。

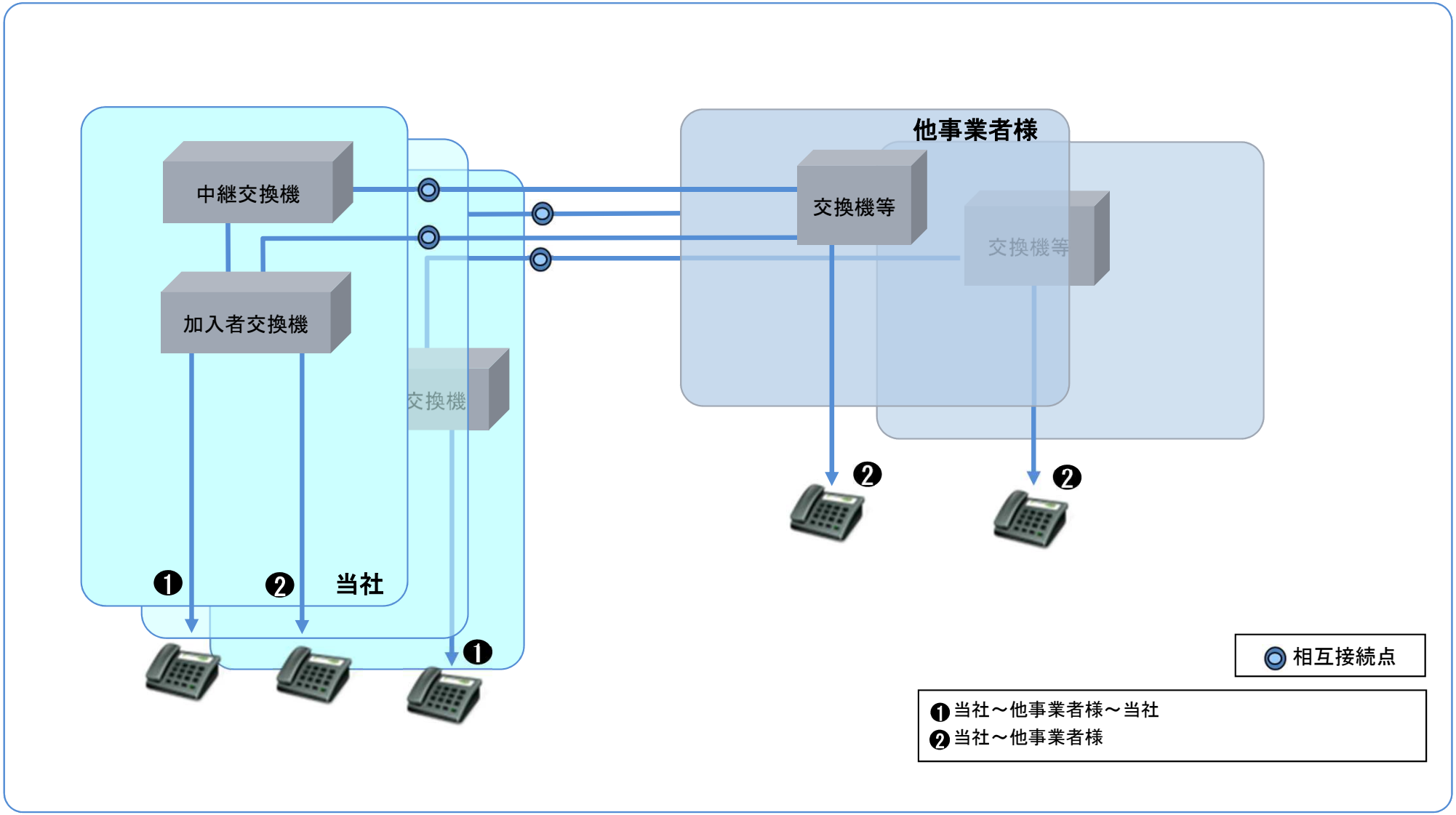

Ⅰ－５ 電話系相互接続でご利用いただける主な機能等

下記の主な機能等につきましては、他事業者様からのご要望に基づきご提供をいたします。

主　な　機　能	機　能　概　要
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	他事業者様の設置する接続用伝送路設備と当社の加入者交換機との間に設置する伝送装置により、伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能
網同期クロック供給機能	電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能
加入者交換機機能メニュー利用機能	他事業者様のサービス制御局（ＳＣＰ）から当社加入者交換機を利用し自由な付加サービスを提供することを可能とする機能
優先接続	電話の利用者が事業者識別番号をダイヤルすることなく選択登録された事業者を利用することができる機能 ※詳細は本章「Ⅱ-1 優先接続の提供」をご覧ください。
番号ポータビリティ	利用者がこれまで利用していた番号を変更せずにその利用契約する事業者を変更することができる機能 ※詳細は本章「Ⅲ-1 番号ポータビリティの提供」をご覧ください。

Ⅰ－６　電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ①

様式８

記入要領

○○○第　　号
平成　年　月　日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
○　○　○　○　殿

○○○株式会社
○　○　○　○　印

事前調査申込書

次のとおり、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	○年○月○日
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	○○株式会社　○○部 ○○○担当　○○　○○　Tel Fax

注）本申込書において「公表約款」とは「指定電気通信設備との接続に関する契約約款」を言います

記入要領

協議事項に関する具体的内容（1/2）

指定電気通信設備との接続箇所を指定し記述してください。

公表約款第５条第１項から接続箇所を特定してください。

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	例1）公表約款第5条第1項第3欄（加入者交換機の伝送装置） 例2）公表約款第5条第1項第1欄（端末回線の線端）及び第4欄（中継交換機の伝送装置） 例3）現状と同じ
接続約款記載以外の接続箇所	例）別紙1　約款適用以外の場合の技術的条件のとおり
2. 電気通信設備の分界点	
(1) 相互接続点設置希望場所	例1）NTT○○ビル内 例2）弊社××ビル内（○○市○○町○番○号） 例3）弊社とNTT西日本との間に設置する弊社マンホール内
3. 接続対象地域	
(1) 弊社接続対象地域	例1）弊社が総務大臣の登録を受けた範囲
(2) 相互接続点毎の接続対象地域	相互接続点○○○ 弊社網接続エリア　例1）弊社の○○サービスエリア 例2）弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア　例1）関西エリア 例2）全国 相互接続点××× 弊社網接続エリア　例1）弊社のサービスエリア 例2）弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア　例1）関西
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）	
新たな技術的条件の追加の有無	(有)　無
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章　技術的条件 技術的条件集　第2章形態別技術的条件第○節形態○-○のとおりとする。 ただし、第○条（接続方式）は、第○項を適用する。
信号網構成	(対応網)　準対応網
信号速度	(4.8kb/s)　48kb/s
回線留保　優先発ユーザー留保回線制御機能	(有)　無
回線留保　両方向留保回線制御機能	(有)　無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1　約款適用以外の場合の技術的条件のとおり

相互接続点の設置を希望する場所を記述してください。

公表約款第5条第1項に記載する接続箇所以外の接続箇所での接続を希望する場合はこちらに記述してください。

NTT西日本網との新規の接続の場合記述してください。

相互接続点毎の接続対象地域を、御社網及びNTT西日本網について記述してください。

接続約款の技術的条件を特定してください。

それぞれ選択してください。

接続約款の技術的条件と違う条件で接続を希望する場合はこちらに記述してください。

Ⅰ－６　電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ②

記入要領

協議事項に関する具体的内容（2/2）

5. 電気通信設備の建設に係る事項

(1) 相互接続点毎の交換設備/回線設備の設備量 (2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件　等	例）相互接続点：○○○ S年度 S+1年度 S+2年度 例1）使用する装置は現在と同じであるが、●●装置を2ユニット増設希望装置の寸法は、高○○×幅○○×奥○○（m） 例2）NTT西日本仕様の●●装置を1ユニット装置希望

相互接続点ごとの設備量（回線数、トラヒック、最繁時呼数、最繁日呼数）等を記述してください。

2. 電気通信設備の分界点（1）相互接続点設備希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記述してください。

6. 接続形態

接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章　接続形態 別表2の2　第○号～第○号・・・・第●号～第●号とする。
	任意約款	第6章　接続形態 別表2の2　第○号～第○号・・・・第●号～第●号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合		別表2　接続形態のとおり

接続約款記載の接続形態を特定し記述してください。

接続約款記載の接続形態以外の接続形態を希望する場合はこちらに記述してください。

7. 網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能 第○号、第○号及び第○号とする。
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	例）御社の電気通信設備を経由して、弊社と○○事業者の電気通信設備を接続する機能

接続約款料金表第2（網改造料）に記載する機能を選択し記述してください。

接続約款に記載が無い機能の利用を希望する場合にその機能の概要を記述してください。

8. 業務遂行上の協力事項

(1) NTT西日本に協力を依頼する事項 （接続約款適用の場合は、規定事項以外）	

9. 事業者識別番号及びその種別

事業者識別番号	（　　）	（　　）	（　　）
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			

事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄の○印を記入。

10. 優先接続機能

優先接続機能の利用　　有　　無

通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話	国際通話
優先接続番号				
提供区域				

11. その他

	例1）網同期クロックを御社から供給していただきたい。 例2）本事前調査申込書の提出にあたっては、関連する○○株式会社の了解を得ています。 例3）弊社契約者番号のNTT西日本電話帳への掲載を希望します。

記入要領

別紙１

接続約款適用外の場合の技術的条件

【注】
接続約款・技術的条件集に一部分でも適用外となる技術的条件がある場合は本様式を使用してください。

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1) 接続箇所	ア. 端末回線線端　イ. 端末回線を収容する伝送装置 (ウ) 加入者交換機の伝送装置　エ. 中継交換機の伝送装置 オ. 専用回線ノード装置の伝送装置　カ. 信号用中継交換機の伝送装置 キ. 現在の接続箇所に変更はない ク. その他　[　　]
(2) 機能利用端末種別	・弊社網側 （　例1）加入電話及びISDN端末　　） ・NTT西日本側 (ア) 加入電話　(イ) 一般公衆電話　(ウ) ISDN端末 (エ) ISDN公衆電話　オ. その他（　　） ・現在の機能利用端末に変更はない
(3) 伝送装置間インタフェース	[　例1）SDHインタフェースを用いた中継線接続で52Mb/sまたは156Mb/sのディジタルインタフェース　]
(4) 信号方式	(ア) TTC標準に準拠したNo.7信号方式　イ. Iインタフェース ウ. PHS用I公衆基地局ーデジタル網間インタフェース　エ. 現在の信号方式に変更はない オ. その他　[　　]
(5) 信号網構成	ア. 対応網　(イ) 準対応網
(6) 信号速度	ア. 4.8kb/s　(イ) 48kb/s　ウ. 現在の信号速度に変更はない エ. その他　[　　]
(7) 番号方式	(ア) ○+ABCDE+FGHJ [○：市外プレフィックス　ABCDE：市外局番+市内局番　FGHJ：加入者番号] イ. ○○XY+○+ABCDE+FGHJ [○○XY：事業者識別番号　○：市外プレフィックス ABCDE：市外局番+市内局番　FGHJ：加入者番号] ウ. ○○XY+χ～χ+　（β1～βn） [○○XY：事業者識別番号　χ～χ：国際番号等] エ. ○○XY+χ～χ [○○XY：事業者識別番号　χ～χ：サービスコード] オ. ○AO+CD+EFGHJ [○AO：サービス識別番号　CD：事業者識別番号　EFGHJ：加入者番号] カ. 現在の番号方式に変更はない キ. その他（　　）
(8) NTT西日本サービスとの接続	[　例1）フリーダイヤル接続機能との接続を希望 例2）警察接続機能及び消防接続機能との接続を希望　]
(9) 料金関係 ①課金条件	[　例1）ANM（課金表示は課金）に対して課金する 例2）現在と同じ　]

それぞれ選択してください。

御社網で機能を利用する端末種別について記述してください。

それぞれ選択してください。

使用する伝送装置間インタフェースを記述してください。

それぞれ選択してください。

接続を希望するNTT西日本側の接続機能名を記述してください。

課金条件を記述してください。

Ⅰ－６　電話系相互接続に関する各種申込書記入例　③

記入要領

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
②課金の開始契機/終了契機	課金開始契機：(ア)：ANM(課金表示は課金）を受信したとき イ：現在の課金開始契機に変更はない ウ：その他［　　］
	課金終了契機：(ア)：RELを受信したとき イ：現在の課金終了契機に変更はない ウ：その他［　　］
③非課金の対象呼	(ア)不完了呼　イ.試験呼　ウ.課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼 エ.現在の対象呼に変更はない オ.その他［　　］
（10）事業者間精算請求書の表示方法及び精算方法	［例） 請求書の表示方法：当該網使用料を含む請求額合計 精算方法：月単位に御社の請求書に基づき指定日までに指定口座に振込む］
（11）試験方法	ア.手動接続試験：IGS及びNCC_GSに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する イ.回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する ウ.手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する エ.回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する (オ)現在の試験方式に変更はない カ.その他［　　］
（12）輻輳制御方法	(ア)接続約款第56条（相互接続通信の制限）に準拠する イ.現在の制御方法に変更はない ウ.その他［　　］
（13）重要通信の確保	［例1）重要通信を確保するため優先発ユーザー留保回線制御を実施する。］
（14）その他	［例1）技術的条件集第18条第1項（2）ウの「3.8発番号b）番号種別表示」に「1111110」を追加して使用する。］

それぞれ選択してください。

請求書の表示方法及び精算方法について記述してください。

それぞれ選択してください。

重要通信の確保についてその方法を記述してください。

その他、技術的条件上の協議に関わると考えられる事項について記述してください。

記入要領

別紙１

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1	弊社		NTT西日本
2	NTT西日本		弊社
3	弊社	NTT西日本	端末系事業者
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	弊社	弊社	弊社
2	NTT西日本	NTT西日本	―
3	弊社	弊社	弊社
4			

Ⅰ－６　電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ④

様式3

記入要領

〇〇〇第　　号
平成　年　月　日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
〇　〇　〇　〇　殿

〇〇〇株式会社
〇　〇　〇　〇　印

相互接続点調査及び設置申込書

貴社接続約款第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
〇〇ビル	別紙による	〇年〇月〇日	

2. 調査費用
調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注　第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

以上

記入要領

地区名（ビル名）			〇〇ビル	調査の対象とするNTT西日本ビル名を記入してください。
業務開始予定時期		専用サービス	平成　年　月　日	専用サービスの場合記入してください。
		電話サービス	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
伝送設備	伝送区間	NTT西日本	〇〇ビル（伝送端局名）	電話サービスの場合記入してください。
		NCC	△△ビル（伝送端局名）	
	伝送方式		例1）F600M 方式 例2）SDH156Mb/s	
	伝送システム数	S時	例）1+1 SYS（現用+予備）	
		終局		
	接続次群		例）STM0/STM1	
	アンテナ種別、数量			NTT西日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。
	設備概要	外形の寸法	高〇〇×幅〇〇×奥〇〇（m）	
		総重量	Kg/m²	単位面積当たりの重量を記入してください。
		発熱量	例1）約〇〇〇kcal/h 例2）約〇〇〇W	
		所要容量	例）-48V±4.8V	各装置ごとの電圧規格を記入してください。
		電圧規格	例）DC±5V以内	
		電磁誘導	VCCI適合　（有）　無	VCCIの基準に適合している装置かどうかを記入してください。
	空気設備概要	温度条件	例）25℃±15℃	
		湿度条件	例）65±20%	
	電力設備概要	電源種別	例）DC-48V	
		供給条件	例）無停電	電力の供給を受ける場合の条件があれば記入してください。
		接地種別	例1）通信用アース（+接地） 例2）第3種保安器アース	
線路・土木設備	ルート数		例）1ルート	NTT西日本ビルへのケーブル引込みルート数を記入してください。
	管路条数		例）1条	NTT西日本ビルへのケーブル引き込みのための管路条数を記入してください。
	ケーブル条数		例）1条	NTT西日本ビルへのケーブル引き込み条数を記入してください。
	心線数		例）20心	NTT西日本ビルへ引き込むケーブルの心線数を記入してください。
	心線種別		例）SM	
その他				ケーブルの種別を記入してください。

Ⅱ－１　優先接続の提供

優先接続とは、お客様があらかじめ選択した電気通信事業者を当社の加入者交換機に事前に登録することにより、お客様が事業者識別番号をダイヤルすることなく、選択された電気通信事業者を利用可能とするものであり、具体的には、平成13年5月よりサービス開始している電話会社選択サービス「マイライン」及び電話会社固定サービス「マイラインプラス」を実現する機能です。また、平成14年5月には事業者名通知機能を追加しました。

マイラインとマイラインプラスの２種類

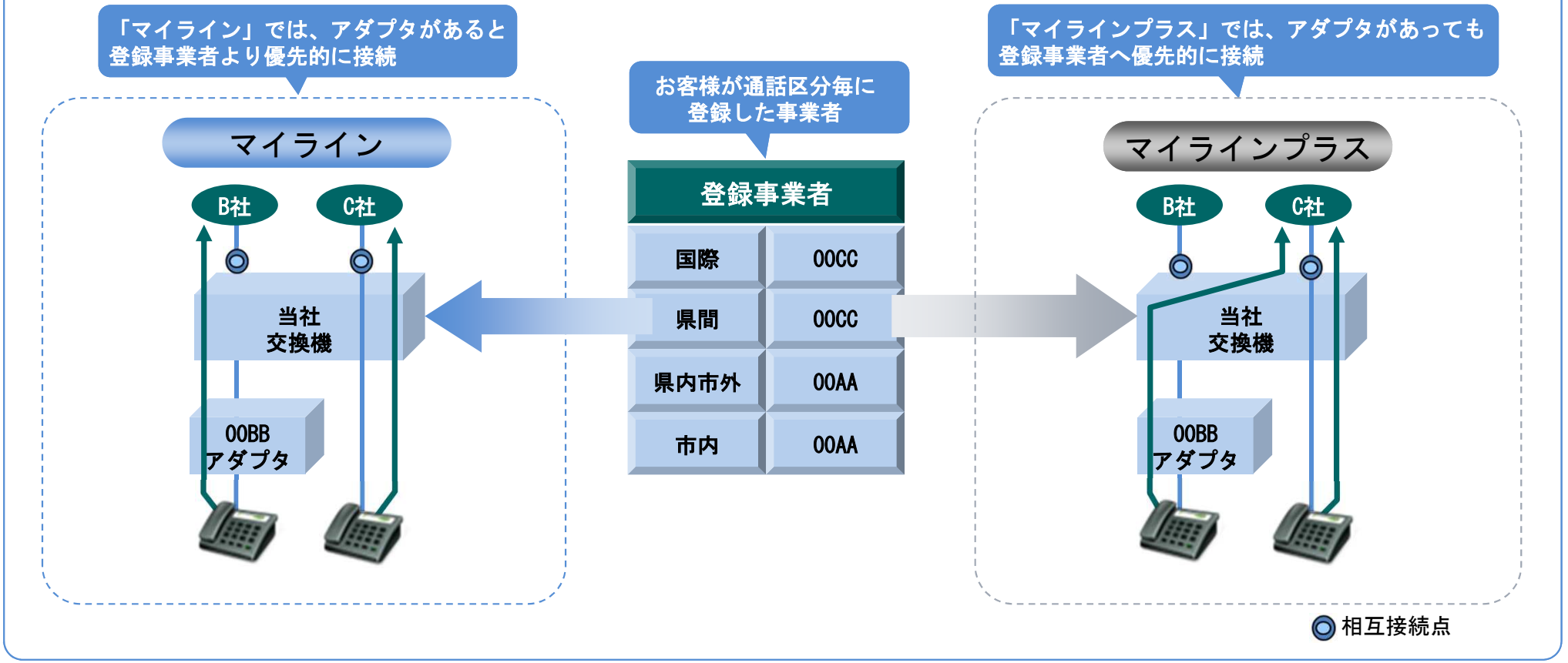

Ⅱ－２　優先接続サービスの提供にあたって

優先接続関係事業者間協議会のご参加について

- 優先接続の円滑な導入と公正競争確保に資するため、優先接続に係る周知活動の実施、利用者からのトラブルの申し出に対する自主的な対応、公正競争等に関する事業者からの問題喚起に係る協議等を行うために、優先接続関係事業者間協議会（以下、協議会という）を設置しております。
- 協議会へご参加をいただく場合には、別添で示した協議会委員、専門員、WG、SWGのメンバーを「FAXシート」にご記入いただき、当社へ送付いただくようにお願いいたします。

マイライン受付センタへの登録に関する情報提示について

- 優先接続に関するお客様からの申込書については、マイライン受付センタにて受け付けいたしておりますが、同センタにおいて優先接続サービスへの登録を要望される他事業者様を優先接続サービスの利用事業者として登録するために、「マイラインセンター事業者登録依頼書」を優先接続サービス開始の2ヶ月前までにご提示いただくようにお願いいたします。
- また、市外局番情報の優先接続サービスの開始時期について、「市外局番情報」により、優先接続サービス開始の2ヶ月前までにご提示いただくようにお願いいたします。
- なお、記入方法については、別途優先接続関係事業者間協議会の受付WG事務局から詳細な説明をさせていただきます。

留意事項

●優先接続サービスの提供については、優先接続導入準備委員会及び優先接続関係事業者間協議会の決定事項を遵守していただきます。

●サービス開始を行うまでには、関連する端末系事業者様の了解を得るようにしてください。なお、サービス開始までに間に合わない場合には、当社からサービス開始の延期をお願いさせていただく場合があります。

●優先接続を実施する場合の主な費用について

・00XY番号を登録するために、トランスレータの展開工事に係る費用が必要となります。なお、優先接続に特化した費用負担はありません。（ただし、受付システムと接続するための環境構築については他事業者様のご負担となります。）

・【網使用料】1通信毎に優先接続機能（接続約款2-2（3）参照）の費用が必要となります。（通常のAC（アクセスチャージ）と合わせて請求させていただきます。）

・【手続費】通話区分毎に、優先接続の区分及び優先接続番号を変更する場合には、優先接続受付手続費（接続約款料金表第2表第2（手続費）2-1（14）参照）が必要となります。（マイラインセンタから請求させていただきます。お客様には、別途当社からマイライン登録料を請求させていただきます。）

（参考） 優先接続関係事業者間協議会の参加に関する書式 ①

別添

優先接続関係事業者間協議会
事　　務　　局

優先接続関係事業者間協議会の参加について

1. 事業者間協議会の運営体制
   (1) 協議会の構成
   ・基本的な構成は下記のとおりであり、研究会にて決定した枠組みの元に、各WGにて検討を進めております。
   ・協議会での課題が、制度全体のルールに係る問題であり、関係事業者間において解決が図られない場合には、研究会に問題提起を行います。

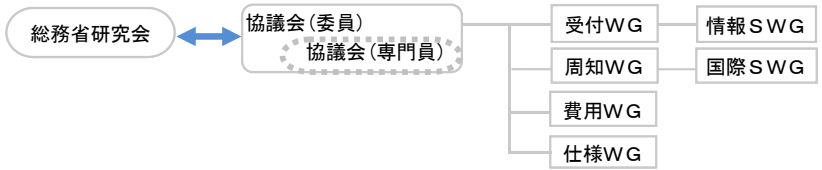

		協議内容	メンバ	事務局	開催周期
協議会	委員	・検討結果の確認 ・研究会への問題提起	優先接続を利用できる事業者（事業者識別番号を取得している事業者）かつ協議会参加希望事業者	電気通信事業者協会	必要の都度
協議会	専門員	・各WGでの結果報告・確認（ただし、WG内で結論を出し難い案件については議論） ・研究会への問題提起			必要の都度
受付WG		・受付処理フローの作成 ・受付センタの構築 ・利用者からの問い合わせ・苦情対応　等	優先接続参加事業者（※）かつWG参加希望事業者 （※）NTT地域へ優先接続に関する接続申込み済みの事業者	NTT地域（西）	必要の都度
情報SWG		・受付センタと事業者間のデータ授受に関わる運用方法の提案		NTT地域（東）	
周知WG		・お客様共通周知の実施 ・周知スケジュールの作成と維持 ・営業に関する問題解決　等		NTT地域（西）	
国際SWG		・国際新ダイヤル手順の周知及び優先接続制度の在日外国人への周知検討		KDDI	
費用WG		・費用負担方法の整理　等		NTT地域（東）	
仕様WG		・今後新たに発生する仕様にかかわる課題解決　等		NTT地域（東）	

但し、WG、SWGは必要により、協議会（専門員）又は各WGの判断のもと追加、廃止を行う。

(2) 協議会へのオブザーバ
事業者識別番号を取得しているものの委員としての出席を希望しない事業者、携帯・PHS・CATVの代表会社、総務省殿

2. 新規事業者様の優先接続関係事業者間協議会への参加について
新規に優先接続サービスを開催される事業者様については、NTT地域会社へ優先接続に関する接続申込みを行った後、委員、専門委員、各WG、SWGのメンバーを別紙FAXシートに記入の上、優先接続関係事業者間協議会事務局まで送付願います。
なお、ご報告頂くメンバーは以下の通りであります。
・協議会メンバー　：委員、専門委員
・WGメンバー　　：受付WG、周知WG、費用WG、仕様WG
・SWGメンバー　：情報SWG、国際SWG

FAXシート

平成　　年　　月　　日
締切：　　月　　日（　）

宛先：優先接続関係事業者間協議会事務局
　　社団法人電気通信事業者協会
FAX：０３―３５０２―０９９２

発信元
貴社名：
ご担当：
電　話：

参加希望WG、SWG：
貴社名：
部署名：
氏名：
TEL：
FAX：
E-mail：

（参考）優先接続関係事業者間協議会の参加に関する書式 ②

東日本電信電話株式会社殿
西日本電信電話株式会社殿

平成　　年　　月　　日

マイラインセンター事業者登録依頼書

○○会社

マイラインセンターへの事業者登録を申請いたします。登録情報については下記の通りとさせていただきますので対応方よろしくお願い申しあげます。

項目			記入欄注意事項	記入欄	登録区分	設定値更新日
テーブル設定情報	事業者識別番号	市内通話区分	半角7文字以内		新規	
		県内市外通話区分	半角7文字以内		新規	
		県外市外通話区分	半角7文字以内		新規	
		国際通話区分	半角7文字以内		新規	
	CMT使用ラベル種別	ラベル種別	「JIS」or「IBM」記入		新規	
	事業者略称名称	略称1	全角15文字以内		新規	
		略称2	全角15文字以内		新規	
		略称3	全角15文字以内		新規	
		略称4	全角15文字以内		新規	
		略称5	全角15文字以内		新規	
		略称6	全角15文字以内		新規	
		略称7	全角15文字以内		新規	
		略称8	全角15文字以内		新規	
		略称9	全角15文字以内		新規	
		略称10	全角15文字以内		新規	
		略称11	全角15文字以内		新規	
		略称12	全角15文字以内		新規	
		略称13	全角15文字以内		新規	
		略称14	全角15文字以内		新規	
		略称15	全角15文字以内		新規	
		略称16	全角15文字以内		新規	
		略称17	全角15文字以内		新規	
		略称18	全角15文字以内		新規	
		略称19	全角15文字以内		新規	
		略称20	全角15文字以内		新規	
		略称21	全角15文字以内		新規	
		略称22	全角15文字以内		新規	
		略称23	全角15文字以内			
		略称24	全角15文字以内			
		略称25	全角15文字以内			
		略称26	全角15文字以内			
		略称27	全角15文字以内			
		略称28	全角15文字以内			
		略称29	全角15文字以内			
		略称30	全角15文字以内			
	ダイヤルアップ用発信者電話番号	発信者電話番号	全角15文字以内		新規	
		理由	セル内に記入		ー	ー
	RADIUS認証用ユーザID	ユーザID	下記参照		新規	
		理由	セル内に記入		ー	ー
	FTPサーバ認証用ユーザID	ユーザID	下記参照		新規	
		理由	セル内に記入		ー	ー
	Webサーバ認証用ユーザID	ユーザID	下記参照		新規	
		理由	セル内に記入		ー	ー
	Web参照時のグローバルIPアドレス		セル内に記入		新規	

注意事項
1. 記入欄は記入欄注意事項の制限内で記入願います。
2. 登録区分は「新規」「変更」「削除」のいずれかで記入願います。
3. 「設定値更新日」はYYYYMMDDの形式で記入願います。（例：２００１年１月１０日→２００１０１１０）
4. RADIUS認証用ユーザID・FTPサーバ認証用ユーザID・Webサーバ認証用ユーザIDのパスワードはネットワーク情報連絡部門の担当者に直接連絡されます。
そのため、事前に必ず登録が必要です。FTPサーバ認証用パスワードは1ヶ月毎、RADIUS認証用パスワードとWebサーバ認証用パスワードは１年毎にマイラインセンターより発行されます。
5. ユーザIDの付与基準（◎：必須事項）
◎半角の英数字で構成されていること
◎英字（アルファベット）が２文字以上入っていること
◎６文字以上８文字以内であること
・他者に推測されにくいIDであること（特にFTPサーバ認証用）
・RADIUS認証用・FTPサーバ認証用・Webサーバ認証用は同じでも可
6. ユーザIDの変更する場合には理由を記入願います。理由なき変更は受理できない場合があります.
7. Web参照時のグローバルIPアドレスはWebサーバへのアクセス制限に利用し、申請されたIPアドレスからのアクセスを許可します。
一般にはProxyサーバ等のグローバルIPアドレスを記入します。複数Proxyサーバがある場合は各々のアドレスを「;」（セミコロン）で区切って下さい。例１０．０．０．１；１）
8. 本様式は登録や変更を行う日から一ヶ月前までに提出願います。

平成　　年　　月　　日

西日本電信電話株式会社殿

会社

市外局番情報

○○ZA

市外局番	地域	開始時期 年　月　日

Ⅲ－１　番号ポータビリティの提供　①

　番号ポータビリティとは、利用者がこれまで自らの番号として用いていた電話番号等を変更せずに、その利用契約する電気通信事業者を変更できるようにするものです。
　一般加入電話・ＩＳＤＮの電話番号を対象とした「一般番号ポータビリティ」、着信課金サービス用番号（0120または0800で始まる番号）を対象とした「着信課金ポータビリティ」があり、平成13年3月より開始しています。

一般番号ポータビリティ

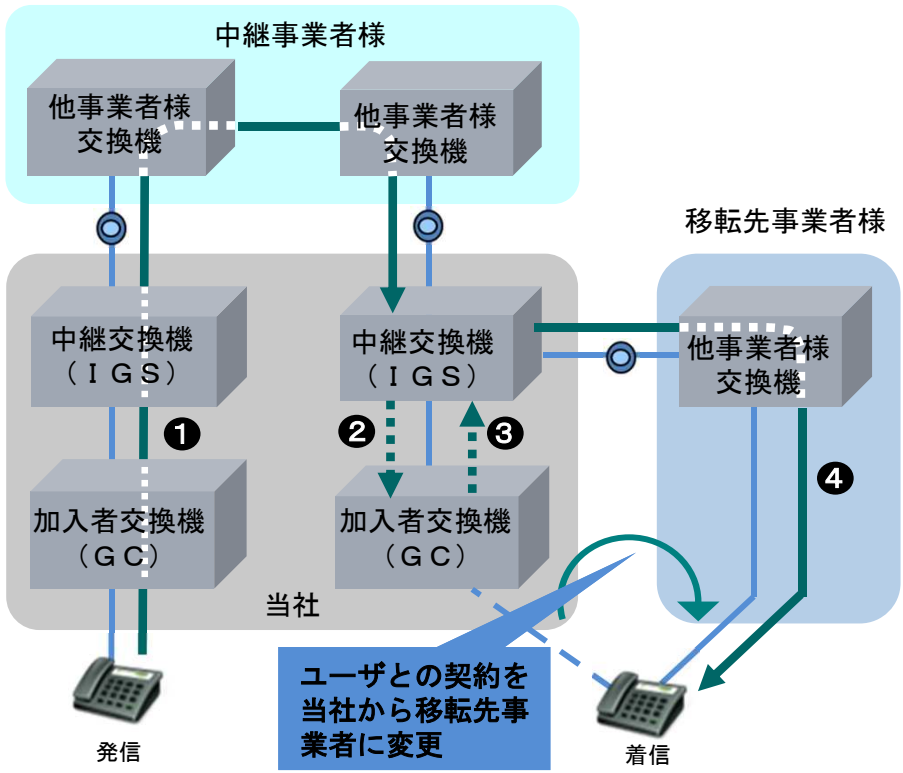

❶「06-4793-XXXX 」でルーティング
❷「06-4793-XXXX 」を移転先番号「06-4444-####」に変換
（番号ポータビリティ実現）
❸　回線を切りもどし　❹「06-4444-####」でルーティング

着信課金番号ポータビリティ

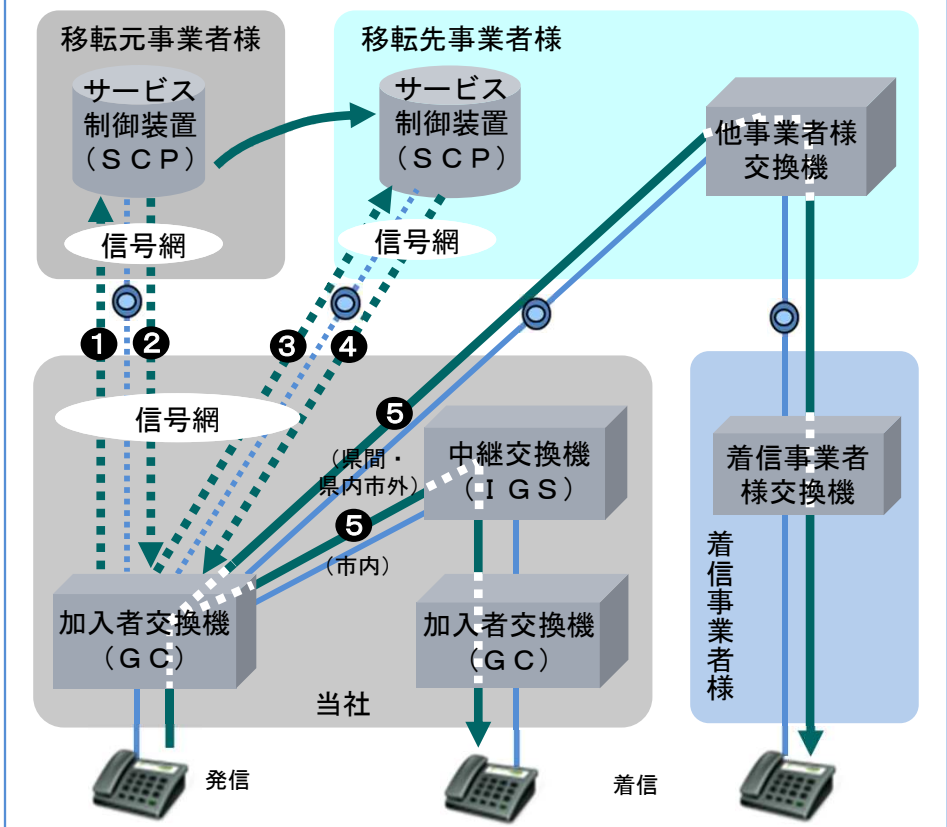

❶移転元事業者データベースに問い合わせ　❷移転先事業者を通知
❸移転先事業者データベースに問い合わせ
❹ユーザの電話番号を通知　❺ユーザにルーティング・着信

Ⅲ－１　番号ポータビリティの提供 ②

リダイレクション方式とは、発信事業者等がリルーティングを実行する網（リダイレクション実行網）となり、移転元事業者へ通知することで、移転元事業者は移転先を示す情報を抽出し、リダイレクション実行網まで回線を遡って開放し、リダイレクション実行網から移転先事業者へ回線設定を実行する方式です。
一般番号ポータビリティのリダイレクション方式は、平成19年2月より提供を開始しています。

一般番号ポータビリティ（リダイレクション方式）

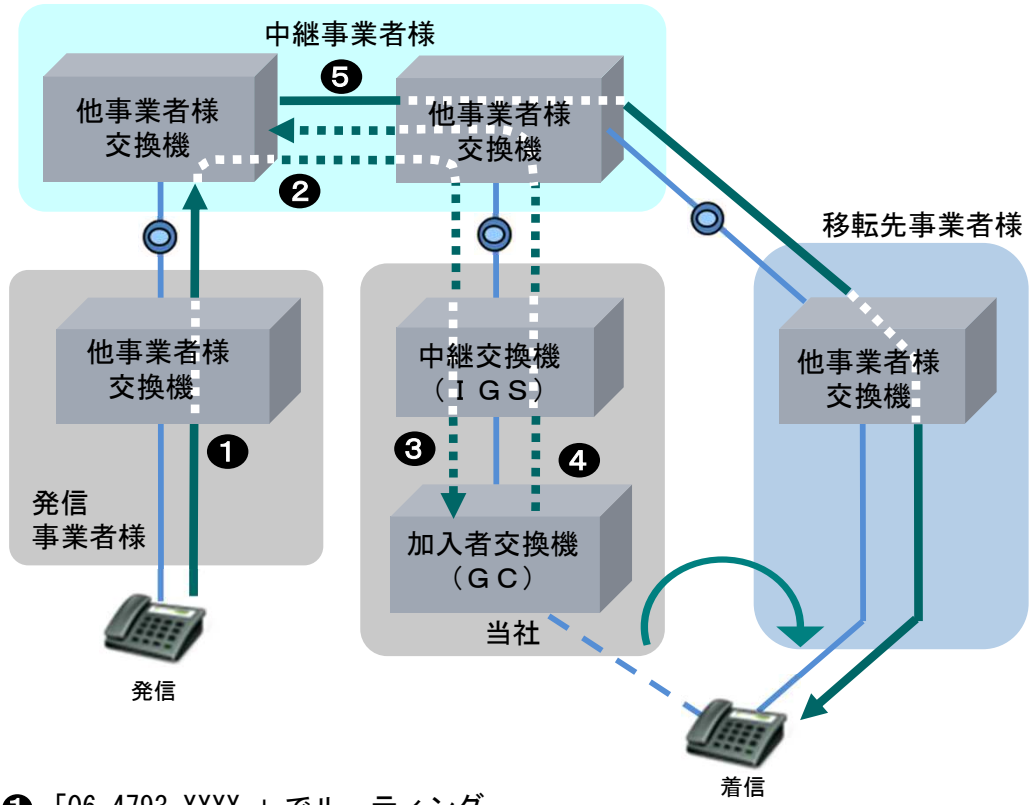

❶「06-4793-XXXX 」でルーティング
❷ リダイレクション実行網であることを移転元事業者へ通知
❸「06-4793-XXXX 」を移転先番号「06-4444-####」に変換
❹ 回線を切りもどし　❺「06-4444-####」でルーティング

Ⅲ－２　番号ポータビリティ申込受付について

事業者様からの番号ポータビリティ申込みのうち、以下のパターンについてオンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

①ＮＴＴ西日本から他事業者様へ番号ポータビリティする場合の申込み
②番号ポータビリティした番号が事業者様で廃止となる場合の申込み
③番号ポータビリティ提供不可電話番号の休止・契約解除のユーザ代行申込み

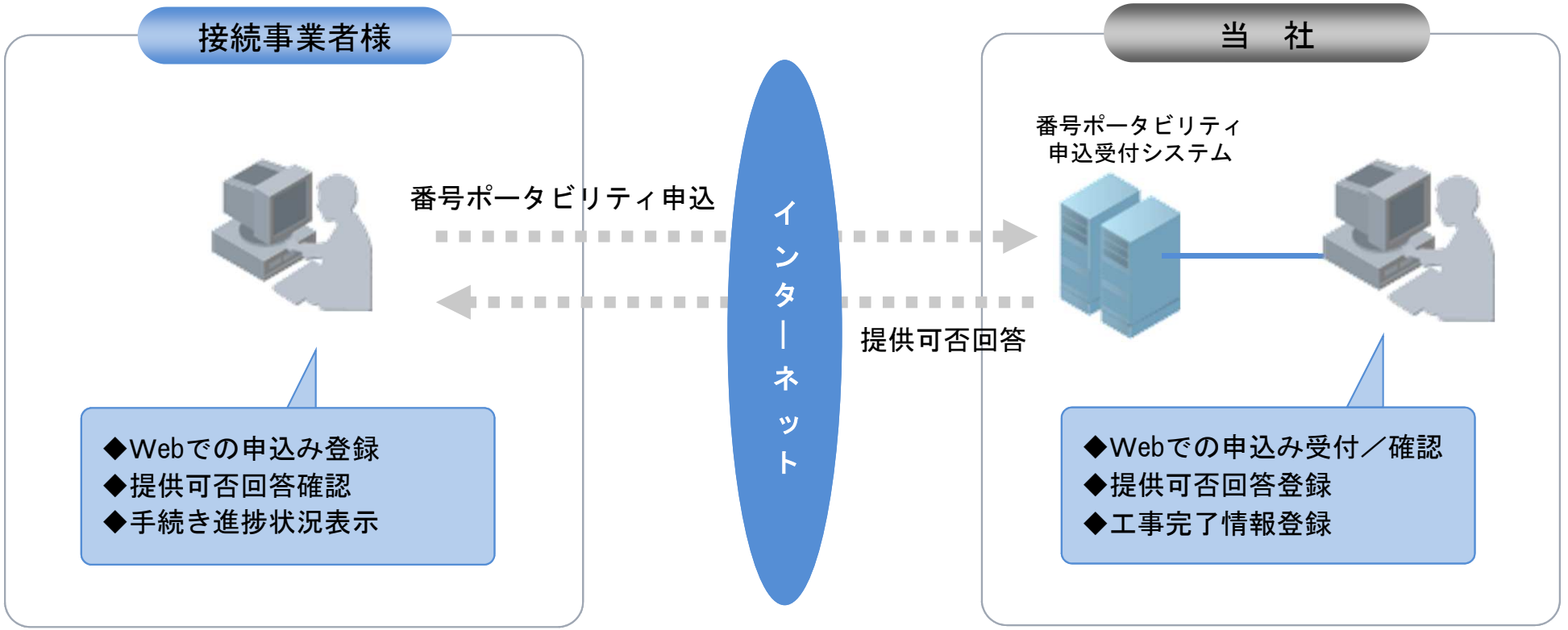

Ⅲ－３　番号ポータビリティ利用に関する申込書記入例 ①

様式８

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
　○○　○○　殿

○○第○○○○号
平成○○年○○月○○日

○○○○株式会社
○○　○○　　印

事前調査申込書

次の通り、貴社の網との接続を行いたいので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	一般加入電話・ISDN番号ポータビリティの実現
協議事項に関する具体的内容	別紙のとおり
接続（変更）希望時期	平成○○年○月
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	○○○株式会社　○○○部 ○○○担当　○○　○○ TEL: FAX: E-MAIL:

別紙

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所				
接続約款記載の接続箇所				
接続約款記載以外の接続箇所				
2. 電気通信設備の分界点				
(1) 相互接続点設置希望場所				
3. 接続対象地域				
(1) 弊社接続対象地域	弊社が総務大臣に登録を受けた範囲			
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア：			
	NTT西日本網接続エリア：			
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）				
新たな技術的条件の有無	有　　無			
接続約款記載の技術的条件での接続の場合 詳細は別紙に記載する		信号網構成	対応網	準対応網
		信号速度	4.8kb/s	48kb/s
		回線留保 優先発ユーザ留保回線制御機能	有	無
		回線留保 両方向留保回線制御機能	有	無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合				
5. 電気通信設備の建設に係る事項				
(1) 相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量	(1)			
(2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件　等	(2)			

一般加入電話・ISDN番号ポータビリティに関するトラヒック量等の予測を記述（別紙添付でも可）

Ⅲ－４　番号ポータビリティ利用に関する申込書記入例 ②

6. 接続形態

接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	別表2　接続形態「1適用」表中（3）のウ項による。
	任意約款	
接続約款記載の接続形態以外の場合		

7. 網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	

8. 業務遂行上の協力事項

（1）NTT西日本に協力依頼する事項	

9. 事業者間識別番号及びその種別

事業者識別番号	（　00X1Y1　）	（　00X2Y2　）	（　　）
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			

事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに〇印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に〇印を記入。

10. 優先接続機能

優先接続機能の利用	有　　無			
通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話	国際通話
優先接続番号				
提供区域				

11. その他

なお、弊社の業務エリアで、貴社の局番が新規に追加された場合についても、当該局番を一般加入電話・ISDN番号ポータビリティの対象とすることとします。
- 一般加入電話・ISDN番号ポータビリティについては「番号ポータビリティの実現方式に関する研究会報告書（平成10年5月）」及び「『番号ポータビリティの費用負担に関する研究会』報告書（平成11年3月）」を前提とし、「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ仕様書」、「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」及び平成11年9月以降に実施した一般加入電話・ISDN番号ポータビリティに関する合同事業者協議の結果に従うこととします。
- 一般番号・ISDN番号ポータビリティの移転先となる番号（ルーティング番号）は、貴社にてトランスレータ展開工事が完了している弊社局番を持つ番号とします。
- 一般番号・ISDN番号ポータビリティに関する実現については、別紙●の接続形態に記載の料金設定事業者様から了承を得ております。
- 弊社一般番号・ISDN番号ポータビリティ加入者の発信時の発IDについては、表番号を設定いたします。

Ⅳ 番号情報データベース（ＴＤＩＳ）の提供

番号情報データベース（TDIS）は、NTT東西を含む直収電話番号を持つ事業者様や携帯電話事業者様がTDISへの登録事業者となり、登録された番号情報（電話番号、住所、氏名）を番号案内事業者様や電話帳発行事業者様が利用事業者としてご活用いただいております。

接続約款第97条の2、第97条の3

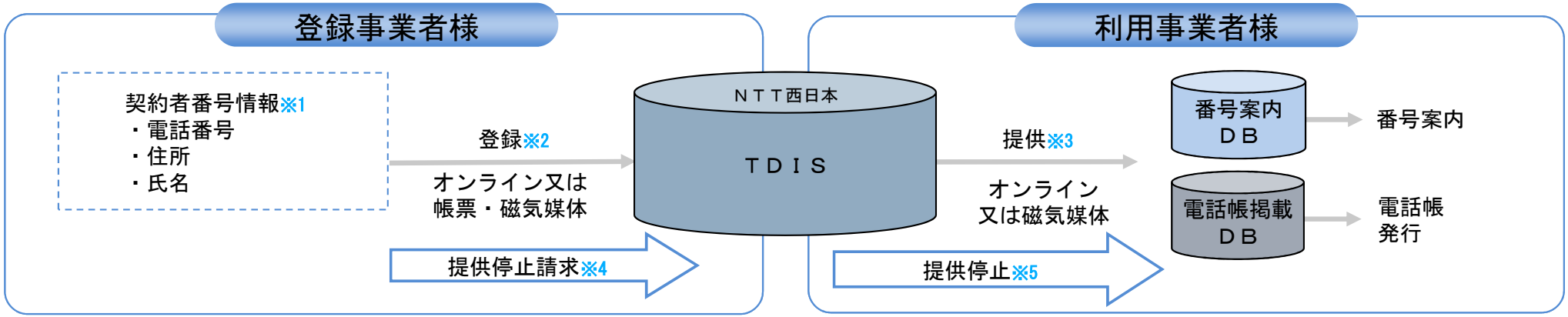

解　説

※1 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令（以下、「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に遵い、電話帳掲載（①職業別：住所・企業名・電話番号・職業を電話帳に掲載或いはこれらのデータを販売するもの。　②その他：①以外で、住所・氏名（企業名）・電話番号を電話帳に掲載するもの。注：※電子データをダウンロードし加工されることで、逆検索等、個人情報の不当な二次利用が行われるおそれがあることから、TDIS利用事業者による個人名の電磁媒体(Web、CD等)での第三者への提供は禁止とします。）又は番号案内（オペレーター等への問合せに対して、住所・氏名・企業名から特定できる電話番号を案内するもの）に必要な範囲で当社が別に定めるものに限ります。

※2 次の場合を除き契約者番号情報登録を行います。
(1) その協定事業者が接続約款料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第4欄に規定する網使用料若しくは第68条（手続費の支払義務）に規定する手続費の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
(2) 協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合。
ア　協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます）。
イ　協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。
ウ　協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。
エ　協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。
オ　その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

※3 次の場合を除き番号情報データベースに収容された契約者番号情報を提供します。
(1) その協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。）が料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第5欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
(2) 協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合
ア　協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合には、協定事業者のデータベースを遅滞なく修正すること。
イ　登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと
ウ　協定事業者が、自ら電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
エ　契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。
オ　その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

※4 当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、当該利用事業者から番号情報の提供停止に関して苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、登録事業者の責任により対応していただきます。

※5 当社は、登録事業者からの番号情報提供停止の請求があった場合には、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された利用事業者に通知して、当該登録事業者の契約者にかかる番号情報の提供を停止します。

Ｖ－１　相互接続回線の建設申込み手続き等について

相互接続回線の申込み手続きについては、毎年４月・10月の年２回の「定期申込み」を基本として他事業者様へ対応させていただきます。

☞ 接続約款第２３条～第２８条、第５０条

申込み手続きスケジュール

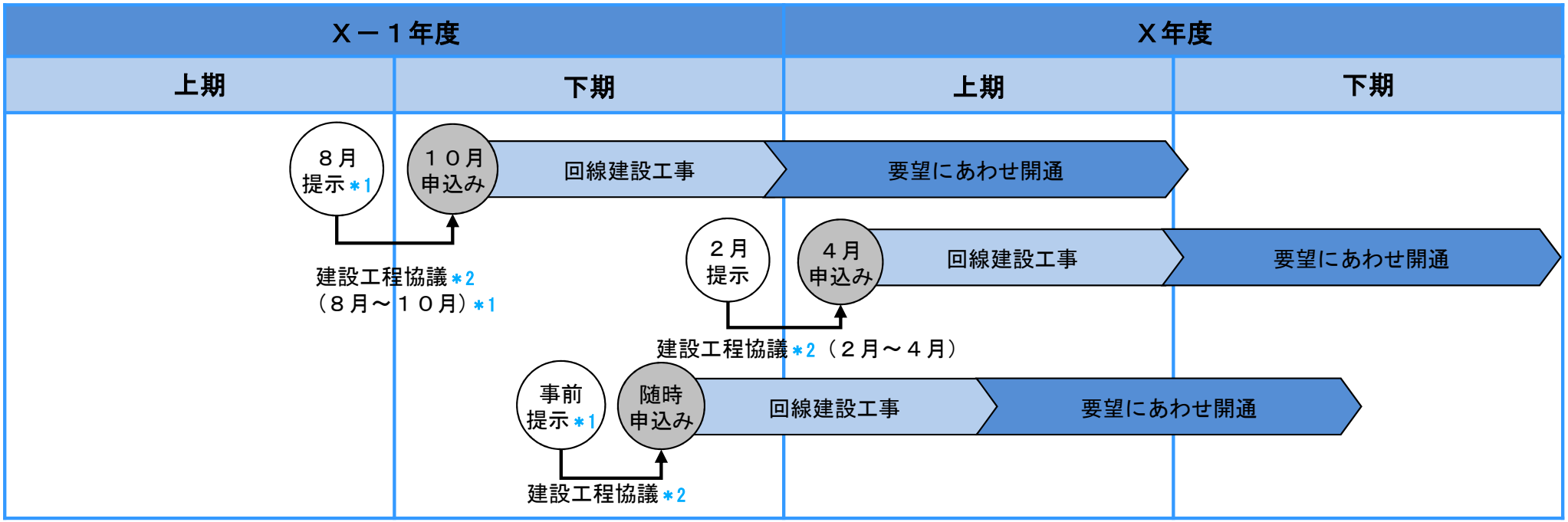

解　説

＊1 建設申込みに先立ち、他事業者様のご要望回線数、実績・予測トラヒック及び伝送装置等の収容状況に係る情報をご提示いただきます。
＊2 回線数及び回線建設工事の実施時期に関する協議を行わせていただきます。
※随時申込みについては、接続約款に定める次の条件に該当する場合に限り、受け付けることとします。
　協定事業者様のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます）が継続的に発生するおそれがある場合、又は、協定事業者様のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合。
※端末系交換機能に係る「加入者交換機接続用伝送装置利用機能」並びに「加入者交換機回線対応部専用機能」、中継系交換機能に係る「中継交換機回線対応部専用機能」、及び中継伝送機能に係る「中継交換機接続用伝送装置利用機能」については、接続約款に定める当該費用を、協定事業者様の申し込み回線数に応じて、個別にご負担いただきます。

Ｖ－２　相互接続回線の建設申込み手続き

当社では、トラヒック・回線数の通知を受領したあと、建設申込み（定期申込み・随時申込み）を受けて、相互接続手順に沿って以下のとおり接続を開始いたします。

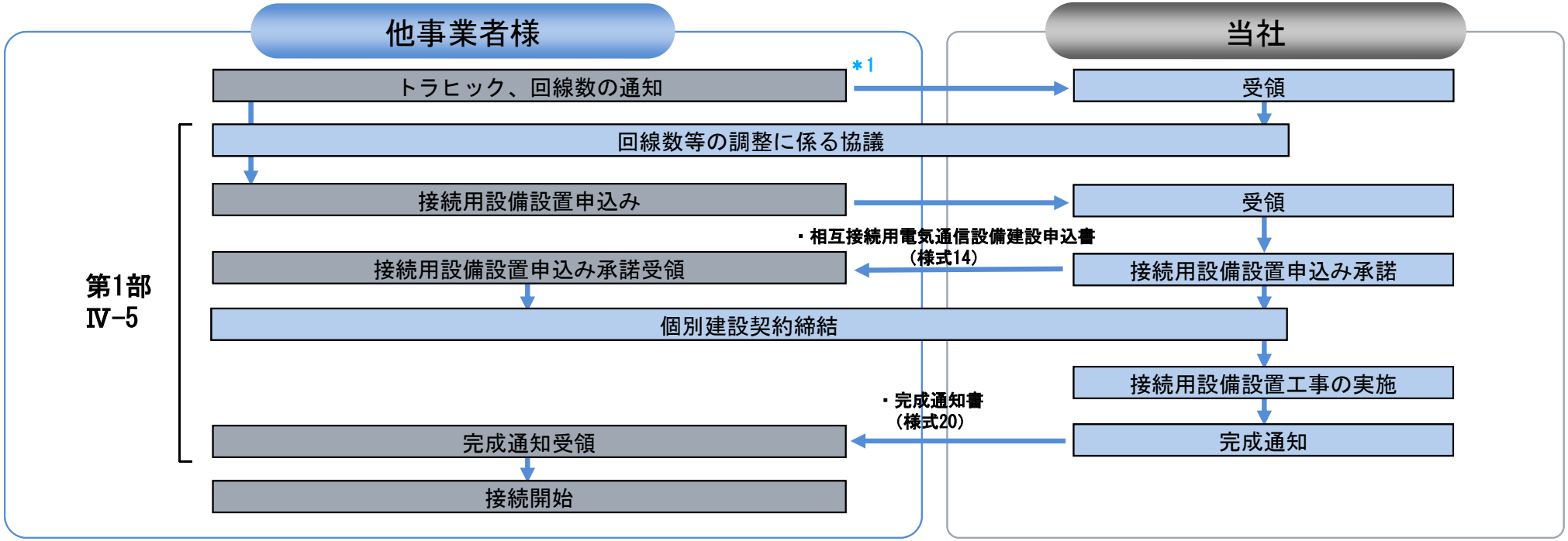

解　説

＊1他事業者様に提示いただく資料
①相互接続点毎・交換機毎の実績トラヒック・予測トラヒック・予測回線数
★実績トラヒック
上期 5.6.7月実績
下期 11.12.1月実績
随時 過去3ヶ月実績
★予測トラヒック・予測回線数
上期 翌年度9月、3月末
下期 翌年度3月、翌々年度9月末
随時 接続開始希望月を含む半期末、翌半期末、翌々半期末
②伝送装置等の収容状況に係る情報
③その他当社が協力要請するもの
申込み回線数
MA毎・市内局番毎の実績トラヒック・予測トラヒック・予測回線数

別 添

設備導入計画提示マニュアル
（抜粋）

Ⅰ　設備導入計画提示マニュアルの概要

当社では多種多様なサービスの提供とネットワーク運営の効率化及びコスト削減を目指しているところですが、他事業者様への影響等を考慮するとこれらの計画を早期の段階から通知する必要があります。そこで、他事業者様との円滑な加入者交換機接続の実現、事業者間の効率的な設備構築推進を目的とし、当社のネットワークの構造改革等に伴う設備導入計画提示方法について、当社と相互接続を実施している他事業者様と整理を図り、平成10年11月に「NTT設備導入計画提示マニュアル」を発行いたしました。
ここでは本マニュアルの中から基本的考え方、提示情報等について抜粋して掲載しております。

・基本的な考え方 ・・ 28
・情報提示にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
・提示情報の概要 ・・ 30
・提示スケジュール ・・・ 31
・設備構築計画策定に必要な情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
・ルーチングに必要な情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
・計画の変更及びその通知について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

Ⅱ　基本的な考え方

基本的考え方

当社が実施する設備導入計画提示は、他事業者様の効率的な設備作りを目的として自主的に行うものです。

本情報提示範囲の考え方は、当社のネットワークの構造改革等に伴う設備導入による、他事業者様側の既存ネットワーク及び事業計画等への影響を考慮して行うものであるため、提示対象情報は「他事業者様とNTT西日本の接続箇所（POI）の変更を伴う設備導入計画に関する情報」とします。

他事業者様がネットワーク設備の更改等を実施する場合の情報提示は、本情報提示の考え方に双務的に対応されるものと考えます。

本提示情報は、今後の社内外の環境変化等により変更が考えられます。当社で計画変更が生じた場合には、速やかに通知させていただくとともに、それに伴う他事業者様の計画変更については柔軟に対応させていただきます。

情報提示対象事業者様及び対象エリア

〇情報提示対象事業者様　・既に交換機接続（注1）を実施されている他事業者様
・新たに交換機接続を実施される予定の他事業者様（注2）

〇情報提示対象エリア　他事業者様の「接続対象エリア」の「都道府県単位」（注3）とさせていただきます。
接続対象エリア拡大等に伴い他エリアの情報提示が必要な場合は、交換機接続実施予定事業者様と同様に、接続協議の各段階に応じ必要と判断された情報を順次提示していくこととします。

（注1）交換機接続の対象は以下のとおり　①加入者交換機接続、②中継交換機接続、③信号用中継交換機接続。
（注2）接続協議の各段階に応じ必要と判断された情報を順次提示していくこととします。
（注3）一部当社の支店エリア区分に準じて対象エリアを区分させていただく地域があります。

Ⅲ 情報提示にあたって

守秘義務について

他事業者様へ提供する情報は経営情報の一部であることから、提供情報の秘密を厳守し目的外に利用しないこととします。

計画変更時の費用負担について

本情報提示は、当社のネットワーク設備に対する他事業者様からの個別建設申込み時の計画提示とは異なり、他事業者様の効率的な設備作りを目的として自主的に行うものです。

当社が提示した情報に計画変更が生じ、その変更に伴い他事業者様の建設申込みに変更が発生する場合、当社はその変更に対応することを前提とします。

当社の計画変更に因らない他事業者様からの計画変更については、個別協議を行いできる限り対応しますが、緊急対応等については必要な費用をご負担いただきます。

S※－6ヶ月以内の当社の計画変更による他事業者様の計画変更工事費用につきましては接続約款第88条（免責）により協議させていただきます。

※サービス開始時期を指します。

Ⅳ 提示情報の概要

当社から提示させていただく「他事業者様とNTT西日本の接続箇所（POI）の変更(注)を伴う設備導入計画」に関する情報には、「設備構築計画策定に必要な情報」と「ルーチングに必要な情報」の2種類があります。

（注）NTT西日本の接続箇所（POI）の変更とは、接続対象ユニットが変更になることをいいます。

①設備構築計画策定に必要な情報

他事業者様が設備構築計画を策定する上で必要な情報

〇年間情報（X年度上期：X−1年度7月、X年度下期：X−1年度1月）

〇随時情報（変更の都度随時）

②ルーチングに必要な情報

他事業者様がトランスレータの展開等ルーチングに必要な情報

〇局番情報（S−6ヶ月）

〇局番情報（S−1ヶ月）

詳しくは“Ⅴ 提示スケジュール”を参照

Ⅴ 提示スケジュール

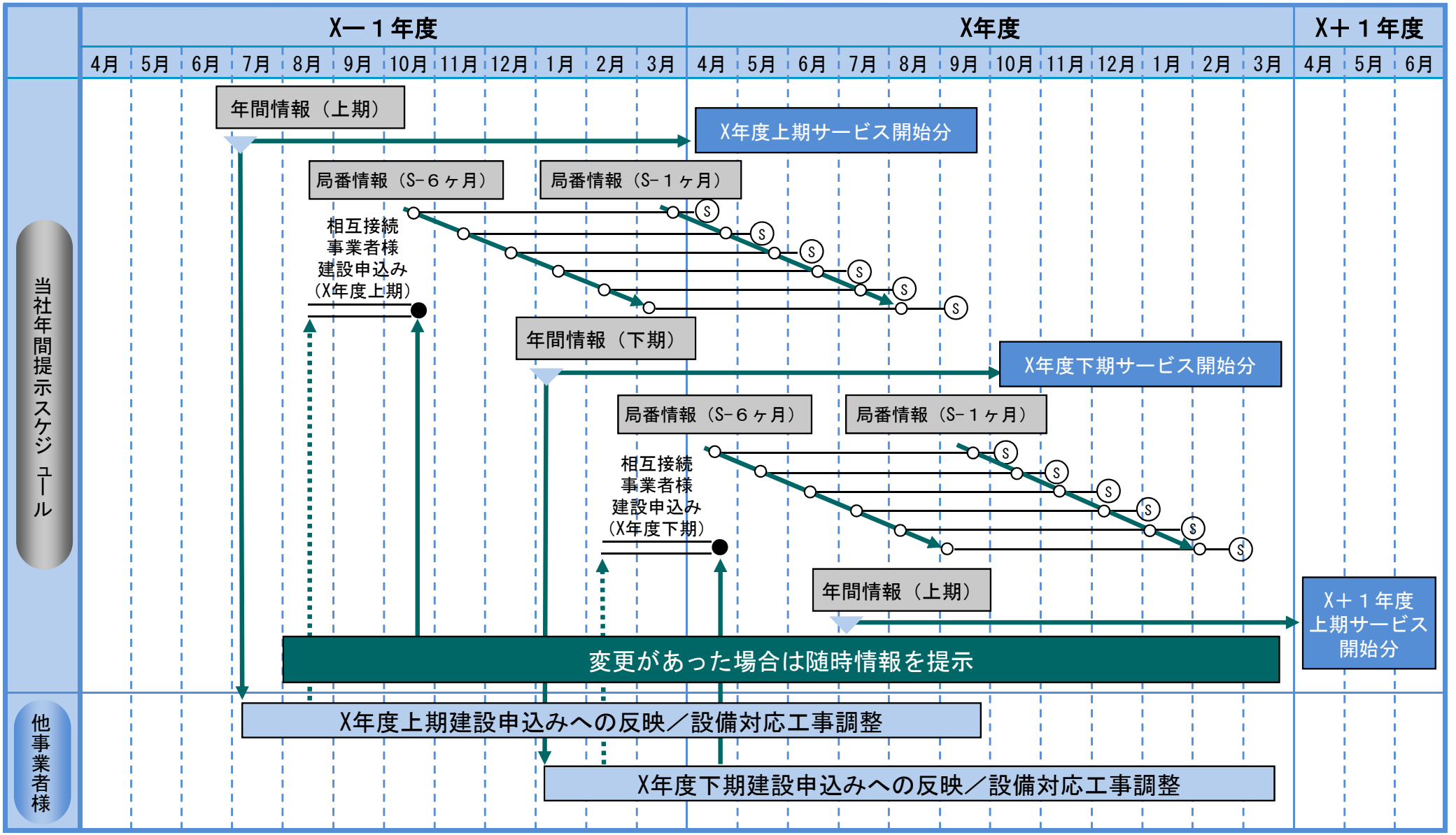
X－１年度
X年度
X＋１年度
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
4月 5月 6月
当社年間提示スケジュール
他事業者様
年間情報（上期）
X年度上期サービス開始分
局番情報（S-６ヶ月）
局番情報（S-１ヶ月）
相互接続事業者様建設申込み（X年度上期）
S
年間情報（下期）
X年度下期サービス開始分
局番情報（S-６ヶ月）
局番情報（S-１ヶ月）
相互接続事業者様建設申込み（X年度下期）
年間情報（上期）
X＋１年度上期サービス開始分
変更があった場合は随時情報を提示
X年度上期建設申込みへの反映／設備対応工事調整
X年度下期建設申込みへの反映／設備対応工事調整

Ⅵ 設備構築計画策定に必要な情報（年間情報・随時情報）

他事業者様が設備構築に必要な情報（年間情報）をX－1年度7月とX－1年度1月に提示いたします。
○年間情報（X年度上期）：X－1年度7月に提示
○年間情報（X年度下期）：X－1年度1月に提示
○随時情報：変更の都度随時提示（年間情報の修正版）

●設備構築計画策定に必要な情報（例：加入者交換機接続）

基礎情報

①支店名
②都道府県名
③MA名
④ビル名
⑤交換機種名
⑥ユニット名

設備情報

⑦計画端子数（注1）
（INS64・INS1500・加入電話）
⑧サービス開始予定月
⑨帰属先情報（注2）
⑩DPC番号
⑪収容局番（新規追加局番の有無）
⑫収容局番（既存巻取局番）
⑬巻取局番収容元情報（注3）

（注1）計画端子数はS＋１２ヶ月分を見込んだものです。
（注2）対象交換機が接続（帰属）する交換機の情報
（注3）対象交換機へ巻取られる局番が収容されていた元の交換機の情報

Ⅶ ルーチングに必要な情報（局番情報）

他事業者様がトランスレータの展開等ルーチングに必要な情報（局番情報）をS―6ヶ月とS―1ヶ月に提示します。
〇S―6ヶ月の局番情報では、「異動日時」情報として「サービス開始月旬」、「収容局番」情報として「新規展開番号」を提示します。
〇S―1ヶ月の局番情報では、「異動日時」情報として「サービス開始日時」を提示します。

●ルーチングに必要な情報（局番情報）

①電話網MA名

②ビル名・ユニット名
- 交換機種名
- ビル名
- ユニット名

③異動種別

④異動日時

⑤異動前の状況
- 収容局番
- DPC番号

⑥異動後の状況
- 収容局番
- DPC番号

⑦記事

Ⅷ 計画の変更及びその通知について

当社の設備導入計画は、需要動向によるところが大きく、早期に計画確定を行うことは困難です。このため、各情報の提示後に計画の変更が生じる場合があります。この場合、他事業者様の設備計画にも影響がある場合があるため、その都度「随時情報」にて通知させていただきます。

●設備構築情報（年間情報上期・下期）の変更

通知方法	提示後に計画変更が生じた場合には、その都度変更が明確になった時点で、速やかに「随時情報」により通知いたします
対象情報	全年間情報

●ルーチング情報（局番情報）の変更

通知方法	提示後に計画変更が生じた場合には、次回の局番情報に変更分を盛り込み提示します
対象情報	番号に関する変更が基本であり、設備構築情報に極力影響がないものとします

第2章

光ファイバ

Ⅰ　光ファイバ設備の構成

当社では、接続事業者様の要望に応じ、光ファイバ設備を提供しております。

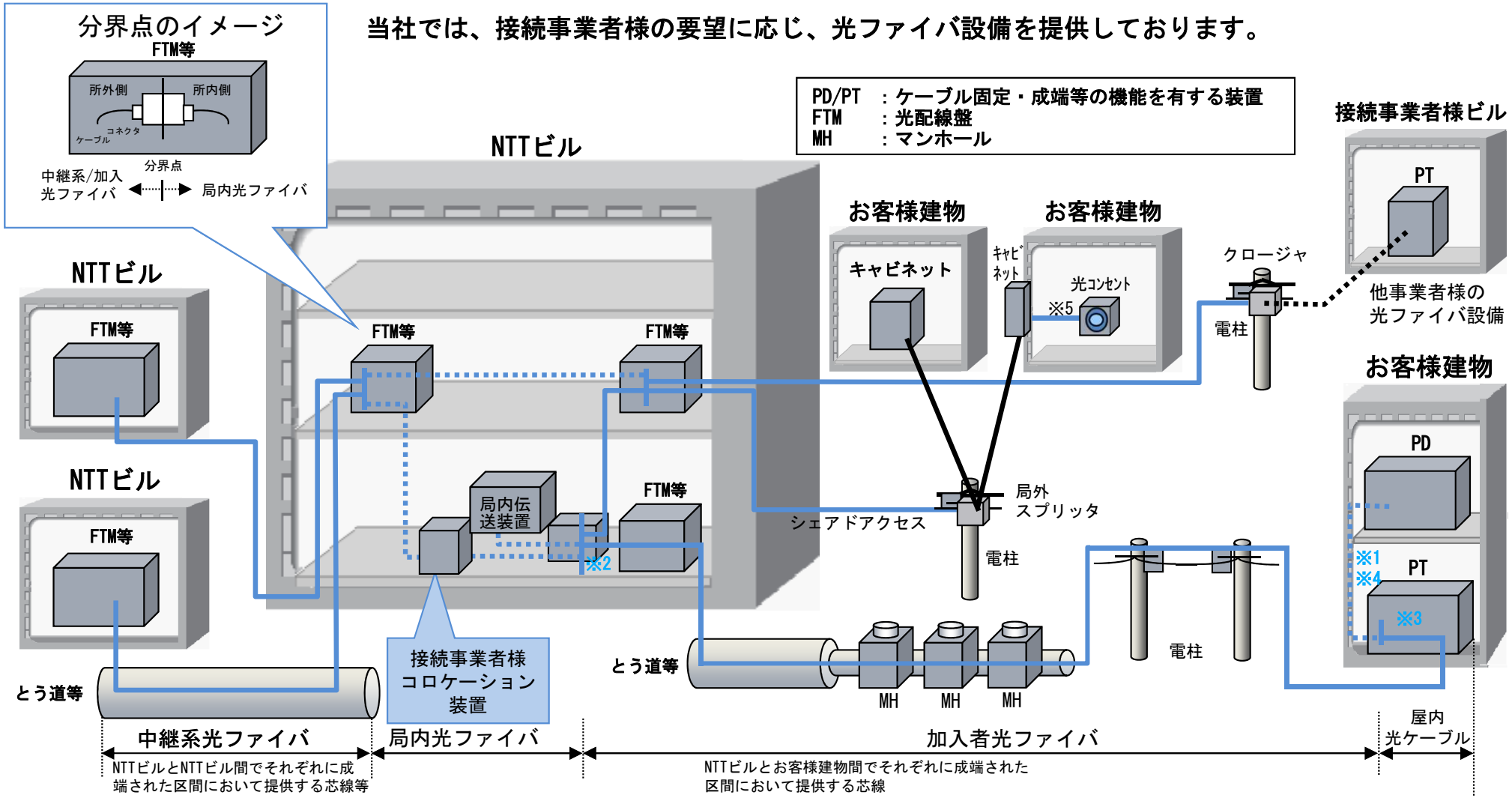

※1 当社ビル以外のビルにおいては、ビルオーナ様の指示により、ビルオーナ様が敷設したケーブルを利用することがあります。その場合の提供条件はビルオーナ様によります。
※2 新たな配線盤設置ビルの場合。
※3 屋内光ケーブル区間の提供につきましては、当社担当者のお客様建物への入館に際して、原則として接続事業者様又は当該ビルに入居されているエンドユーザ様等を通じてビル管理者様の許可を取得していただく必要があります。この場合、接続事業者様にエンドユーザ様等への対応をお願いすることとなります。
※4 既に設置された当社の屋内光ケーブルがあり、かつ提供可能な空きが存在する場合に提供します。
※5 主として一戸建ての建物に設置される光屋内配線を含みます。

Ⅱ　光ファイバ開通申込受付について

光ファイバ接続事業者様からの受付業務を効率化するために、光ファイバ接続事業者様～当社間の以下の「申込み」に係る情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。
ご利用にあたっては、「『光ファイバ開通申込受付システム』の利用に係る覚書」を締結していただきます。

●線路設備調査及び接続申込み※1　●線路設備接続申込み　●回線廃止申込み

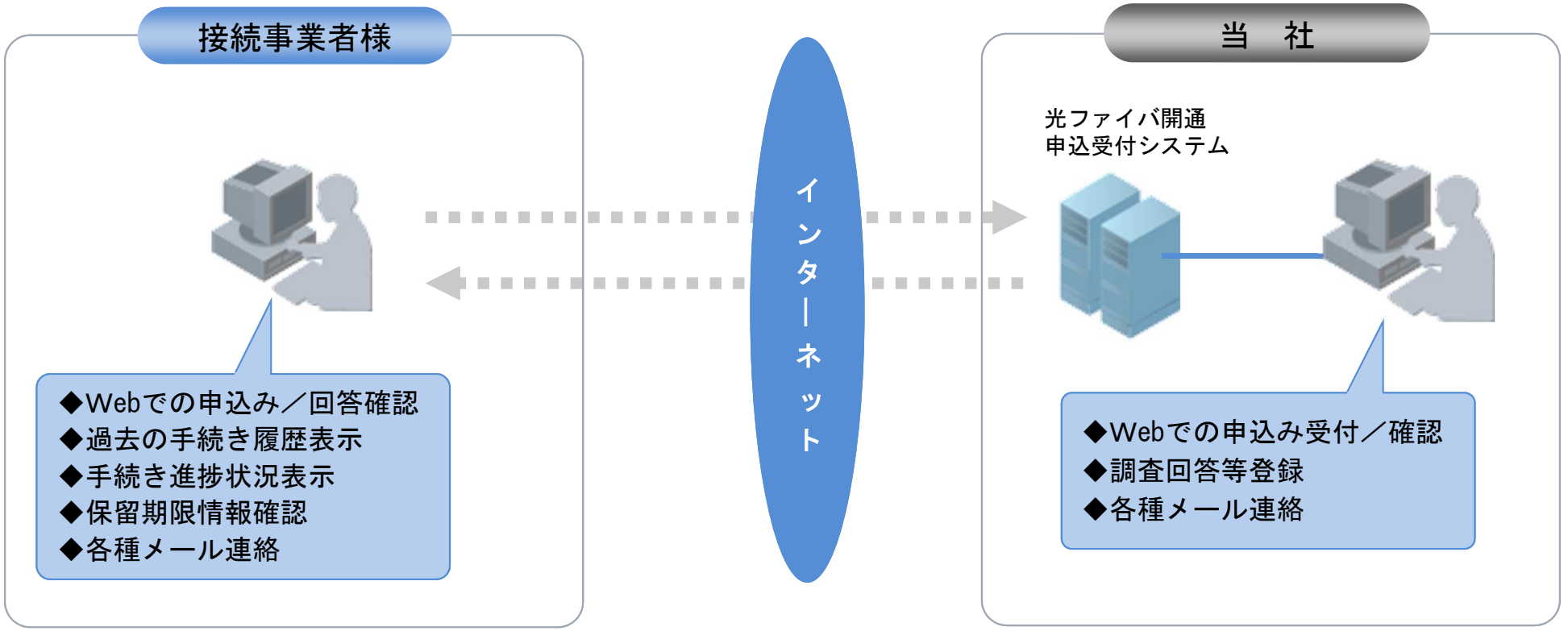

※1　中継系光ファイバ利用の場合のみ

Ⅲ 光ファイバに関する情報開示

最新の情報はホームページをご覧ください。http://www.ntt-west.co.jp/open/hikarika/index.html

区分		情報開示項目	具体的内容		実施方法
①事業展開に必要な概略情報	中継系光ファイバに関する情報	提供可能区間	提供可能な光ファイバ設備の区間（NTTビルーNTTビル間）を列挙	区間単位に列挙	
		光ファイバ種類	提供可能な光ファイバの種類と波長を列挙	・種類は区間毎に列挙 ・波長は西日本エリア全体で列挙	
		コネクタ種類	提供可能な光ファイバのコネクタ種類を列挙	西日本エリア全体で列挙	
		概算光ファイバ長	料金算定の単位となるファイバの概算長	区間毎に列挙	
		全芯線数	区間毎に存在する光ファイバの芯線数	区間毎に列挙	
		未利用芯線の状況及びランク変動の理由	区間毎の未利用芯線数の状況のランク表示及びランク変動理由の表示	区間毎に列挙	
		光ケーブル敷設計画	光ケーブル敷設計画がある場合、その時期を表示	区間毎に列挙	
		ＷＤＭ装置の有無	未利用芯線数が4芯以下の区間毎にWDM装置の有無を表示	区間毎（未利用芯線数が４芯以下のもの）に列挙	
		空き区間発生お知らせメール	空き区間の発生時に電子メール等により通知	区間単位に通知	
	加入者光ファイバに関する情報	提供可能エリア	加入者光ファイバの提供可能な町丁目	町丁目毎に列挙	
		光ファイバ種類	提供可能な光ファイバの種類	提供可能なものを列挙	
		コネクタ種類	光ファイバの起点と終点のコネクタ種類	提供可能なものを列挙	
		光ケーブル設備状況	敷設エリア、敷設予定エリアの住所（町丁目）	町丁目毎に列挙	
		光配線区域情報	光配線区域数及び加入電話等の敷設数	NTT収容ビル毎に列挙	
		収容ビル情報	加入者光ファイバ設備収容の有無及び収容ビル住所	NTT収容ビル毎に列挙	
②設備構築に必要な概略情報		光ファイバ設備の詳細情報	光ファイバ設備の全芯線数、未利用芯線数	区間単位に調査し回答	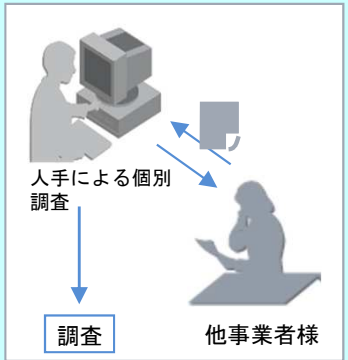
		光配線区域情報	光配線区域毎のカバーエリアの住所（番地号） 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標 光配線区域内の加入電話等の敷設数	ビル単位に調査し回答	
		光主配線の設備状況	光主配線盤の位置（図面）、全端子数/未利用端子数	ビル単位に調査し回答	
		コロケーション場所詳細	設置可能架数	ビル単位に調査し回答	
		設備環境	空調の空き容量、電源・UPSの空き容量、コロケーション場所における二重床の有無	ビル単位に調査し回答	
③回線毎に必要な詳細情報		光ファイバの経過年数	当該光ファイバの建設時期を調査	当該芯線単位に調査し回答	
		伝送損失	当該光ファイバ設備の伝送損失値の調査	当該芯線単位に実測調査し回答	
		代替区間の情報提供	中継系光ファイバの未利用芯線が無い区間における代替手段の検討結果	当該区間単位に調査し回答	
		加入者光ファイバ 概算納期	光ファイバ敷設状況等に基づき、「電話番号毎」に概ね営業日単位で納期を表示	電話番号による検索	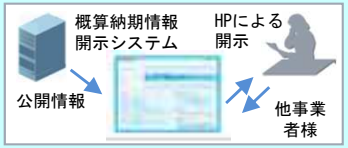

第３章

ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）

Ⅰ　ＭＤＦ接続の相互接続形態

電話重畳ありの場合

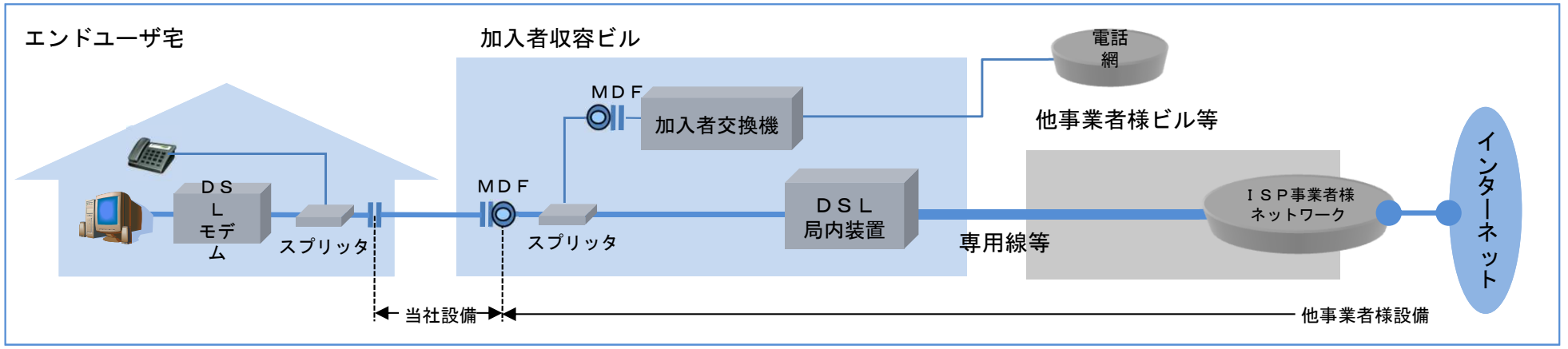

電話重畳なしの場合

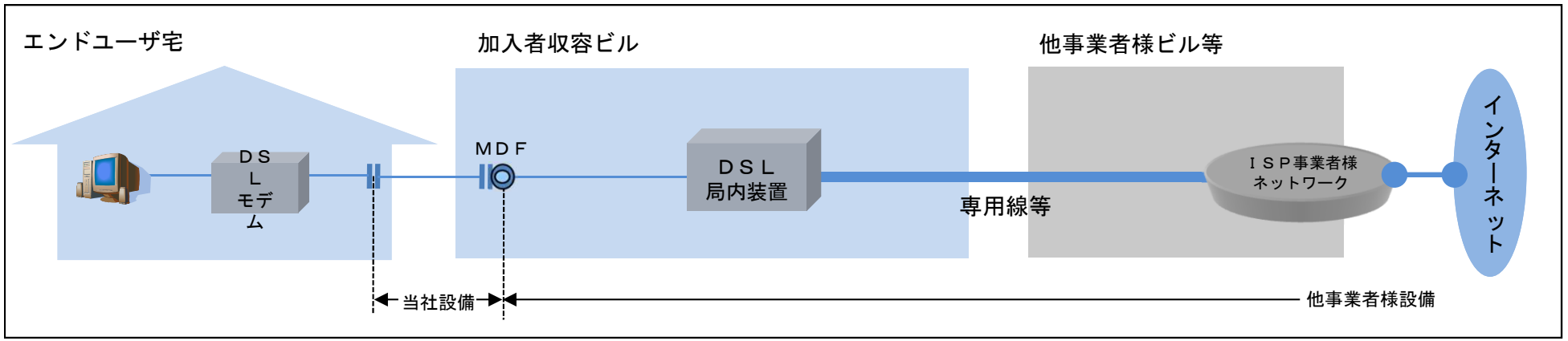

Ⅱ　コロケーションによるＭＤＦ相互接続形態

●ＭＤＦ接続によるＤＳＬサービス等の提供にあたって、他事業者様のスプリッタ、ＤＳＬＡＭ、ルータ等の設備を通信用建物に設置することをコロケーションといいます。（P. 72参照）
●他事業者様設備をコロケーションする場合、当該設備の設置工事及び保守は、当該他事業者様が自前で工事及び保守するほか、当社に委託することもできます。
●他事業者様の自前による設置工事又は当社への委託工事には、次のような工程があります。（撤去工事も含みます。）
❶ＤＳＬＡＭ、スプリッタ等の設置　❷クロック・電力線のつなぎ込み　❸ケーブル配線　❹通信線のつなぎ込み
※❶～❹以外には、自前電力、自前空調も可能となっています。

コロケーションイメージ（ＤＳＬサービス）

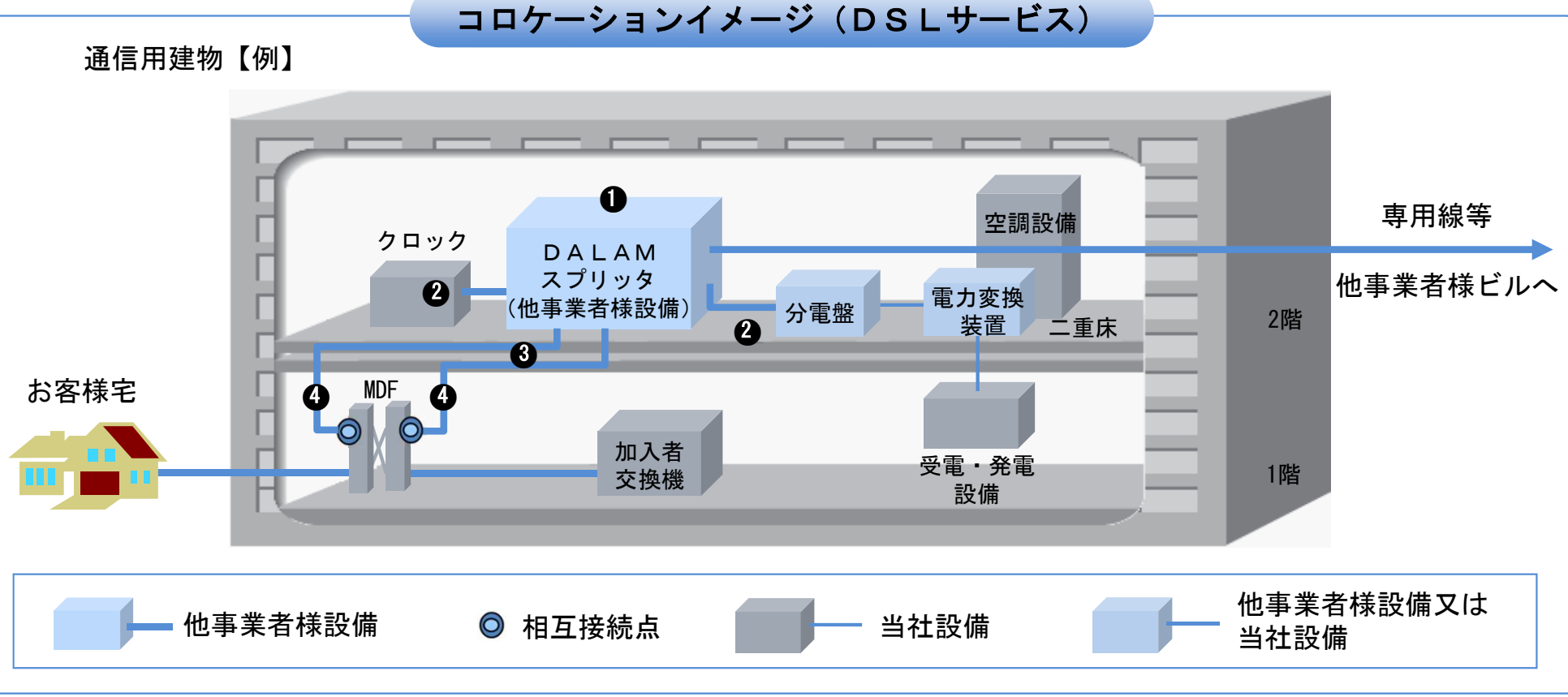

Ⅲ　ＤＳＬ工事の流れ

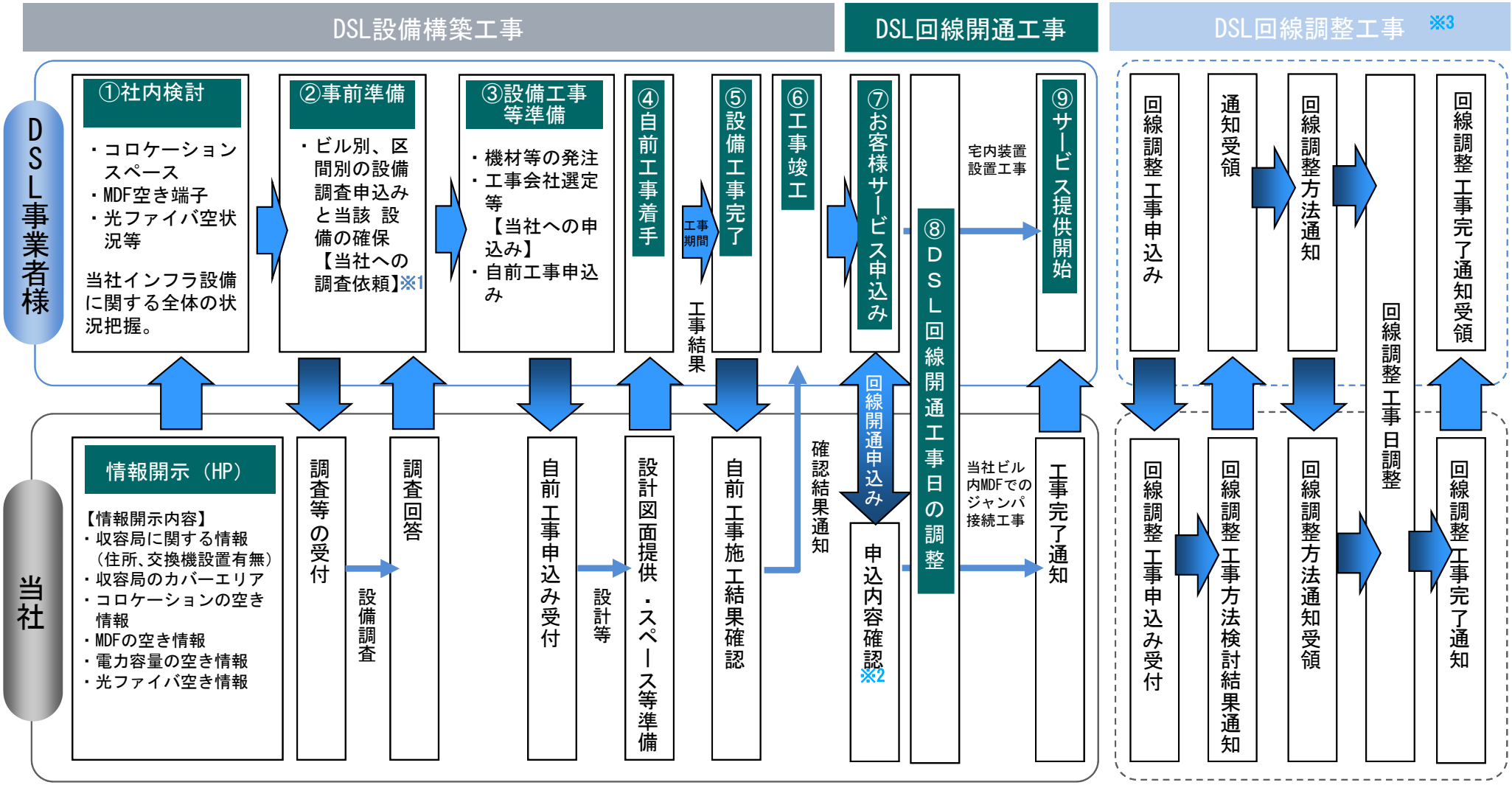

※1　当社ビルへのコロケーションの申込みについては「相互接続点調査及び設置申込み」、中継系光ファイバの申込みについては、「線路設備調査及び接続申込み」によるものとします。

※2 DSL提供可否の確認（光収容、ISDN回線等）

※3 回線調整工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とする事を保証しないものとし、回線収容替えにおいて他の端末回線の空きがない場合は、請求された工事ができないことがあります。

Ⅳ ＤＳＬサービス回線開通受付について

DSL事業者様からの受付業務を効率化するために、DSL事業者様～当社間の回線開通申込みオーダ等の情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。
ご利用にあたっては、「ＤＳＬ開通申込受付システム利用申込書」の提出が必要です。

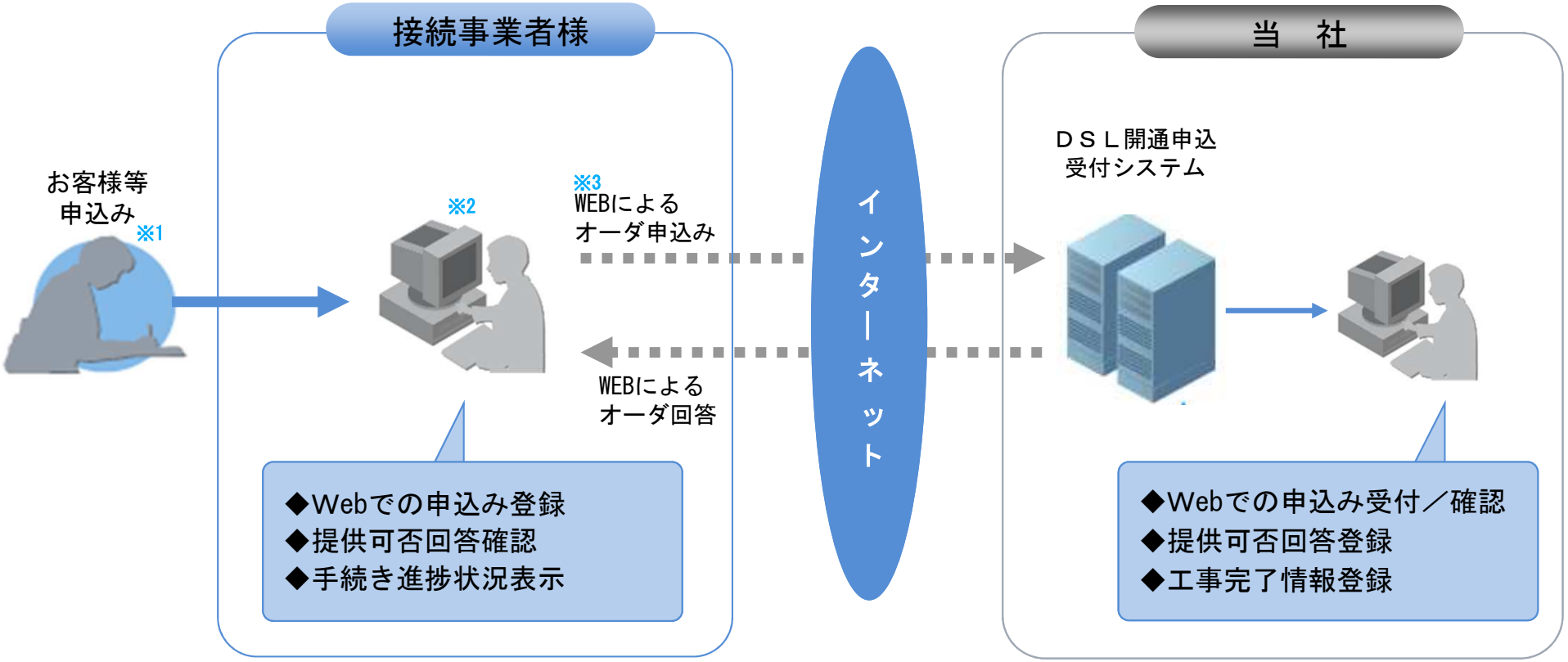

※1 お客様からのお申込みを受付けるにあたり、以下の事項について事前にお客様の了解を得ていただくことが必要となります。
・事業者様がお客様に代行して当社にDSL等接続専用サービスの申込みを行うこと
・事業者様からの代行申込み時に、当社でお客様の名義等を確認し、事業者様へ結果を通知すること
・お客様に当社への工事費の支払義務が発生すること　等
※2 WEBブラウザ（電子認証済み）をインストールしたPC端末
※3 事業者様からのお申込み時の支店名は、各府県域30支店で記入願います。

Ⅴ－１　スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール

当社は、ＤＳＬサービスの急速な普及と伝送システムの多様化に対応し、各協定事業者様のＤＳＬサービスの利用者が円滑にサービスを利用できるよう、TTC※1において制定された「メタリック加入者線伝送システムのスペクトル管理（第4版）」（以下、TTC標準第4版）に基づくＤＳＬ回線の収容等ルール及び具体的な運用ルールを接続約款に規定しています。

☞ 接続約款第２２条、第３７条の２、第３７条の３、第５０条の３、第５２条、第５９条、第６１条、第６８条、料金表

●ＤＳＬ回線の設置又は変更※2の申込みを行う場合には、その申込みにあわせて、伝送システムごとにその技術的条件を当社に通知いただきます。

伝送システム	利用制限	接続料金	
		網使用料	工事費及び手続き費
第1群	・収容制限・線路長制限はありません。	収容制限がない場合の網使用料を適用します。	― （事後対策対象回線については、申告により事後対策に係る費用が必要になる場合があります。）
第2群	・収容制限又は線路長制限があります。 ・収容制限を設ける伝送システムは、同一カッド※3内に他の回線を収容しません。 ・線路長制限を設ける伝送システムは、各伝送システムごとに定められた線路長を超えて利用いただけません。	収容制限がある場合の網使用料を適用します。	・必要に応じて、ＤＳＬ収容状況調査費、ＤＳＬ線路長調査費、回線調整工事費（タイプ１）を適用します。

解　説

注1）技術的条件集はＴＴＣ標準第4版どおりの分類となっています。
注2）ＴＴＣ標準第4版で規定されている保護判定基準※4の有無は、その伝送システム自体の接続条件に直接影響するものでないことから、接続約款（技術的条件以外）は収容制限又は線路長制限の有無のみにより分類しています。
注3）ＴＴＣでスペクトル適合性が確認されていない伝送システムの場合は、ＴＴＣにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続を行います。

※1　社団法人　情報通信技術委員会
※2　DSL回線の技術的条件の具体的内容を変更する場合に限ります。
※3　メタルケーブルにおいて、2対の回線を撚り合わせたもの
※4　他の伝送システムからの干渉の許容限界を示すものとして保護判定基準値があり、新しい伝送システムは、スペクトル適合性の計算により保護判定基準値を満足しない場合、収容制限又は線路長制限がかかります。

（参考）TTC標準第4版上の分類

		保護判定基準あり	保護判定基準なし	接続約款上の分類
局設置システム	利用制限なし	クラスＡ	クラスＢ	第１群
	利用制限あり	クラスＡ'	クラスＣ	第２群
ＦＴＴＲシステム	利用制限なし		クラスＤ	第１群

Ⅴ－２　スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール（事後対策）

当社は、TTC標準第4版において事後対策を行う必要があるとされた伝送システム（以下、事後対策対象方式）を用いてDSLサービスを提供する協定事業者様は、同一カッド内の相手方回線（TTC標準第4版において申告可能とされた伝送システムを用いるものに限ります。）を提供する事業者様から漏えいによる影響が生じている旨の申告があった場合には、事後対策（事後対策対象システム以外の伝送システムに変更すること又は収容制限のある伝送システムとして取り扱うこと）を講じる必要があることを接続約款に規定しています。

☞ 接続約款第５２条

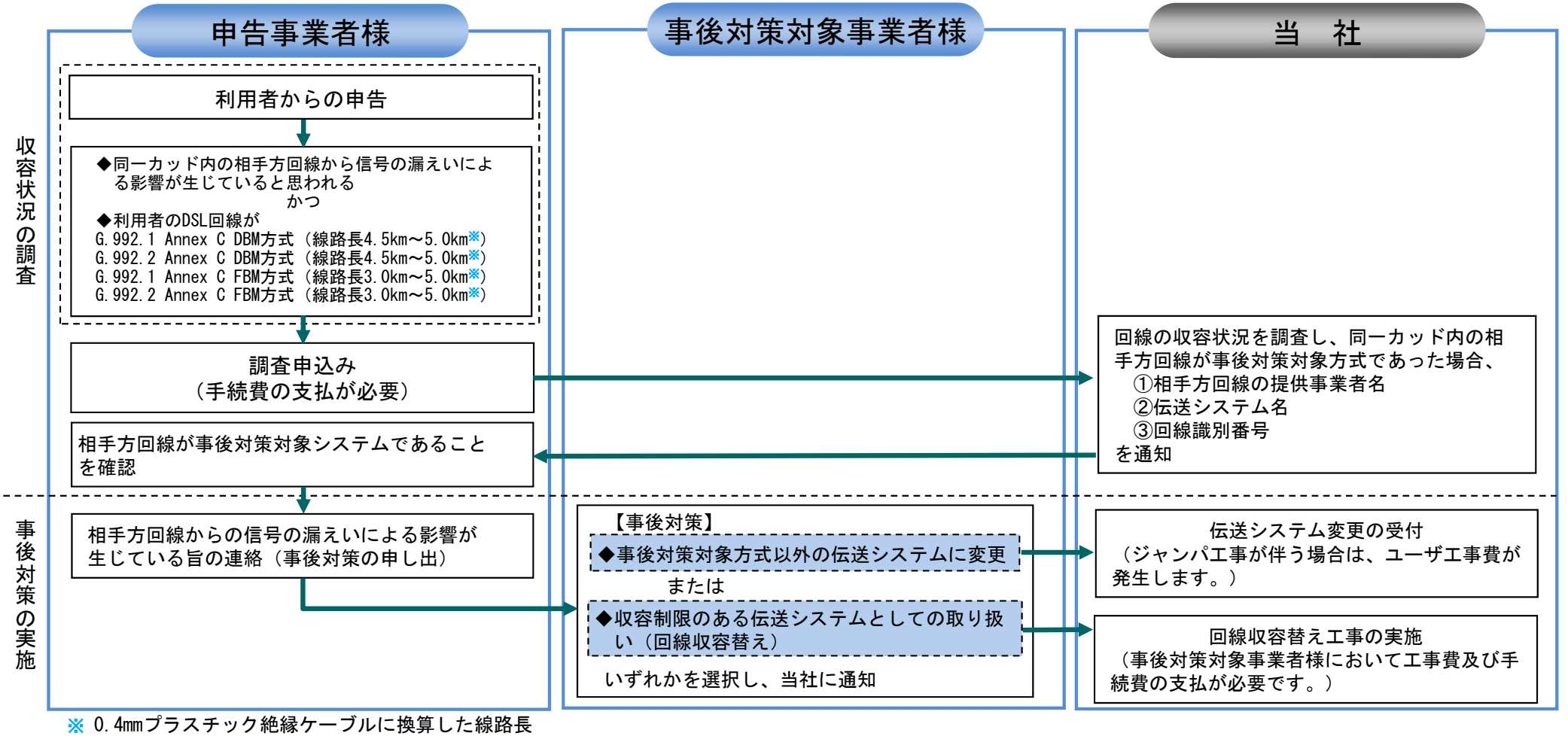

※ 0.4㎜プラスチック絶縁ケーブルに換算した線路長

Ⅵ ＤＳＬに関する情報開示

最新の情報はホームページをご覧ください。　http://www.ntt-west.co.jp/open/info_dsl/index.html

区分	情報開示項目	具体的内容	実施方法
①事業展開に必要な概略情報	収容局の位置情報等	住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名	
	収容局毎の回線数等	アナログ電話回線数（全メタル、一部光）、ISDN回線数	
	MDF、コロケーション場所、電力設備の空き	MDF、コロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空きの有無及びコロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空きが生じる見込み時期	
	メタル線が完全撤去されている収容局名	住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名	
	メタル線の撤去情報	４年前開示、１年前開示、撤去計画決定済エリア	
	光ファイバ化の現状及び今後の光ファイバ化計画	現状と今後の計画	
	コロケーション空きリソース発生情報	MDF、コロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空き発生時に電子メール等による通知	
②設備構築に必要な詳細情報	MDF空き状況詳細	対応可能端子数	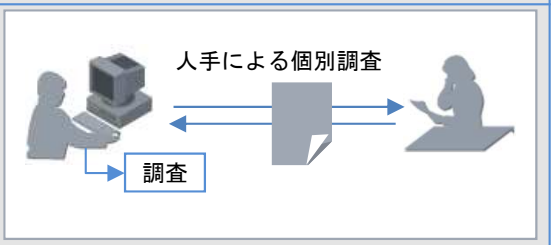
	コロケーション場所詳細	設置可能架数	
	設備環境	空調の空き容量、電源・ＵＰＳの空き容量、 コロケーション場所における二重床の有無、電柱上でのメタリック加入者線との接続可否	
	き線点情報	き線点位置、電柱番号、カバーエリア	
③回線毎に必要な詳細情報	線路条件（机上データ）	収容局からユーザまでの線路長、絶縁種類、線径、直流抵抗値、ブリッジタップの数、手ひねり箇所数、伝送損失、所外ケーブル伝送損失、所外ケーブル換算線路長	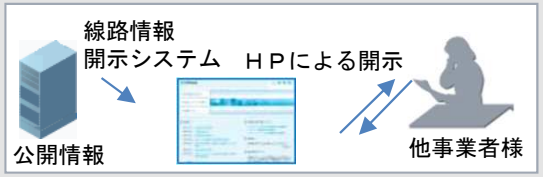
	収容状況（サービス状況）（机上データ）	同一カッド、隣接カッド、一つ飛びカッドもしくはサブユニットにおけるISDN、DSL等の収容	
④その他の開示情報	収容局毎の市内電話局番号	収容局毎の市内電話局番号の一覧表（県単位）	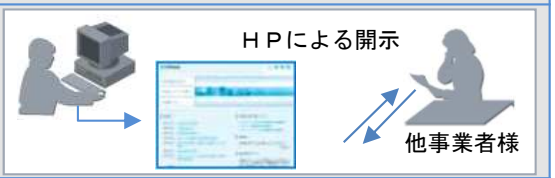
	電話回線の光化情報	電話番号毎に「光化されている回線」と「その他の回線」を判定	

Ⅶ ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ①

事前調査申込書記入例１

様式８

平成○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
○○　○○　殿

○○○○○株式会社
○○○○○（役職）
○○○　○○（氏名）

事前調査申込書

次のとおり、貴社の網との接続を行いたいので、事前調査を申込みます。

接続の概要	貴社のDSL等接続専用サービス（タイプ2）と弊社電気通信設備との接続を行いたい。 接続においては弊社が貴社のDSL提供区間も含めて料金設定を行いたい。
協議事項に関する具体的内容	別紙参照「協議に関する具体的内容」のとおり
接続希望時期	平成○○年○○月以降（準備が整い次第）
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	○○○○株式会社 ○○担当　○○○○ TEL： FAX： E-mail：

事前調査申込書記入例２

別紙1

協議事項に関する具体的内容（1／2）

1. 接続箇所		
	接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条（1）「端末回線の線端」、（1）－2「MDF又は当社の局内スプリッタ」及び（2）－2「加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ」
	接続約款記載以外の接続箇所	――
2. 電気通信設備の分界点		
	（1）相互接続点設置希望箇所	第1項の接続箇所のうち、（1）－2及び（2）－2については弊社が相互接続点設置申込みを実施した貴社ビル内 なお、具体的な位置は別紙4のとおり
3. 接続対象地域		
	（1）弊社接続対象地域	NTT西日本網との新規接続の場合記述してください。
	（1）相互接続点毎の接続対象地域	弊社網接続エリア：弊社が事業許可を受けた範囲 NTT網接続エリア　：当該ビルの収容エリア （但し加入者線がメタルケーブルである場合に限る）
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）		
	新たな技術的条件の追加の有無	有　(無)
	接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章　技術的条件 （1）端末回線の線端 技術的条件集第2章（形態別技術的条件） 第4節の　2形態1－5 （2）MDF又は当社の局内スプリッタ 技術的条件集　第2章（形態別技術的条件） 第21節形態9 （3）加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ 技術的条件集　第2章（形態別技術的条件） 第23節形態11
	接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	――

Ⅶ ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ②

協議事項に関する具体的内容（２／２）

5. 電気通信設備の建設に係る事項		
（1）相互接続点毎の交換設備／回線設備 設備量		別紙3－1のとおり
（2）NTTビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		御社ビル内に設置を希望する なお、詳細は別紙3－2のとおり
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	別紙1のとおり
	任意約款	―――
接続約款記載の接続形態以外の場合		―――
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		網同期クロック供給機能 ISDN加入者線信号との同期用クロック（64k+8k+0.4kHz）
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要		特になし
8. 業務遂行上の協力事項		
（1）NTTに協力依頼する事項（接続約款適用の場合は、規定事項以外）		特になし
9. その他		

事前調査申込書記入例３

別紙2

公表約款　別表２

「2－1DSL回線との接続形態別利用者料金設定、請求事業者等」

第1表			No.	第2表	第3表	第4表
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払い事業者
乙	甲、乙	甲		（ア）（イ）以外の区間：各役務提供事業者 （イ）着信事業者欄：公表約款別表2　2-2表による	（ア）（イ）以外の区間：各役務提供事業者 （イ）着信事業者欄：公表約款別表2　2-2表による	2－2表による
甲	乙	甲		（ア）（イ）以外の区間：各役務提供事業者 （イ）着信事業者欄：公表約款別表2　2-2表による	（ア）（イ）以外の区間：各役務提供事業者 （イ）着信事業者欄：公表約款別表2　2-2表による	2－2表による
乙	甲	乙		乙	乙	－
甲	－	乙		乙	乙	－

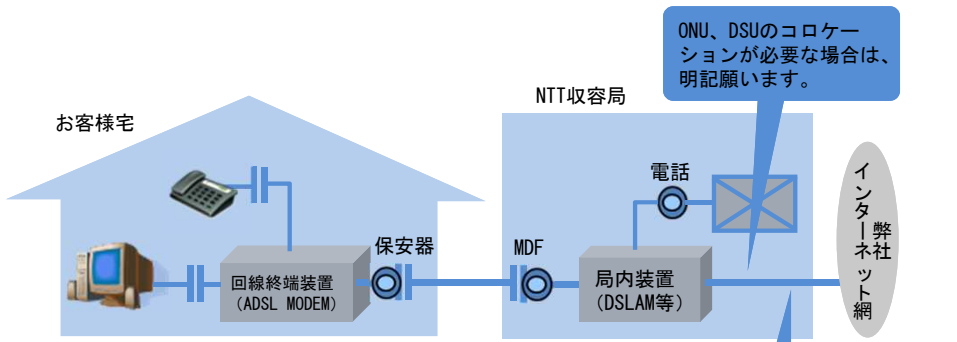

Ⅶ ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ③

ＤＳＬ回線の技術的条件の具体的内容

別紙4

ＤＳＬ回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL方式		ADSL
ITU勧告等	DSL	ITU-T G.992.1 AnnexC DBM（FDM）
	スプリッタ	ITU-T G.992.1 AnnexE Type4
送受信伝送方式		FDM
ラインコード		DMT
伝送システム名		技術的条件集別表24.9に定めるG.992.1AnnexC DBM（FDM）
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラス A）・クラス A'・クラス B・クラス C）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・（無）
	線路長に係る利用制限	有（　）km・（無）
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定図示(上り・下り) (2)送信スペクトル密度(PSD)マスク規定数値表示(上り･下り) (3)総送信電力（上り・下り）

注1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　新たにDSL回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてDSL回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
3　スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるDSL回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。
4　DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては必要事項を詳述すること。
5　伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
6　信号スペクトルについて、（1）送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、（2）送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

相互接続点調査及び設置申込書１

様式３

○○○○第○○号
平成○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
○○　○○　殿

○○○○○○○○○○
○○○○○○○○

御社のお名前、代表者のお名前を記入してください。

相互接続点調査及び設置申込書

下記により相互接続点調査を依頼致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
ビル名：NTT○○ビル 住所：○○○○○○○○○○○	別紙1のとおり	準備が整い次第（平成○年○月以降）	
ビル名：NTT○○ビル 住所：○○○○○○○○○○○	別紙1のとおり	準備が整い次第（平成○年○月以降）	

2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

以上

Ⅶ ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ④

相互接続点調査及び設置申込書２

別紙1

投入済みの数値は、例です。

地区名（ビル名）		NTT〇〇ビル	
業務開始予定時期		専用サービス	準備が整い次第（平成〇年〇月以降）
伝送設備	伝送方式	ADSL	Annex-C
	設備概要	外形の寸法	・キャビネット （高1800mm×幅600mm×奥600mm） ×1架 ・搭載装置は別紙2のとおり
		総重量	・キャビネット75kg、搭載装置重量165kg 合計165kg
		総発熱量	490Kcal/h
		総所要容量	・DC-48V　10A ・AC100V　0.3A
		電圧規格	別紙2のとおり
		電磁誘導	VCCI適合 | 別紙2参照
	空調設備概要	温度条件	10度～40度
		湿度条件	5～85%（但し結露しないこと）
	電力設備概要	電源種別	DC-48V AC100V（電源供給は共用UPSを希望）
		供給条件	無停電
		接地種別	アース要
		クロック供給種別	周波数3種類：64KHz+8KHz+400Hz 本数：〇〇本　予備線：必要なし ケーブル種別：0.4mm、3ペアケーブル
	MDF端子盤	数量	〇〇回線
		ケーブル仕様	――
線路・土木設備	ルート		――
	管路条数		――
	ケーブル条数		――
	心線数		――
	心線種別		――
	その他		――
その他	・連絡先 （株）〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇部　担当者：〇〇〇　〇〇　TEL：〇〇〇〇〇〇〇		

相互接続点調査及び設置申込書３

別紙2

NTT〇〇ビル

通称	装置名	数量	寸法（mm）	質量（kg）	消費電流（A）	VCCI適合（参考）	記　事
DSLAM			高× 幅 × 奥				●●回線対応
			高× 幅 × 奥				
スプリッタ			高× 幅 × 奥				電源供給要否
			高× 幅 × 奥				
給電ユニット			高× 幅 × 奥				DSLAMへの分電盤
			高× 幅 × 奥				
ATM-DSU			高× 幅 × 奥				ATM回線終端用
			高× 幅 × 奥				
キャビネット			高× 幅 × 奥				
			高× 幅 × 奥				
			高× 幅 × 奥				
			高× 幅 × 奥				
			合計				

Ⅶ ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ⑤

相互接続点調査及び設置申込書４

別紙3-1

設備資料

接続対象地域	接続要望LA	○○LA
	収容ビル名	○○ビル
	住所	○○○○○○○○○○○町○○－○－○○
契約開始希望時期		できるだけ早く
相互接続形態		主配電盤（ＭＤＦ）における加入者ループとの接続
契約形態		ＡＤＳＬモデム等のフロア設置（専用架（新設）、共用ＵＰＳを希望）
共用架ご利用の場合の使用段数		－

空調設備

温度条件	0℃～40℃
湿度条件	0%～90%

回線設備

アクセス回線	中継回線	その他
加入者ループ：○○回線	NTTのATMメガリンク ○Mb/s	

※上記回線数は相互接続開始時点のものとする。

その他（需要予測）

時期	加入者ループ		設置ＡＤＳＬモデム等台数	個別架	その他
	接続数（ 需要数 ）	配線数（設備数）			
開通時点	○○回線	○○回線分	1	1	
平成１３年度末	○○回線	○○回線分	1	1	
平成１４年度末	○○回線	○○回線分	1	1	
平成１５年度末	○○回線	○○回線分	1	1	
平成１６年度末	○○回線	○○回線分	1	1	
平成１７年度末	○○回線	○○回線分	1	1	

相互接続点調査及び設置申込書５

別紙3-2

NTT○○ビル

通称	装置名	数量	寸法（mm）	質量（kg）	消費電流（A）	VCCI適合（参考）	記　事
DSLAM			高× 幅 × 奥		最大：15 （通常：10）	適合 （Class A）	96回線対応
			高× 幅 × 奥				
スプリッタ							電源供給不要
			高× 幅 × 奥				
給電ユニット			高× 幅 × 奥				DSLAMへの分電盤
			高× 幅 × 奥				
ATM-DSU			高× 幅 × 奥				ATM回線終端用
			高× 幅 × 奥				
キャビネット			高× 幅 × 奥				
			高× 幅 × 奥				
			高× 幅 × 奥				
			高× 幅 × 奥				
			合計	○○	○○		

一例です。
装置の消費電流を記述願います。

Ⅶ ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ⑥

相互接続点調査及び設置申込書６

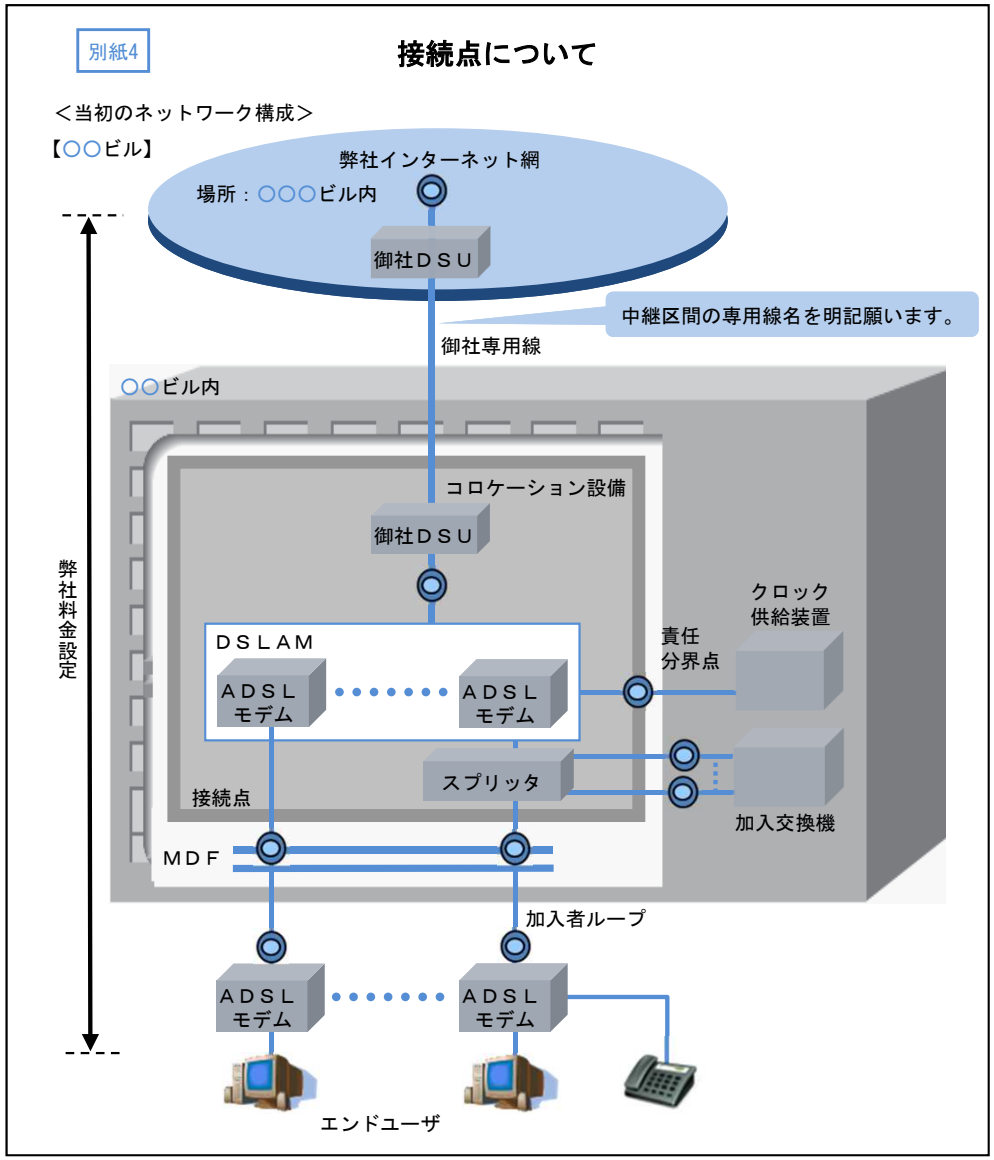

第4章

ＩＰ通信網

■ＩＰ通信網

Ⅰ．ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続（PPPoE接続の場合）
Ⅰ－１ IP通信網との相互接続に関する条件等（PPPoE接続の場合）・・・・・・・・・・ P.55
Ⅰ－２ IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続形態（概要） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.56
Ⅰ－３ IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続形態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.57
Ⅰ－４ IP通信網との相互接続インターフェース（ISP接続用ルータ） ・・・・・・・・・・・・・ P.58
Ⅰ－５ IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続に関する費用等 ・・・・・・・・・・・・・・ P.59
Ⅰ－６ IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について ・・・・・・・・・・・・・ P.60
Ⅰ－７ IP通信網との相互接続に必要な契約等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.61
Ⅰ－８ IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）に関する各種情報提供 ・・・・・・・・ P.62
Ⅱ．ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続（IPoE接続の場合）
Ⅱ－１ IPoE接続の概要・・ P 63.
Ⅱ－２ IPoE接続の手続き（必要な契約等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 64
Ⅲ．一般中継局ルータにおけるIP通信網との相互接続
Ⅲ－１ IP通信網との相互接続に関する条件等（一般中継局ルータの場合） ・・・・・・・ P.65
Ⅲ－２ IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.66
Ⅲ－３ IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.67
Ⅲ－４ IP通信網との相互接続インターフェース（一般中継局ルータ） ・・・・・・・・・・・・・ P.68
Ⅲ－５ IP通信網（一般中継局ﾙｰﾀ）との相互接続に関する費用等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.69
Ⅲ－６ IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について（P.60再掲）・・・・・・ P.70
Ⅲ－７ IP通信網との相互接続に必要な契約等（P.61再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.71
Ⅲ－８ IP通信網との相互接続（一般中継局ルータ）に関する各種情報提供及びお問合せ窓口・・・ P.72
Ⅳ．IP通信網の県間通信用設備との接続（特定接続）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅳ－１ IP通信網の県間通信用設備との接続（特定接続）に関する手続きについて・・・ P73
Ⅴ．優先クラス通信機能に係る相互接続
Ⅴ－１ 優先クラス通信機能の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P74
Ⅴ－２ 優先クラス通信機能の利用条件①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P75
Ⅴ－３ 優先クラス通信機能の利用条件②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P76
Ⅴ－４ 優先クラス通信機能の申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P77

NTT西日本

Ｉ－１　ＩＰ通信網との相互接続に関する条件等（ＩＳＰ接続用ルータの場合）

ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してインターネット接続サービスを提供しているISP事業者様向けメニューです。

相互接続お申込みにあたっての前提条件は、以下の事項とします。

接続に関する条件

① 電気通信事業者様であること

② エンドユーザ様に対してグローバルIPアドレスを付与できること

③ RADIUSによるユーザ認証が可能であること

※電気通信サービスとして提供しないで、他事業者様の社内ネットワーク等でご利用される場合は、相互接続の対象にはなりません。

Ｉ－２　ＩＰ通信網（ＩＳＰ接続用ルータ）との相互接続形態（概要）

①各府県ごとの相互接続点と接続することにより、各府県内サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。
②集約した任意の府県の相互接続点と接続することにより、全府県サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。

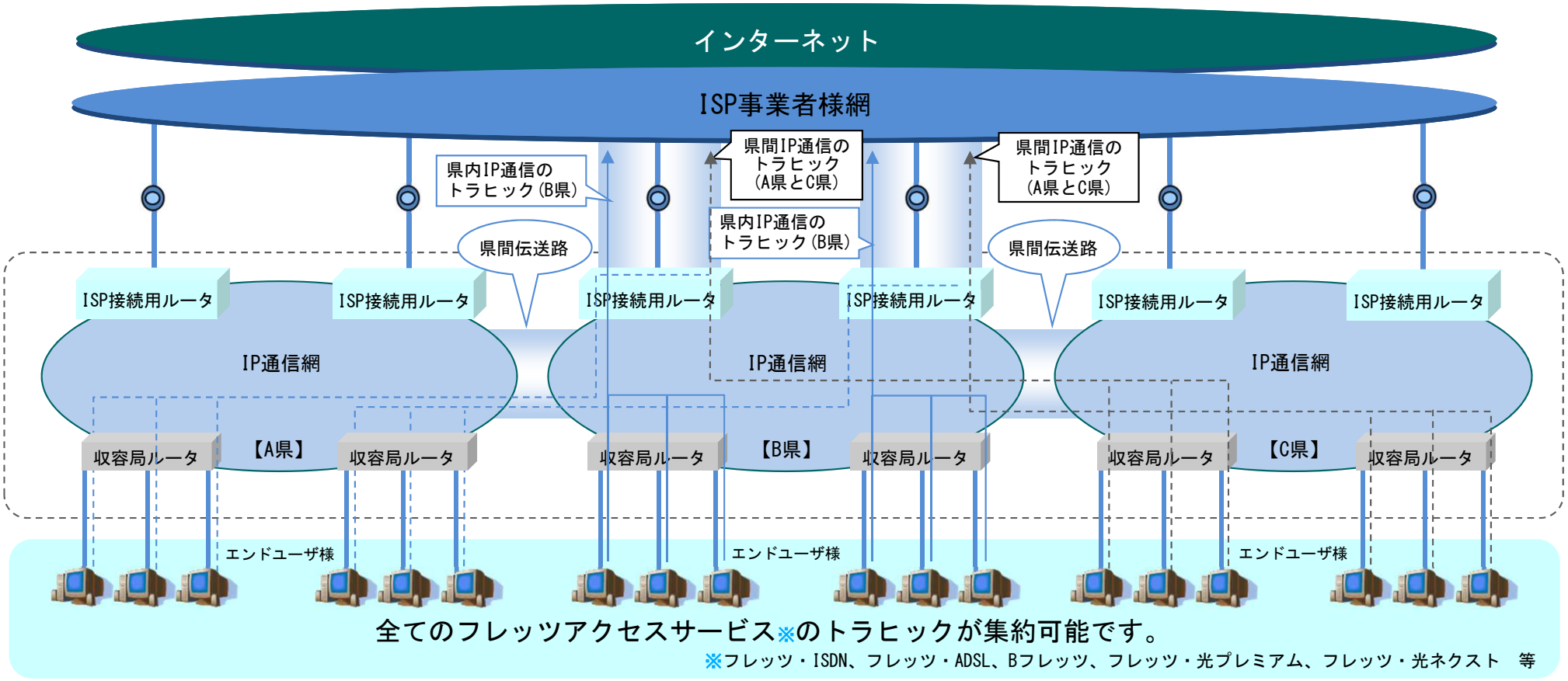

① ＩＰ通信網　：　エンドユーザ様のトラヒックを各府県ごと個別に収容可能

② ＩＰ通信網の広域化：　各府県にまたがるエンドユーザ様のトラヒックを集約して収容可能

Ｉ－３　ＩＰ通信網（ＩＳＰ接続用ルータ）との相互接続形態

①ディジタル専用線（1.5M、6M）、ATM専用線（0.5～135M）、広域LAN型専用線（100M、1G）と直接相互接続する場合

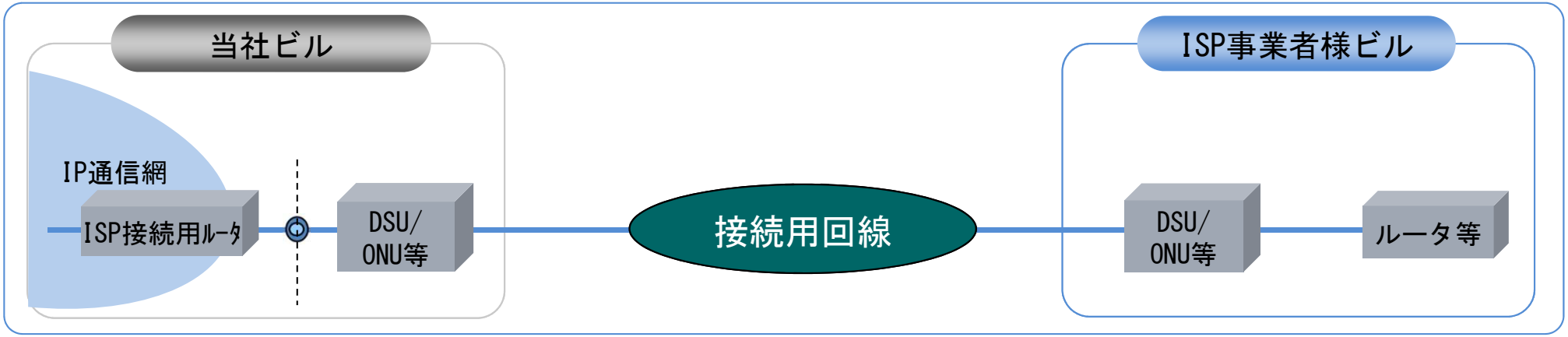

②当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と相互接続する場合

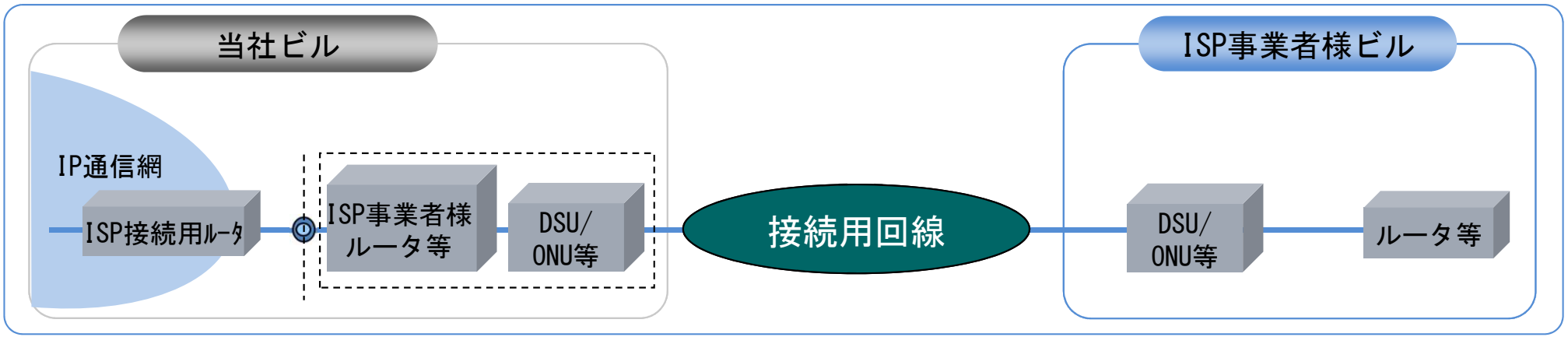

※接続形態によって相互接続点の位置が変わる場合もあります。
※接続形態によって設置する機器が異なりますので、その場合は必ずしも上記の形態にはなりません。

◎ 相互接続点

Ｉ－４　ＩＰ通信網との相互接続インタフェース（ＩＳＰ接続用ルータ）

ＩＳＰ接続用ルータにおけるＩＰ通信網との相互接続インタフェースは以下のとおりとなっています。

ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース	対応する専用線等
ＡＴＭ（MM/ＳＭ）インタフェース	ＡＴＭ専用線※1　等
１００ＢＡＳＥ-ＴＸインタフェース １００ＢＡＳＥ-ＦＸインタフェース １０００ＢＡＳＥ-ＬＸインタフェース １０００ＢＡＳＥ-ＳＸインタフェース １０ＧＢＡＳＥ - ＬＲインタフェース	他事業者様コロケーション設備との接続 広域ＬＡＮ型専用線※2　　等
専用線一次群速度または二次群速度ユーザ網インタフェース	ディジタル専用線※3　　等

解　説

※1　当社の専用サービスでは、ＡＴＭメガリンク（デュアル・シングル）が対応しています。
※2　当社の専用サービスでは、アーバンイーサ、ワイドＬＡＮプラスが対応しています。
※3　当社の専用サービスでは、ディジタルアクセス1500・6000が対応しています。
上記以外のインタフェース等ご不明な点がございましたら、別途お問合せ願います。

Ｉ－５　ＩＰ通信網（ＩＳＰ接続用ルータ）との相互接続に関する費用等

当社IP通信網との相互接続に係る費用は、網改造料及びコロケーション費用等が毎月発生します。（工事費、手続費は一時金となります。）

IP通信網県間区間伝送機能を利用し、専用回線（ATM・ディジタル専用線）インタフェースで接続する場合

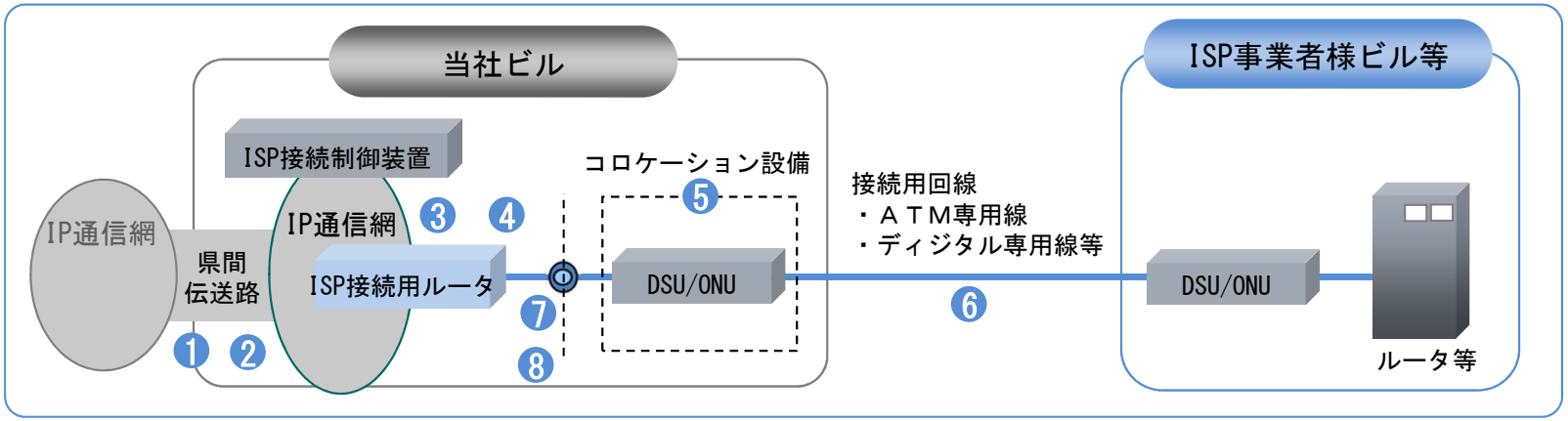

：相互接続点

※IP通信網県間区間伝送機能料金区分の適用について

他事業者様と当社設備の接続点において、他事業者様が要望されるインタフェース速度に応じて適用します。

【パターン1】集約用接続装置インタフェース速度で適用

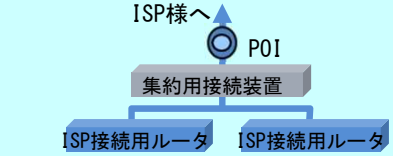

【パターン2】ISP接続用ルータインタフェース速度で適用

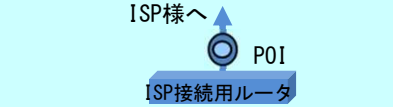

	費用項目	内容	県内IP通信	県間IP通信
—	IP通信網県間区間回線設置手続費	IP通信網県間区間伝送機能をご利用いただく際の手続に係る料金	—	○
1	IP通信網県間区間伝送機能※	区分（インタフェース速度：中規模容量クラス及び大規模容量クラス）に応じた料金	—	○
2	IP通信網県間区間回線管理機能	IP通信網県間区間伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	—	○
3	IP通信網データ設定工事費	ISP接続用ﾙｰﾀへのIPアドレス等設定に係る費用	○	○
4	IP通信網との接続インタフェース機能	相互接続に係る使用料金（ISP接続用ﾙｰﾀのインタフェースパッケージ及び集約用接続装置等に係る費用）	○	○
5	コロケーション費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
6	接続回線費用（専用回線等）	当社専用回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
7	光信号局内伝送機能	ISP接続用ﾙｰﾀと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
8	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○

Ｉ－６　ＩＰ通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について

相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務

①下記に該当する場合、接続約款第３６条の２（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）及び第３６条の３（個別管理対象設備の除却または転用）、ならびに第６６条（網改造料の支払い義務）に基づき、他事業者様用にご用意させていただいた接続用設備（ＩＰ通信網終端装置又はＩＰ通信網間接続装置のインタフェースパッケージ等）の費用のお支払いは下記のとおりとなりますので予めご了承願います。

接続用設備の利用を中止する場合

●様式第２２－２の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただきます。
●利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）
イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（１＋貸倒率）

接続用設備を更改する場合

●様式第２２－２の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただくとともに、新しくご利用される接続用設備の建設申込み（従来どおり）をしていただきます。
●更改後の接続用設備の網改造料に加え、更改に伴い、利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）
イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（１＋貸倒率）

②接続用設備の設置・改修の申込み後、相互接続開始前に中止する場合、接続約款第２７条の４に基づき、発生した費用についてお支払いいただくことになりますので、予めご了承願います。

ＩＰ通信網県間区間伝送機能を利用する事による相互接続点集約に伴い不要となる接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）についても上記①②と同様とさせていただきます。

解　説

●エンドユーザ数増加や帯域不足等により、接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）を変更（例：100BASE-TXから1000BASE-LXに変更）された場合も、新たに利用するインタフェース等接続用設備の網改造料に加え、利用を中止する接続用設備に対し、上記算出式により算出した網改造料をお支払いいただく必要があります。

Ｉ－７　ＩＰ通信網との相互接続に必要な契約等

当社IP通信網との相互接続する際に必要な契約は以下のとおりです。

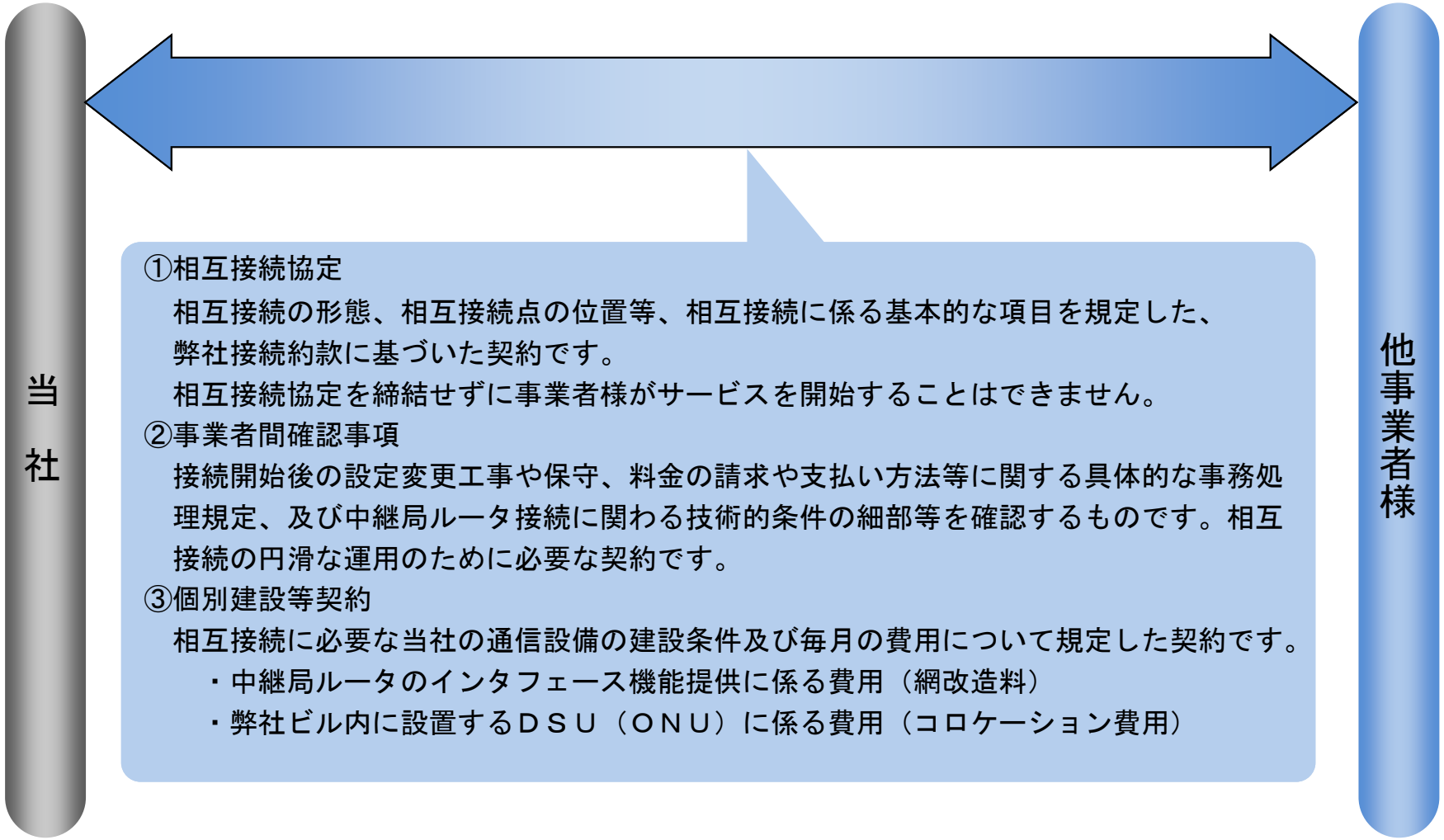

Ｉ－８　ＩＰ通信網との相互接続（ＩＳＰ接続用ルータ）に関する各種情報提供

IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

種 類	ＵＲＬ
ＩＳＰ事業者様向けホームページ ・相互接続申込書※ ・エリア拡大情報 ・相互接続点（ＰＯＩ）ビル情報 ・説明会資料　等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	http://www.ntt-west.co.jp/open/ip_menu/index.html
技術参考資料 「IP通信網サービスのインタフェー ス」	http://flets-w.com/user/support/service/next/
フレッツサービスに関する情報 （エンドユーザ様向け情報）	http://www.ntt-west.co.jp/flets/goriyou/index.html
個別管理対象設備の転用可否状況	http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html
ＮＧＮ（次世代ネットワーク）に関する情報	http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html

Ⅱ－１　ＩＰｏＥ接続の概要

・ＩＰｏＥ接続は、ＮＧＮにおいてＩＰｖ６によりインターネット接続サービスを提供するための接続方式（以下「ＩＰｏＥ方式」という）であり、ＩＳＰ接続用ルータにおけるＩＰ通信網との相互接続としての接続事業者様向けメニューです。

■ＩＰｏＥ接続の仕組み

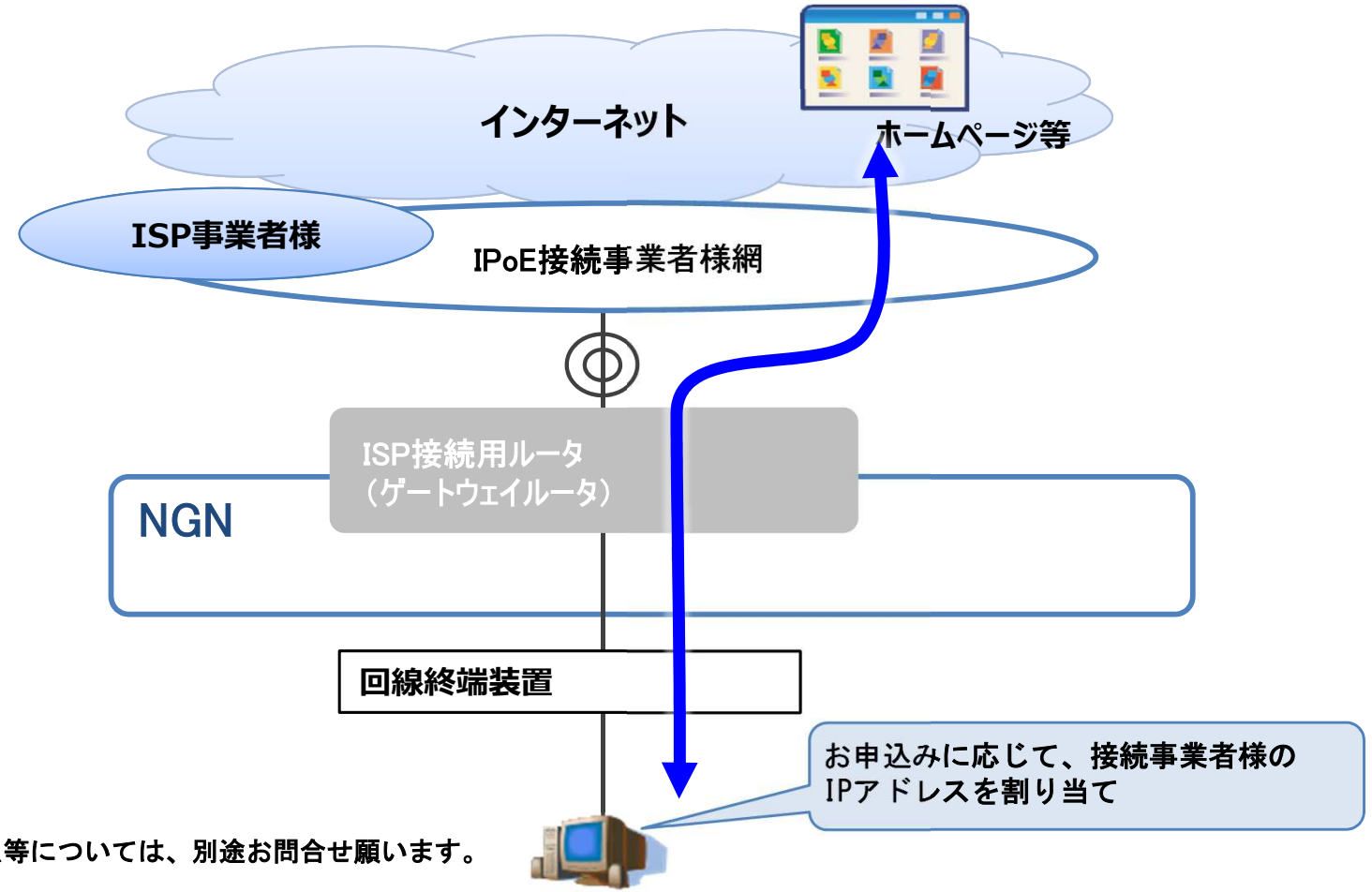

※上記内容に関するご不明な点等については、別途お問合せ願います。

Ⅱ－２　ＩＰｏＥ接続に係る手続き

・ＩＰｏＥ接続に係る機能を新たに利用する場合は、事前調査申込みが必要です。
・最大接続事業者数（１６者）に達している場合にＩＰｏＥ接続に係る新たな事前調査申込があった場合は、事前調査申込み受領後、当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。
・ＩＰｏＥ接続に係る機能の利用にあたり、当社が定める手続きについては、以下の通りです。

＜ＩＰｏＥ接続に係る機能の申込み手続き＞

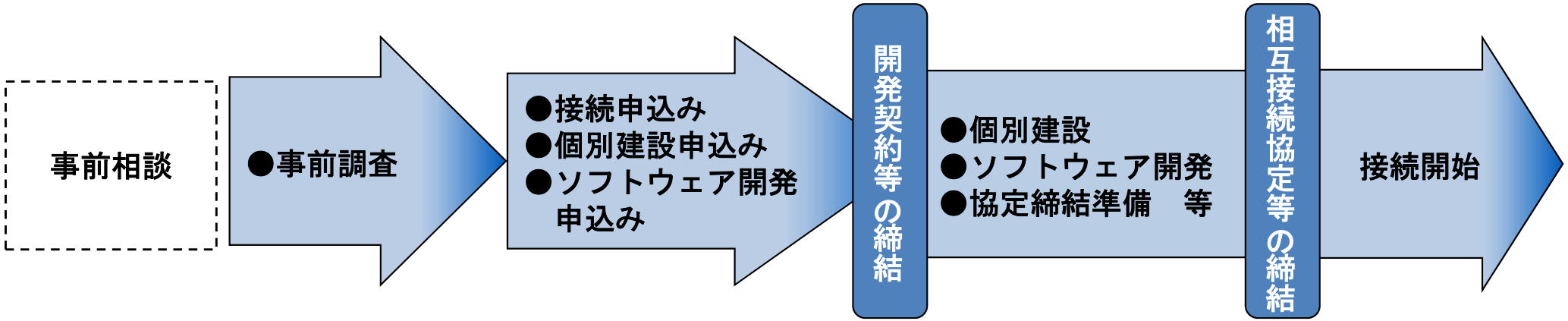

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

Ⅲ－１　ＩＰ通信網との相互接続に関する条件等（一般中継局ルータの場合）

一般中継局ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してＩＰ電話サービスを提供している事業者様向けメニューです。相互接続のお申込みにあたっての前提条件は、以下の事項とします。

接続に関する条件

① 電気通信事業者様であること

② 当社ＩＰ通信網に相当する網であること

※電気通信サービスとして提供しないで、他事業者様の社内ネットワーク等でご利用される場合は、相互接続の対象にはなりません。

Ⅲ－２　ＩＰ通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態（概要）

①一般中継局ルータと接続することにより、全府県サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。
②ひかり電話ビジネスタイプを除く全てのひかり電話サービス※のトラヒックが集約可能です。

※ひかり電話、ひかり電話A、ひかり電話オフィスタイプ　等

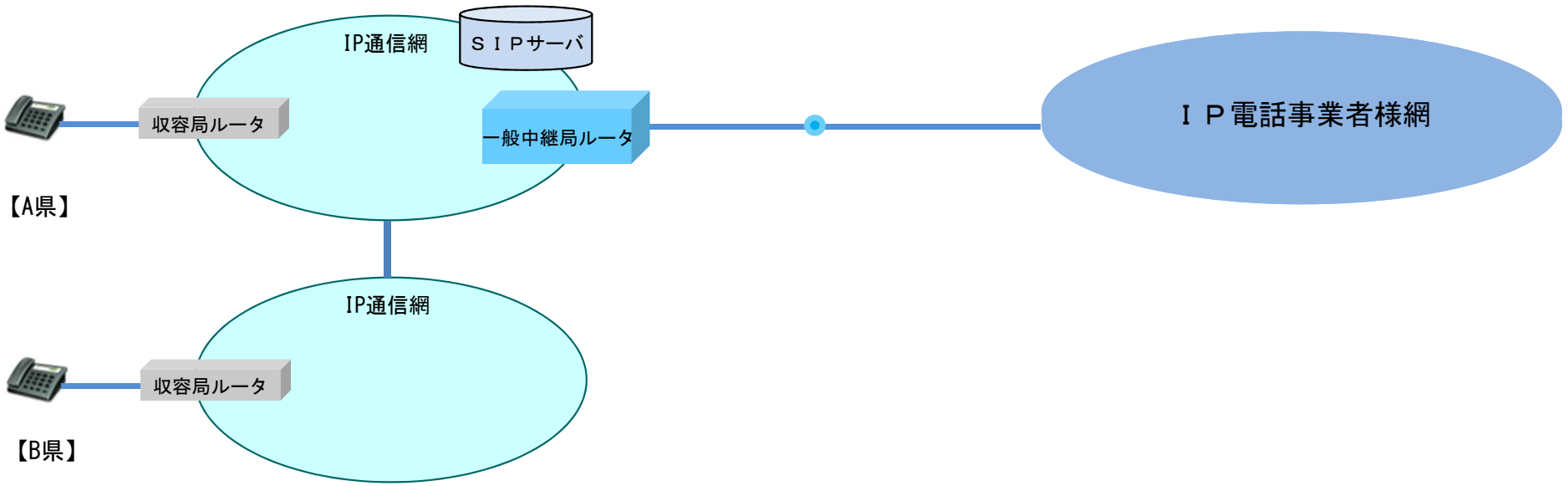

ＩＰ通信網　：　全府県エンドユーザ様のトラヒックを集約可能

Ⅲ－３　ＩＰ通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態

①当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と中継事業者の伝送路設備を利用して相互接続する場合

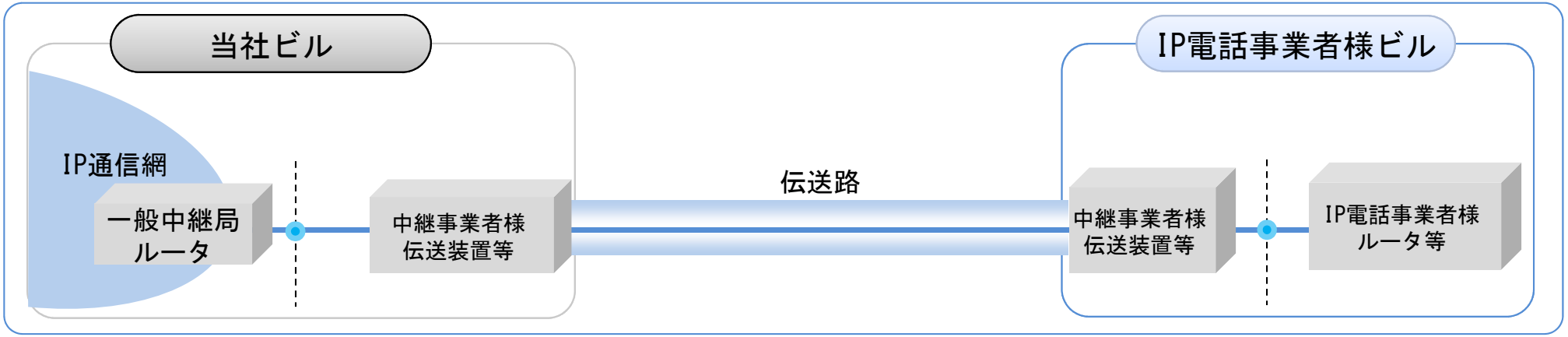

②当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と自らの伝送路設備を用いて相互接続する場合

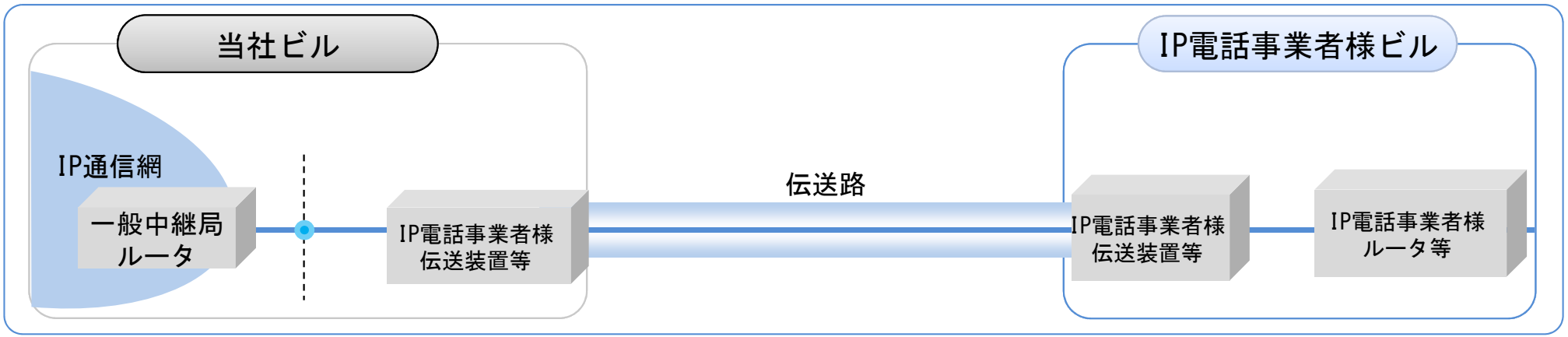

※接続形態によって相互接続点の位置が変わる場合もあります。
※接続形態によって設置する機器が異なりますので、その場合は必ずしも上記の形態にはなりません。

● 相互接続点

Ⅲ－４　ＩＰ通信網との相互接続インタフェース（一般中継局ルータ）

一般中継局ルータにおけるＩＰ通信網との相互接続インタフェースは以下のとおりとなっています。

ＩＰ通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	対応する専用線等
１０Ｇ-ＰＯＳインタフェース １０００ＢＡＳＥ-ＬＸインタフェース	他事業者様コロケーション設備との接続

Ⅲ－５　ＩＰ通信網（一般中継局ルータ）との相互接続に関する費用等

IP通信網県間区間伝送機能を利用し、接続する場合

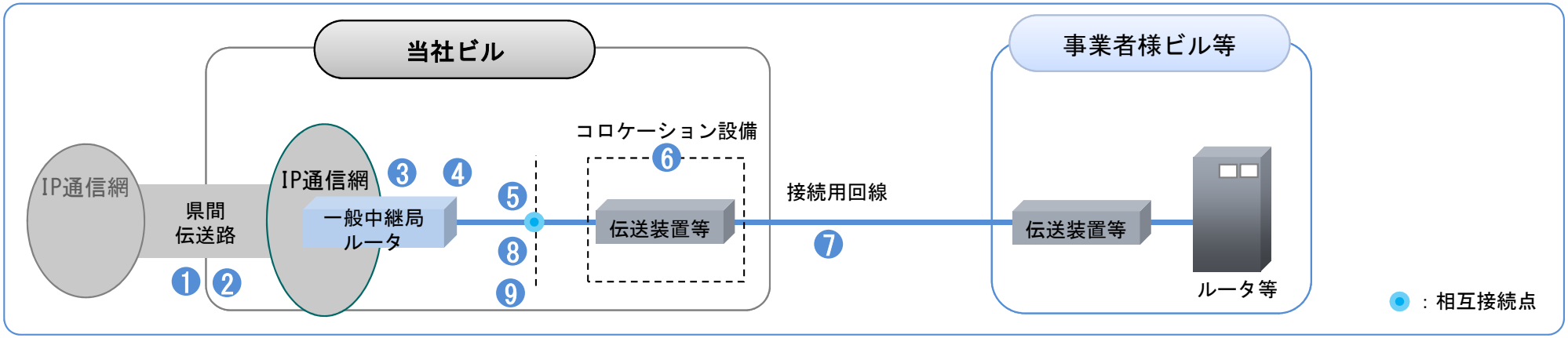

	費用項目	内容	県内IP通信	県間IP通信
—	IP通信網県間区間回線設置手続費	IP通信網県間区間伝送機能をご利用いただく際の手続に係る料金	—	○
1	IP通信網県間区間伝送機能※	区分（インタフェース速度）に応じた料金	—	○
2	IP通信網県間区間回線管理機能	IP通信網県間区間伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	—	○
3	IP通信網データ設定工事費	一般中継局ルータへのIPアドレス等設定に係る費用	○	○
4	IP通信網との接続インタフェース機能	相互接続に係る使用料金（一般中継局ルータのインタフェースパッケージ等に係る費用）	○	○
5	ルーティング伝送機能	区分（インタフェース速度）に応じた料金	○	—
6	コロケーション費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
7	接続回線費用（専用回線等）	当社専用回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
8	光信号局内伝送機能	一般中継局ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
9	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○

Ⅲ－６　ＩＰ通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について（Ｐ.60再掲）

相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務

①下記に該当する場合、接続約款第３６条の２(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)及び第３６条の３(個別管理対象設備の除却または転用)、ならびに第６６条(網改造料の支払い義務)に基づき、他事業者様用にご用意させていただいた接続用設備(ＩＰ通信網終端装置又はＩＰ通信網間接続装置のインタフェースパッケージ等)の費用のお支払いは下記のとおりとなりますので予めご了承願います。

接続用設備の利用を中止する場合

●様式第２２-２の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただきます。
●利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）
イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（１＋貸倒率）

接続用設備を更改する場合

●様式第２２-２の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただくとともに、新しくご利用される接続用設備の建設申込み(従来どおり)をしていただきます。
●更改後の接続用設備の網改造料に加え、更改に伴い、利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）
イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（１＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（１＋貸倒率）

②接続用設備の設置・改修の申込み後、相互接続開始前に中止する場合、接続約款第２７条の４に基づき、発生した費用についてお支払いいただくことになりますので、予めご了承願います。

ＩＰ通信網県間区間伝送機能を利用する事による相互接続点集約に伴い不要となる接続用設備(中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等)についても上記①②と同様とさせていただきます。

解　説

●エンドユーザ数増加や帯域不足等により、接続用設備(中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等)を変更(例：100BASE-TXから1000BASE-LXに変更)された場合も、新たに利用するインタフェース等接続用設備の網改造料に加え、利用を中止する接続用設備に対し、上記算出式により算出した網改造料をお支払いいただく必要があります。

Ⅲ－７　ＩＰ通信網との相互接続に必要な契約等（Ｐ.61再掲）

当社IP通信網との相互接続する際に必要な契約は以下のとおりです。

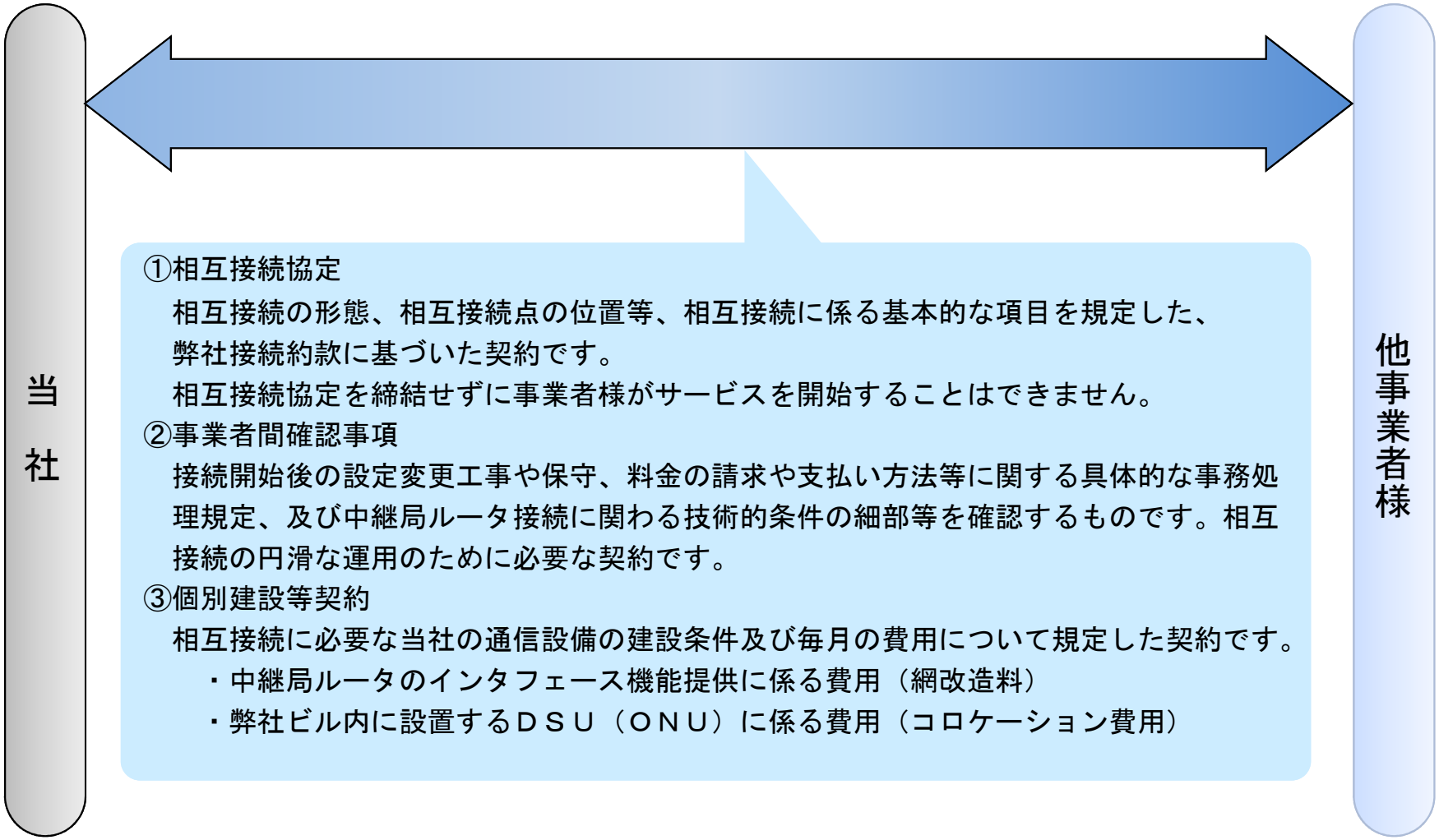

①相互接続協定
相互接続の形態、相互接続点の位置等、相互接続に係る基本的な項目を規定した、弊社接続約款に基づいた契約です。
相互接続協定を締結せずに事業者様がサービスを開始することはできません。

②事業者間確認事項
接続開始後の設定変更工事や保守、料金の請求や支払い方法等に関する具体的な事務処理規定、及び中継局ルータ接続に関わる技術的条件の細部等を確認するものです。相互接続の円滑な運用のために必要な契約です。

③個別建設等契約
相互接続に必要な当社の通信設備の建設条件及び毎月の費用について規定した契約です。
・中継局ルータのインタフェース機能提供に係る費用（網改造料）
・弊社ビル内に設置するＤＳＵ（ＯＮＵ）に係る費用（コロケーション費用）

Ⅲ－８　ＩＰ通信網との相互接続（一般中継局ルータ）に関する各種情報提供及びお問合せ窓口

IP通信網との相互接続（一般中継局ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

種　類	ＵＲＬ
事業者様向けホームページ ・相互接続申込書※ ・説明会資料　等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html

お問合せ窓口

窓　口	連絡先
西日本電信電話株式会社 設備本部　相互接続推進部 接続営業部門	TEL：06－4793－7261 E－mail：ngn.sougo@west.ntt.co.jp

Ⅳ－１　IP通信網の県間通信用設備との接続（特定接続）に関する手続きについて

IP通信網の県間通信用設備（ＩＰ通信網県間区間伝送路）との接続に係る申込みは、指定設備である県内通信用設備との接続に係る申込みと同時に実施可能です。

■ 県間通信用設備に係る手続きの概要

（当社ゲートウェイルータを介してＩＰｏＥ方式でＮＧＮと接続する場合の例）

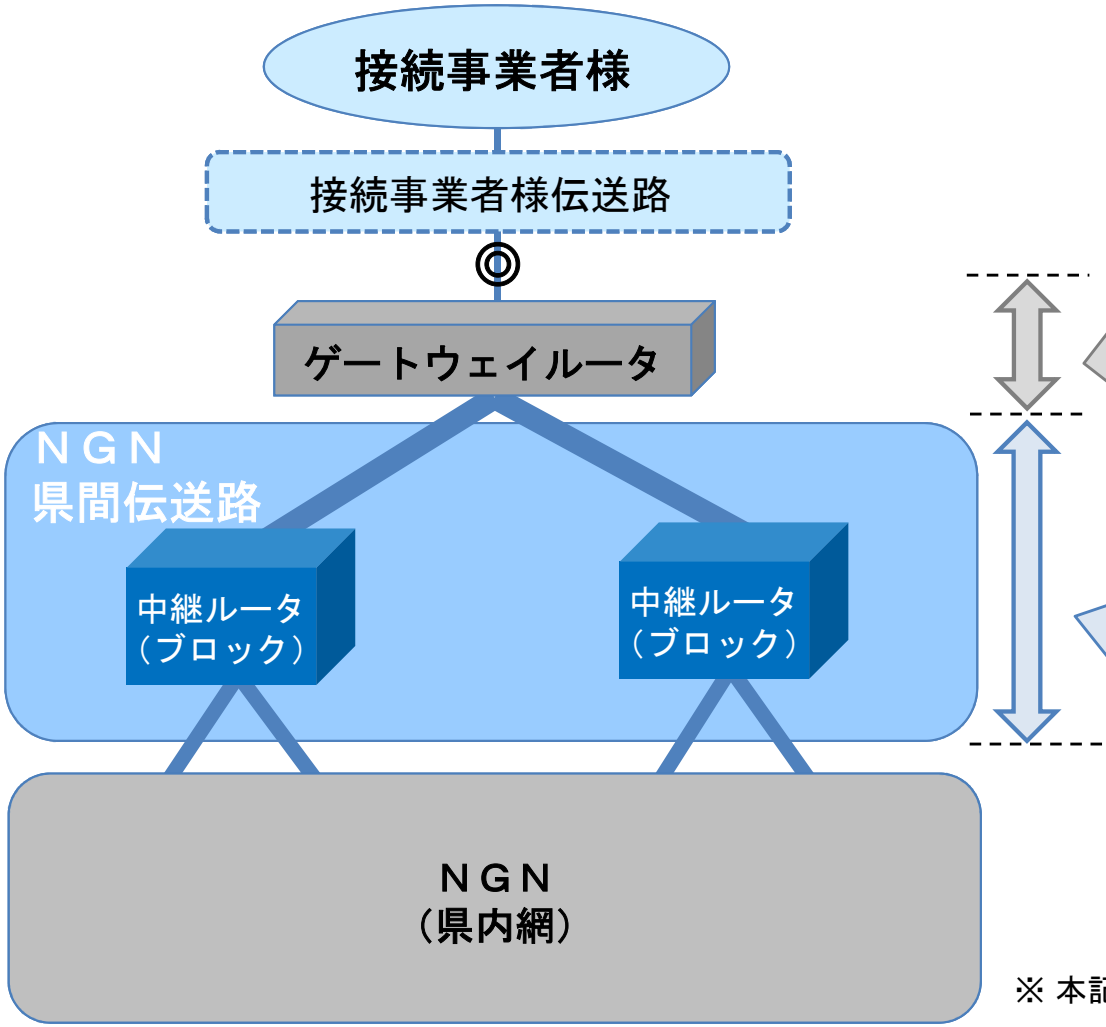

〔指定設備〕
県内通信用設備（ゲートウェイルータ）に係る手続き

〔第11条〕〔第12条〕　〔第13条〕〔第21条〕〔第22条〕　〔第46条〕

事前調査申込み → 事前調査受付 → 事前調査 → 事前調査回答 → 接続申込み → 接続申込承諾 → 接続開始 … 協定の消滅

〔非指定設備〕
県間通信用設備（ＩＰ通信網県間区間伝送路）に係る手続き

指定設備である県内通信用設備と非指定設備である県間通信用設備は同時に申込みいただけます。その場合、県間通信用設備に係る手続きは県内通信用設備に係る手続きを準用いたします。

※県間通信用設備の手続きに時間を要した場合、同時に申込まれた県内通信用設備に係る接続申込みの期限を県間通信用設備に合わせ延伸いたします。

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

Ⅴ－１　優先クラス通信機能の概要

**優先クラス通信機能は、ＩＰ通信網上において、ＩＰ通信網の各ルータにおいて優先クラスのパケットを
ベストエフォートのパケットよりも優先して転送する機能です。**

■優先クラス通信機能の仕組み（IP電話を提供する事業者様がIPoE接続事業者様を経由して優先クラスを利用して接続する場合の例）

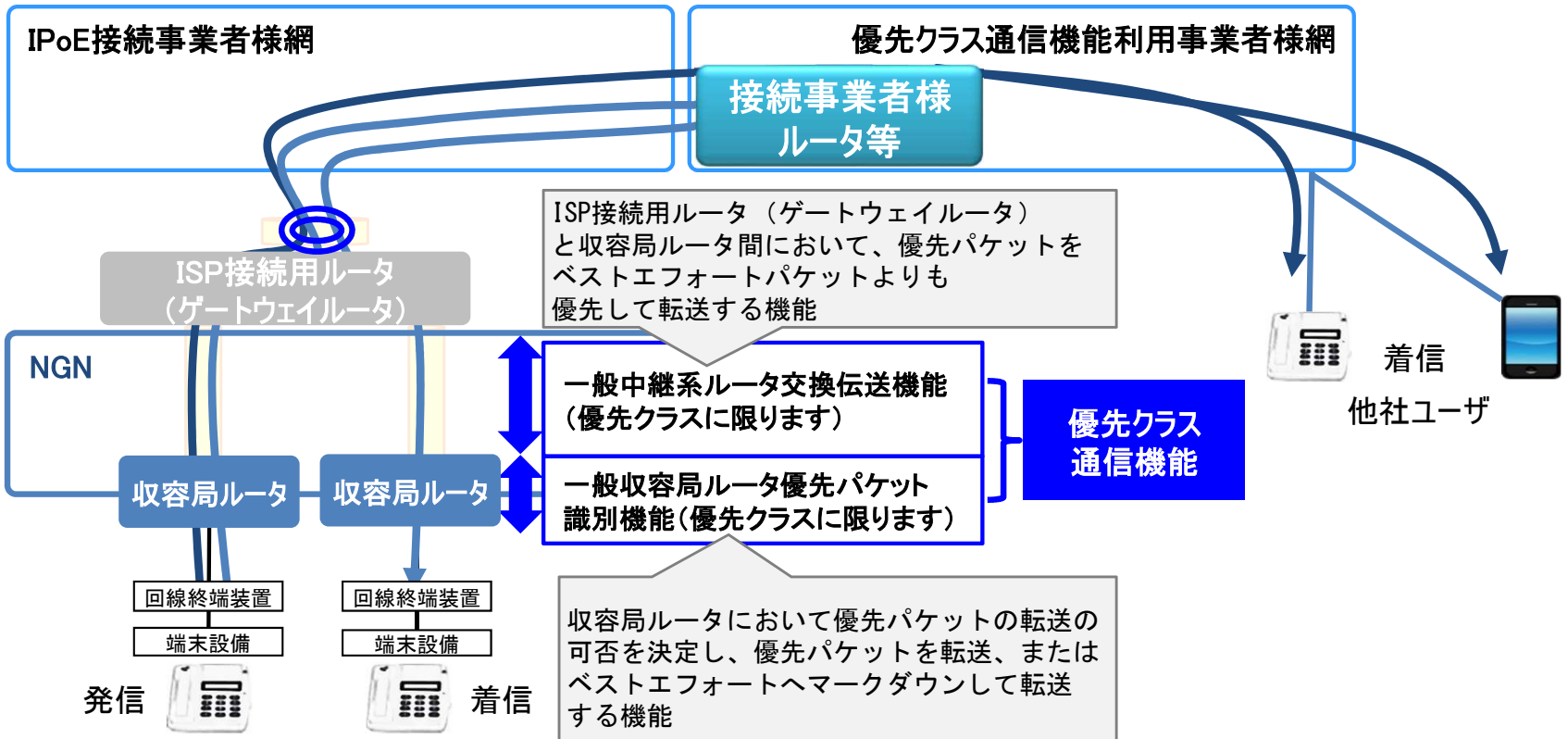

優先クラス通信機能利用事業者様の0AB-J IP電話サービス等利用ユーザ
（フレッツ光または光コラボレーションモデル利用ユーザ）

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

Ⅴ－２　優先クラス通信機能の利用条件①

・ＩＰ通信網では有限なネットワークリソースの中で、品質が異なる複数の通信サービスを多数のユーザに提供するため、優先クラス通信機能との接続にあたっては、利用帯域に関する利用条件と設定パターン数に関する利用条件を設定しています。
・現在の利用実績や現時点で想定される需要（電話、低速専用線の代替等）を踏まえた、具体的な回線あたりの利用帯域に関する利用条件については、以下の通りです（平成30年４月１日現在）　。

〔音声通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～4Mbps	・SOHO・マス向けIP電話サービス （G.711 μ-lawご利用で、32ch）
ビジネス	～12Mbps	・大企業向けIP電話サービス （G.711 μ-lawご利用で、100ch）

〔データ通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～1Mbps	・専用サービスの代替利用
ビジネス	～10Mbps	

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

Ⅴ－３　優先クラス通信機能の利用条件②

・収容局ルータへの優先クラスの設定可能パターン数については、現在26パターン（ファミリー／マンション向け：13パターン、ビジネス向け：13パターン）まで動作検証済であり、１度に申込み可能な設定パターン数に関する利用条件は以下の通りです（平成30年４月１日現在）　。

〔優先クラスの設定イメージ〕

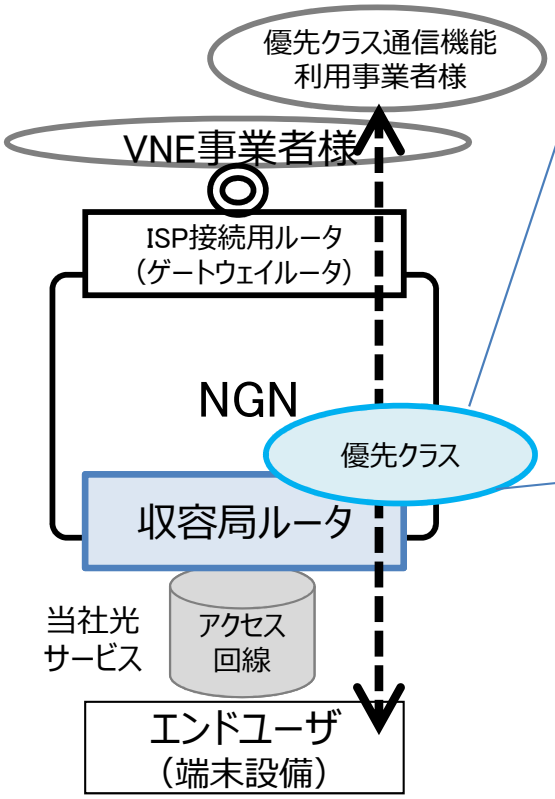

回線種別	ファミリー/マンション		
設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス	利用帯域
1	Ａ社	設定（a）	○M
2	Ｂ社	設定（b）	△M
3	Ｂ社	設定（b）	○M
⋮	⋮	⋮	⋮
12	－	－	－
13	－	－	－

回線種別	ビジネス		
設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス	利用帯域
1	Ａ社	設定（a）	△M
2	Ｂ社	設定（b）	□M
3	Ｃ社	設定（c）	○M
⋮	⋮	⋮	⋮
12	－	－	－
13	－	－	－

１事業者が一度に申込める上限

各回線種別ごとに**２パターン※まで**

※その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先パケット機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで２パターン

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

Ⅴ－４　優先クラス通信機能の申込み

・優先クラス通信機能を新たに利用する場合や新たな設定パターンを申込む場合は、事前調査申込みが必要です。
・利用条件①②の範囲を超える申込みがあった場合は、事前調査申込み受領後、その対応可否について検討させていただきます。
・優先クラス通信機能の利用にあたり、当社が情報の提供を求める範囲及び手続きについては、以下の通りです。

＜優先クラス通信機能の申込み手続き＞

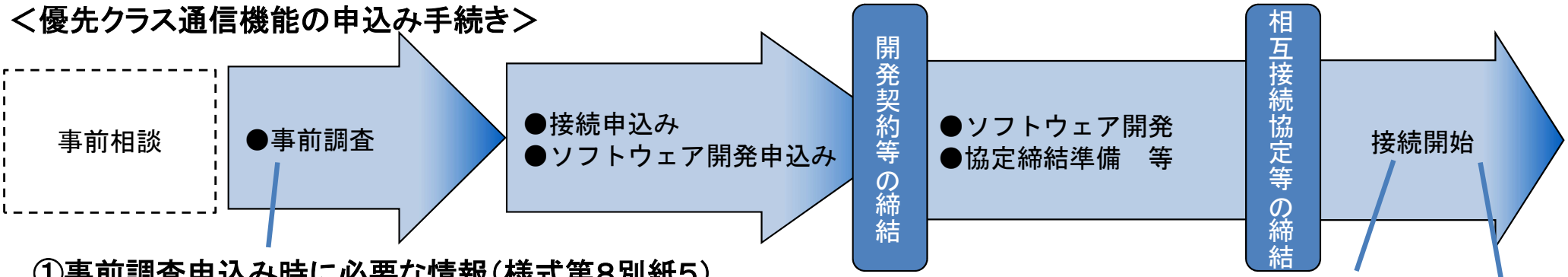

①事前調査申込み時に必要な情報（様式第８別紙５）
※事前調査申込書（様式第８）と併せて提出をお願いします。

項目	提供いただく情報	
需要	・**提供予定回線数、時期**（サービス開始後3年間） ・**利用種別**（音声／データ）	
	音声利用の場合	・1契約あたりのチャネル数 ・1チャネルあたりの平均利用帯域 ・呼率（1チャネルあたりの月間通話時間等）
設定内容	・**IPv6アドレス／プレフィックス長**（通信宛先アドレス） ・**1回線あたりの優先クラスの利用帯域**	

②回線ごとの申込時に必要な情報
※システムでのSO投入時に登録いただきます。

・契約者ID（CAF/COP）
・工事希望日時
・利用帯域
・契約者を特定する情報（アクセスキー、回線契約者氏名、回線契約者郵便番号、回線設置場所郵便番号、回線申込者電話番号のうちいずれか１つ以上）

③毎年提示いただく情報（様式第24-4）
※当社が定める期日までにご提示いただきます。

・見込み需要
（各月末の契約数と各月の送受信データ量）

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

第5章

コロケーション

Ⅰ　コロケーションについて

コロケーションとは、当社ネットワークとの相互接続において、他事業者様の接続に必要な装置等※1を通信用建物等※2に設置することであり、当社では、他事業者様の接続に必要な装置等を通信用建物等に設置する場所等の提供条件等を公表し、他事業者様のご要望に対応させていただいております。

※1 接続に必要な接続申込事業者様の伝送装置又はケーブルその他の装置等
（技術的、経済的等による代替性の観点から通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備）
※2 通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路、とう道

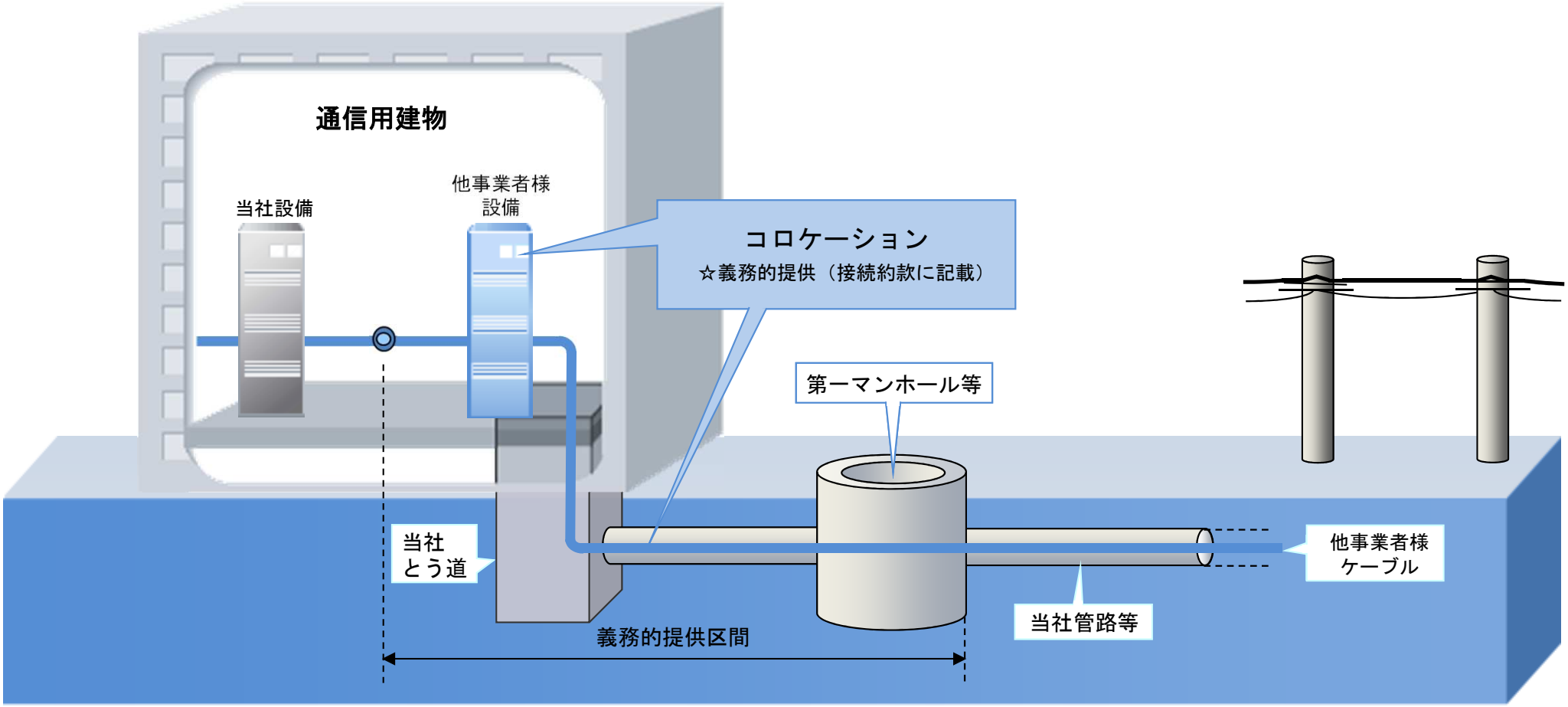

Ⅱ　コロケーションの標準的期間（「第1部 相互接続共通手続き」Ｐ．３５再掲）

当社は、相互接続点における他事業者様の接続に必要な装置等の設置工事については、以下の期間内※1に準備を整えることとします。

☞ 接続約款第１０条の３、第１０条の４、第９５条、第９５条の４

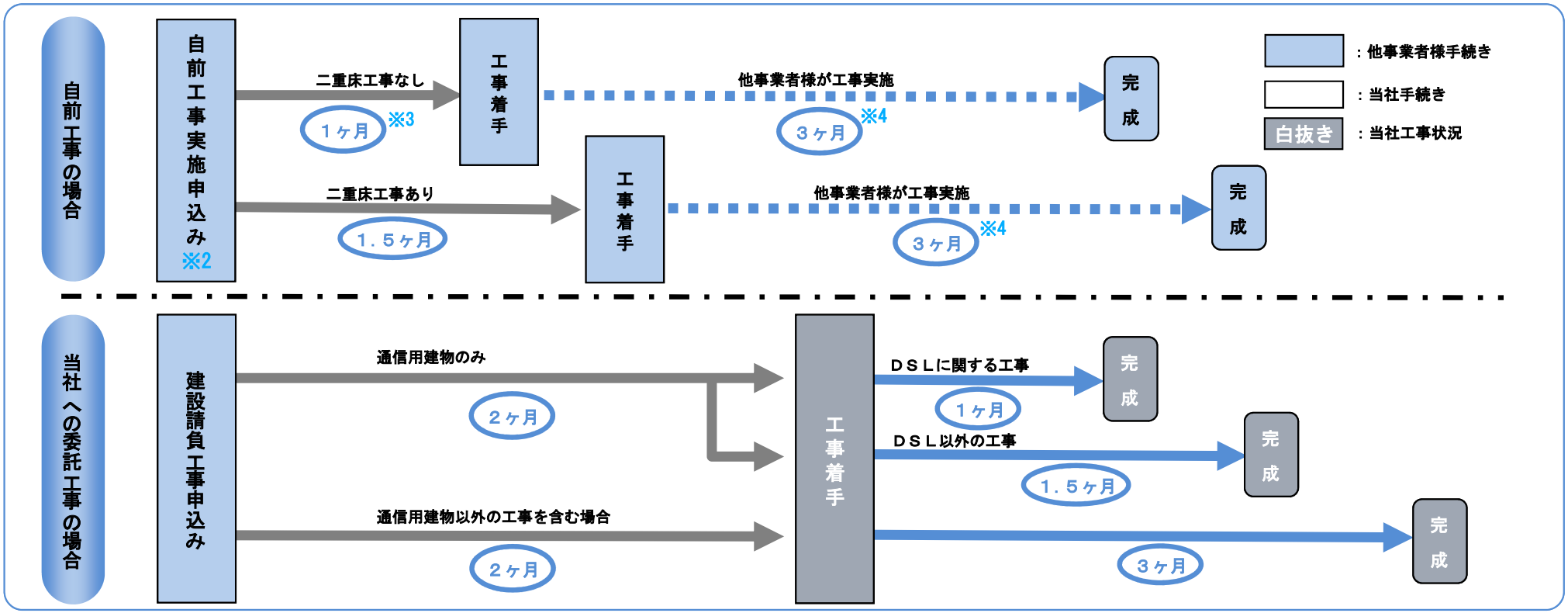

※1 接続にあたって、その接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、建設請負契約の工事規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるときなどの場合はこの期間を超えることがあります。
他事業者様が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可等にかかる期間（申込みから処分までの期間）、天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間は除きます。

※2 自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日または電力設備利用開始希望日までの間が、3ヶ月を超える場合には、その理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出していただきます。

※3 接続に必要な装置等またはそれに付帯する接続申込事業者様の設備を、接続申込事業者様が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合で、接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の改修が必要でないときは、2週間以内となります。

※4 工事期間が3ヶ月を超えた場合は、相互接続点調査回答及び設置申込みの承諾は効力を失い、当社は空き場所等の保留を解除し、相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。なお、他事業者様が、当社に対し、工事期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社は、その期間について、6ヶ月までの範囲で延長することを認めます。
（6ヶ月を超えて延長する場合も同様の取り扱いとします）

Ⅲ－１　コロケーション申込み受付について

接続事業者様からのコロケーションに関連する、以下の申込み等に係る情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。
ご利用にあたっては、「『コロケーション業務支援システム』の利用に係る覚書」を締結していただきます。

●相互接続点調査及び設置申込み／相互接続点調査回答　　●自前工事等申込み、並びに関連諸手続き

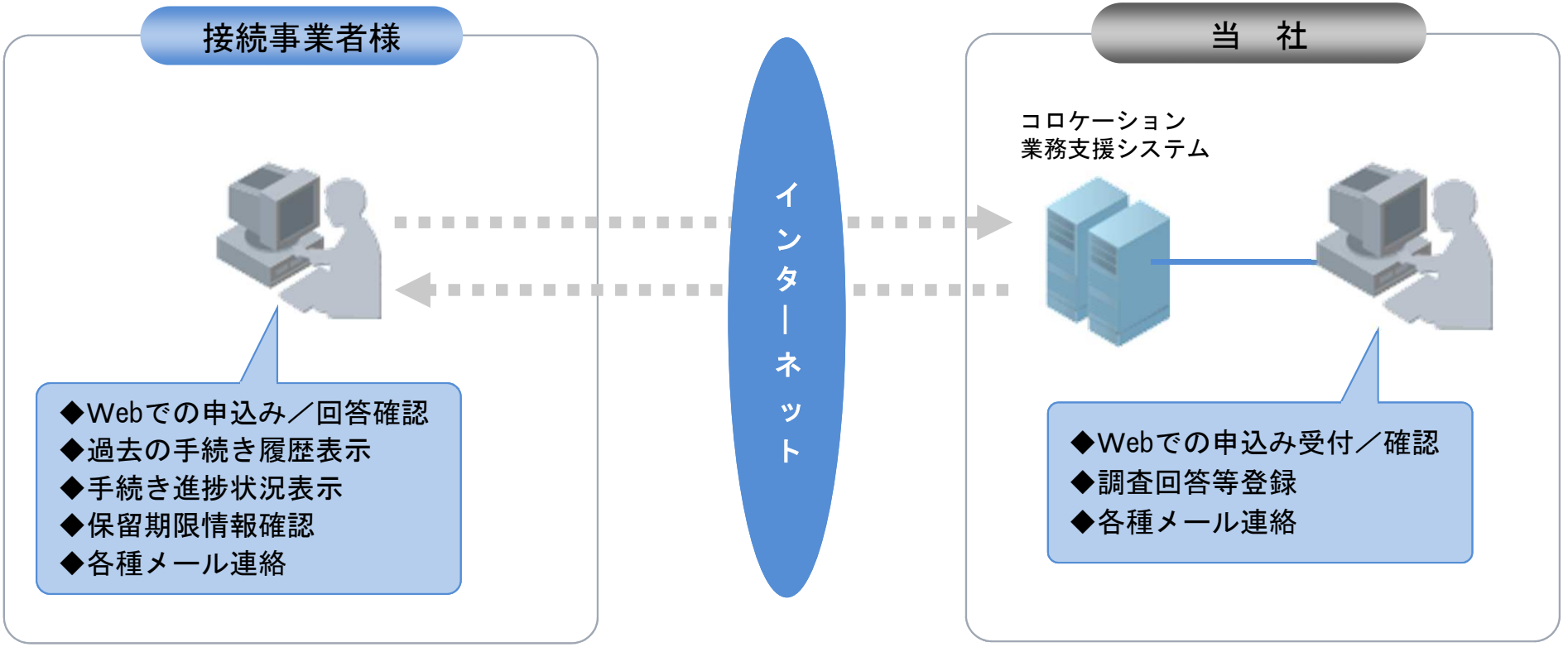

Ⅲ－２　コロケーションに関する各種申込書記入例 ①

様式第1（第10条の2第1項関係）

記入要領

事前照会申込書

第　　号
年　　月　　日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部
○　○　○　○　殿

所属（法人名等）
氏名○○○○（代表者名）　印

貴社接続約款第10条の2（事前照会）第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所 又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報
○○ビル（○○県） 又は ○○ビル～○○ビル	例）用　途：ＭＤＦ接続（ＤＳＬサービス） 提供希望内容 ①MDFの利用可能な空き端子数 ②コロケーション可能な場所の量（架） ③コロケーション可能な場所の位置（フロア）

事前照会の対象とするNTT西日本ビル名又は光ファイバ設備の指定区間を記入してください。

1. 用途により回答内容が異なることから、相互接続点を設置予定の際の用途を記入して下さい。
用途:MDF接続、IP接続(IPルーティング網接続を含む)、アクセス伝送路(GC・IGS)、光ファイバ設備との接続、その他（具体的用途を記入）
2. 事前照会の提供希望内容について、以下の項目を選択の上、記入してください。

①ＭＤＦの利用可能な空き端子数、②ＭＤＦの設置場所の位置(フロア)、③コロケーション可能な場所の量(架)、④コロケーション可能な場所の位置(フロア)、⑤電力設備の利用可能な容量(DC-48V・AC100V(UPS))、⑥空気調整設備の利用可能な容量（kcal/h）、⑦二重床の有無、⑧義務的区間における管路・とう道の利用可能な空きの有無、⑨光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数、⑩光主配線盤の位置（フロア）

2. 調査費用
情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。
3. その他
提供された情報については、接続約款第47条（守秘義務）に準じた取扱いとすることとします。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください

様式第6（第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係）

記入要領

通信用建物等立入申込書

第　　号
年　　月　　日

西日本電信電話株式会社
ＮＴＴフィールドテクノ　○○支店　設備部
○　○　○　○　殿

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

所属（法人名等）
氏名　　印

貴社接続約款第10条の5（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）第2項／貴社接続約款第34条の5（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申込みます。

記

当社からの当該ＰＯＩ調査回答の日付、文書番号を明記してください。

1. 申込み内容

入館目的	平成13年1月10日付けのPOI調査回答（○○第○○号）に伴うPOI設置に関する内容確認のため
入管ビル名	大阪支店　大阪北ビル
入館者名	所属　○○通信建設株式会社 氏名　○○　○○、○○　○○
入館日時	開始予定時刻 2001年1月10日　8時30分 終了予定時刻 2001年1月15日　17時00分
責　任　者	所属　●●株式会社 氏名　○○　○○ 連絡先　電話番号　***-***-*** FAX 番号　***-***-***
備　　考	

入館される方全ての名前を記入してください。（ただし、立入人数はその目的に必要な範囲内に限らせて頂きます。）

POI調査回答の内容確認に係わる立入期間と開始及び終了予定時刻を記入してください。

立入について対応される他事業者様の窓口となられる方を記入してください。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください

Ⅲ－２　コロケーションに関する各種申込書記入例 ②

様式第25（第95条第3項関係）

記入要領

自前工事実施申込書

第　　号
平成　　年　　月　　日

西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）●●株式会社
氏名（代表者名）　　印

貴社接続約款第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第3項の規定により、自前工事を実施したいので申込みます。

記

1. 申込内容

	区　分	内　容							
1.工事概要	相互接続点設置申込書の文書番号等	●●第●●●号　　平成15年5月21日							
	ビル名	大阪支店　大阪北ビル							
	工事内容	大阪北ビルへの相互接続用電気通信設備の設置 ・ＡＤＳＬ装置1架新設、通信ケーブル新設							
2.具体的な工事の内容	依頼業務内容	・電気通信設備に関する自前工事の実施に伴う工事対応について（実施設計、立会い、施工結果確認、竣工処理　等）							
	予定工期	工事着手予定日	平成●●年●月●日						
		電力設備利用開始希望日	平成●●年●月●日						
		工事完了予定日	平成●●年●月●日						
	施工会社名（予定）	会社名・所属等	実施責任者	連絡番号					
		●●●●通信建設株式会社	○○○○	tel:***-***-*** fax:***-***-***					
	利用内容（装置諸元等）			装置名とその数量	電力容量（A）	発熱量（KW）	MDF端子数（回線）		
	その他	設置申込みとの差分		継続保留			解　除		
				スペース（架）	電力容量（A）	MDF端子数（回線）	スペース（架）	電力容量（A）	MDF端子数（回線）
		申込者連絡先	会社名・所属等	申込者	連絡先				
			●●●●株式会社	○○○○	tel:***-***-*** fax:***-***-***				
		保守契約形態	預かり保守契約／自前保守						
		添付書類	自前工事概要図、配線系統図、個別キャビネット図、機器配置図						

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。
　２　電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

他事業者様の設置申込みの情報を記入してください。
（例）ＰＯＩ設置申込番号・日付
線路設備接続申込番号・日付　等

工事毎に内容が異なるので主な工程等について記入してください。

他事業者様の自前工事の各予定日について記入してください。

他事業者様が設置申込みされたリソース量と本工事申込量との差分を、継続保留されるか解除されるかをご記入ください。

他事業者様が、POI調査回答後６ヶ月以内にご利用予定がある場合にご記入ください。
継続保留されながらPOI調査回答後６ヶ月以内にご利用されない場合は、POI調査回答後６ヶ月が経過した時点で保留を解除し、違約金をお支払いいただきます。

接続事業者様の申込者（工事申込み内容の問合せ先）を記入願います。

他事業者様がPOI調査回答後６ヶ月以内にご利用予定がない場合にご記入ください。
本申込みをもって保留を解除し、他事業者様のPOI設置申込みから本申込み迄での期間分の受発電設備使用料に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。

様式第26（第95条の2第2項関係）

記入要領

工事（保守）立会申込書

第　　号
年　　月　　日

西日本電信電話株式会社
工事責任者
NTTフィールドテクノ　○○支店　設備部
○　○　○　○　　殿

所属（法人名等）
氏名　　印

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

貴社接続約款第95条の2（接続申込者等による立会いのための立入り）第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事（保守）に立ち会いたいので、申込みます。

記

1. 申込み内容

入館目的	貴社への委託工事（例：ADSL装置新設工事）に係わる立会いのため
入管ビル名	大阪支店　大阪北ビル
入館者名	所属　○○○株式会社 氏名　○○　○○、○○　○○
入館日時	開始予定時刻 2001年1月10日　8時30分 終了予定時刻 2001年1月15日　17時00分
責任者	所属　●●株式会社 氏名　○○　○○ 連絡先　電話番号　***-***-*** FAX番号　***-***-***
備　考	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

自前工事の場合は、他事業者様の自前工事名を記入してください。
自前保守の場合は、保守内容がわかるよう記入してください。例：「ＡＤＳＬ装置　定期保守」

立会いのために入館される方全ての名前を記入してください。

工事（保守）に係わる立会予定期間及び予定時刻を記入してください。

立会について対応される他事業者様の窓口となられる方を記入してください。

Ⅲ－２　コロケーションに関する各種申込書記入例 ③

様式第28（第95条の3第2項関係）

記入要領

通信用建物等立入申込書

第　　号
年　　月　　日

西日本電信電話株式会社
NTTフィールドテクノ　○○支店　設備部
○　○　○　○　　殿

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

所属（法人名等）
氏名　　印

貴社接続約款第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第2項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事（保守）のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申込みます。

記

自前工事の場合は、他事業者様の自前工事名を記入してください。
自前保守の場合は、保守内容がわかるよう記入してください。例:「ＡＤＳＬ装置　定期保守」

1．申込み内容

入館目的	自前工事（ＡＤＳＬ装置新設工事）に係わる作業のため
入管ビル名	大阪支店　大阪北ビル
入館者名	所属　○○通信建設株式会社 氏名　○○　○○、○○　○○
入館日時	開始予定時刻 2001年1月10日　8時30分 終了予定時刻 2001年1月15日　17時00分
責　任　者	所属　●●株式会社 氏名　○○　○○ 連絡先　電話番号　***-***-*** FAX番号　***-***-***
備　　考	

入館される方全ての名前を記入してください。

工事（保守）に係わる期間と作業開始予定時刻及び終了予定時刻を記入してください。

工事の場合は他事業者様の工事責任者、保守の場合は保守に関する責任者を記入してください。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

第6章

管路・電柱等

Ⅰ　当社電気通信設備の賃貸について

当社では、他事業者様からのご要望に応じて、接続約款に記載し、義務的に提供している設備以外についても空きがある場合にはご利用いただいております。このうち一般提供区間の電柱、管路等につきましては、ご利用手順及び提供条件等を公表※しています。

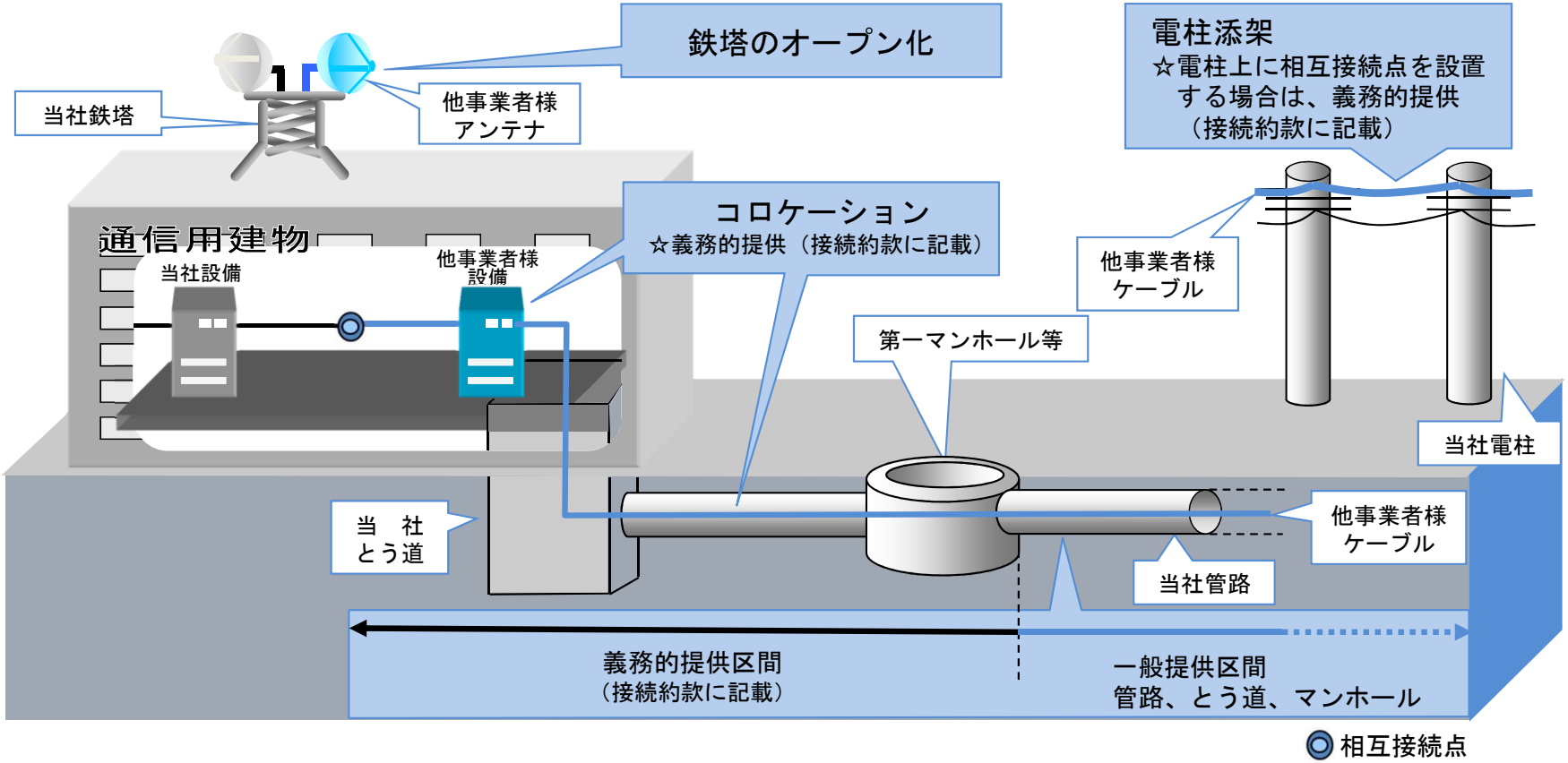

当社では、当社が所有する電柱・管路等の利用について、従来から相互接続に必要不可欠な区間（以下「義務的区間」）の提供条件を接続約款に定めるとともに、「義務的区間」以外の区間（以下「一般区間」）についても、NTT再編成前の平成11年3月26日に公表した「管路等の利用申込み及び契約条件等について」に基き、使用予定がない場合には公平かつ内外無差別に電柱・管路等を提供してきました。

平成13年4月に、総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下ガイドライン）が施行されたことに伴い、従来から公表してきた内容について一層の充実を図り、新たにガイドラインに準拠した標準実施要領を同年4月に公表いたしました。その後も更にご利用いただきやすい提供条件について検討し、標準実施要領の改訂を行っております。

※「電柱・管路・鉄塔等の利用申込み及び契約条件等について」（標準実施要領）の最新版はホームページをご覧ください。http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/kanro/index.html

Ⅱ　当社の管路、電柱等のご利用手順

一般提供区間の管路等及び電柱、義務的提供区間の電柱のご利用手順は次のとおりとなっております。

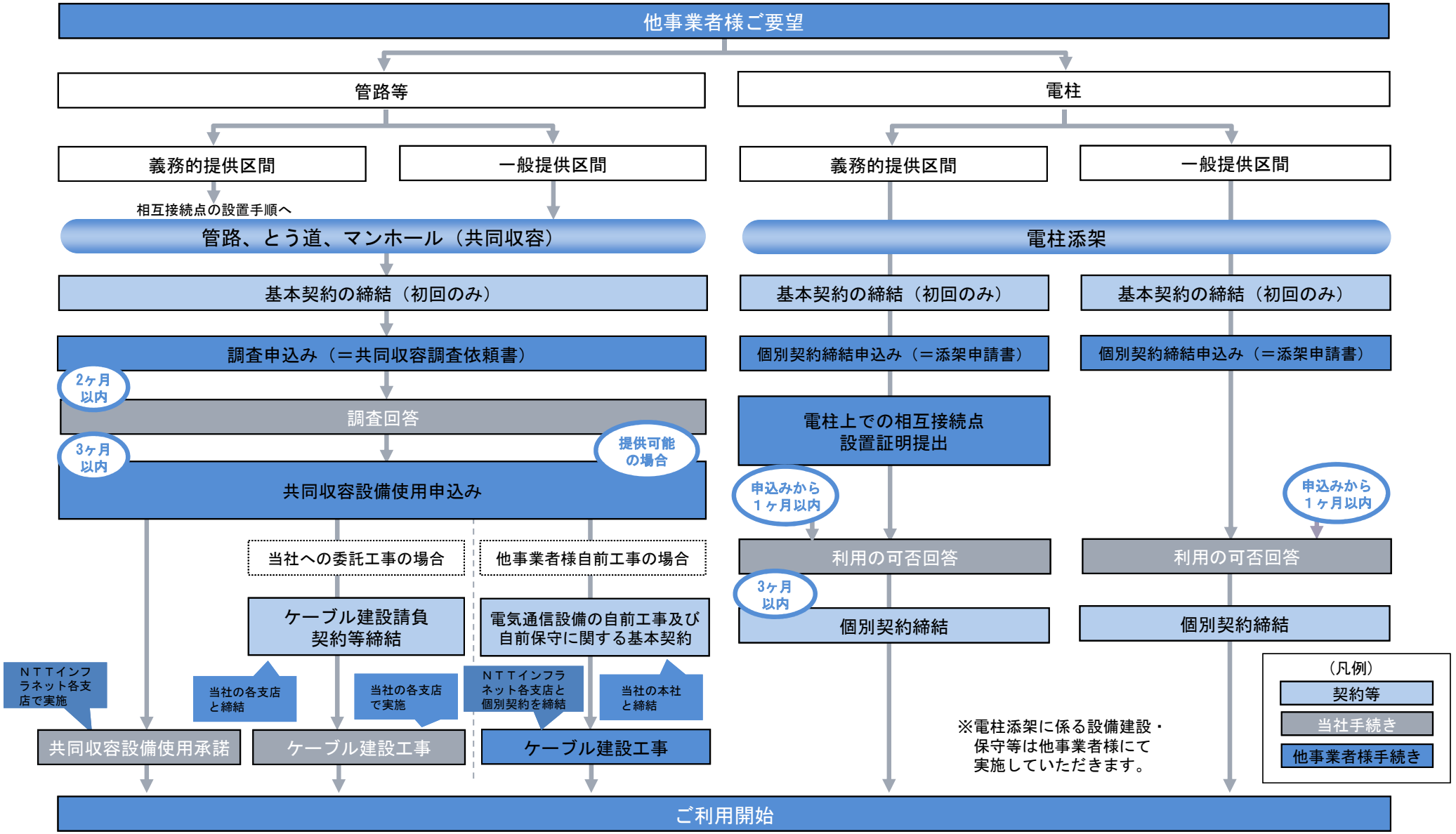

Ⅲ－１　当社管路等のご利用について①

当社では、管路等のご利用について、相互接続に必要不可欠な「義務的提供区間」をはじめ、それ以外の「一般提供区間」についても、使用予定がない場合はご利用いただいております。

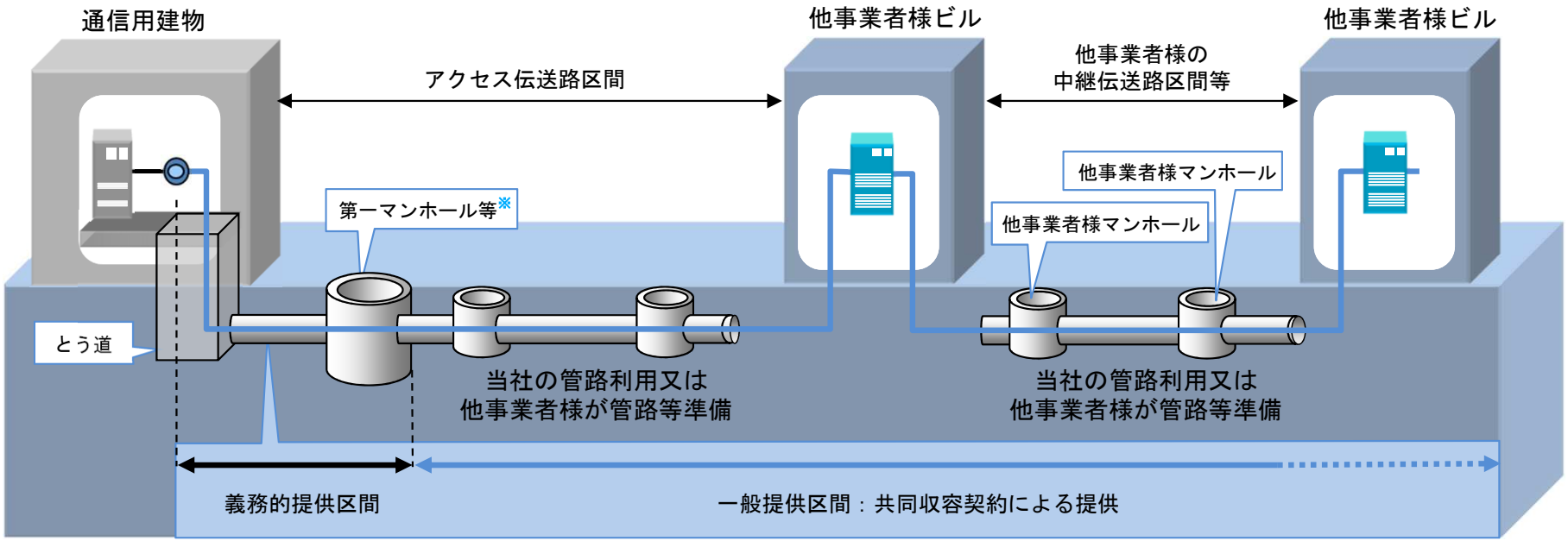

※ 通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等を言います。

解　説

共同収容対象設備

1. 地下管路
2. 地下管路と接続されたマンホール等
3. とう道（法による共同溝等を含む）なお、企業者間共同溝は、関係する企業全ての同意がある場合のみ、共同収容対象設備とさせていただきます。

共同収容対象事業者

◇認定電気通信事業者様
　なお、認定電気通信事業者様以外で道路法第35条により、道路占用が許可される他事業者様等は、別途当社各支店にご相談ください。

Ⅲ－１　当社管路等のご利用について　②

共同収容による提供

当社は各関係法令に基づき、共同収容を行っております。
ご利用の条件を満足した場合は、契約締結後当社の設備をご利用いただけます。

他事業者様による敷設工事

他事業者様のケーブル敷設工事につきましては、当社で工事を実施する委託工事と、他事業者様が自ら実施する自前工事の何れかをお選びいただくことが可能です。

Ⅲ－２　当社管路等のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社はご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する管路等に現に空きがない場合
- 希望する管路等を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合
- 希望する管路等に改修又は移転計画がある場合
- 当社の技術基準に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

Ⅲ－３－①　当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）

共同収容設備使用申込み時の協議期間を短縮するために、初回お申込みの際に「地下管路等の共同収容に関する基本契約」を当社の本社と締結していただきます。

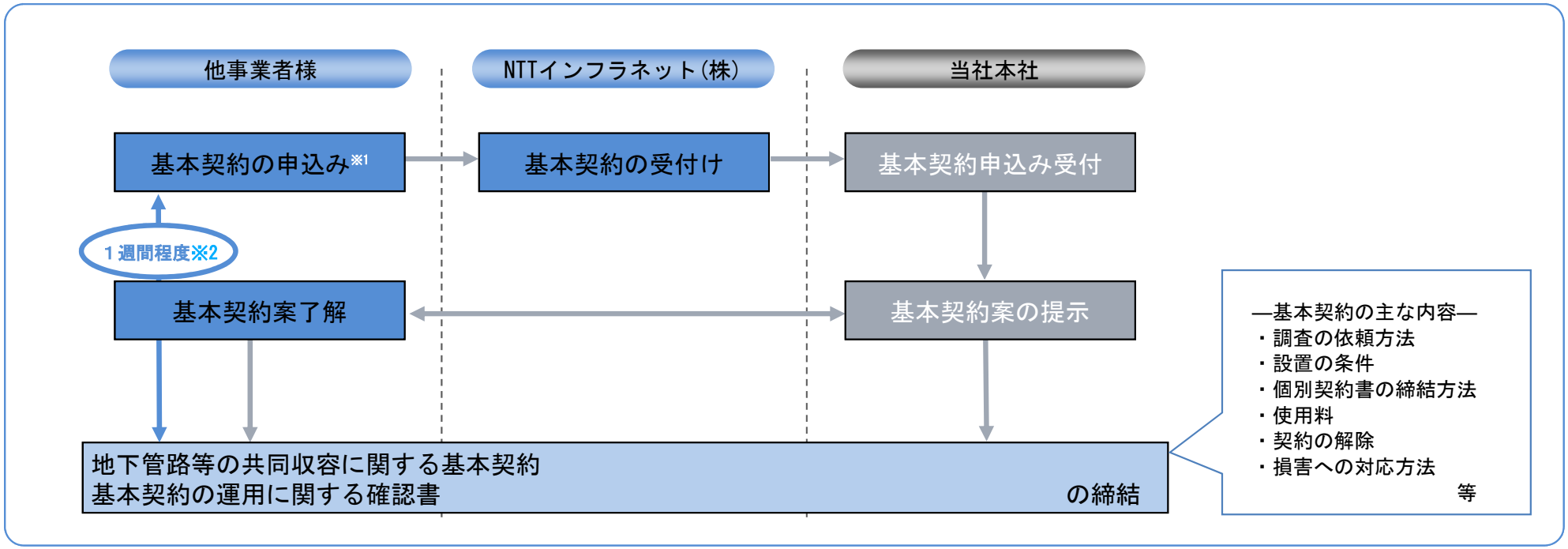

解　説

※1　基本契約申込みで準備していただきたい資料
- 他事業者様の会社概要（会社規模の判る物）
- 基本契約の締結者名（会社代表者等）
- 設置を予定されているケーブルの仕様が判る物（外径・心線数含む）
- ご希望の管路等区間の判る物（住宅地図等に明示願います）
- 連絡窓口（連絡者名、連絡先、アドレス等）

上記の物を準備し、お申込み願います。

※2　基本契約案に変更がない場合

Ⅲ－３－② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）

個別のご利用に関するお申込みは、調査依頼書により開始し、当社は受付後2ヶ月以内に利用の可否等について回答いたします。

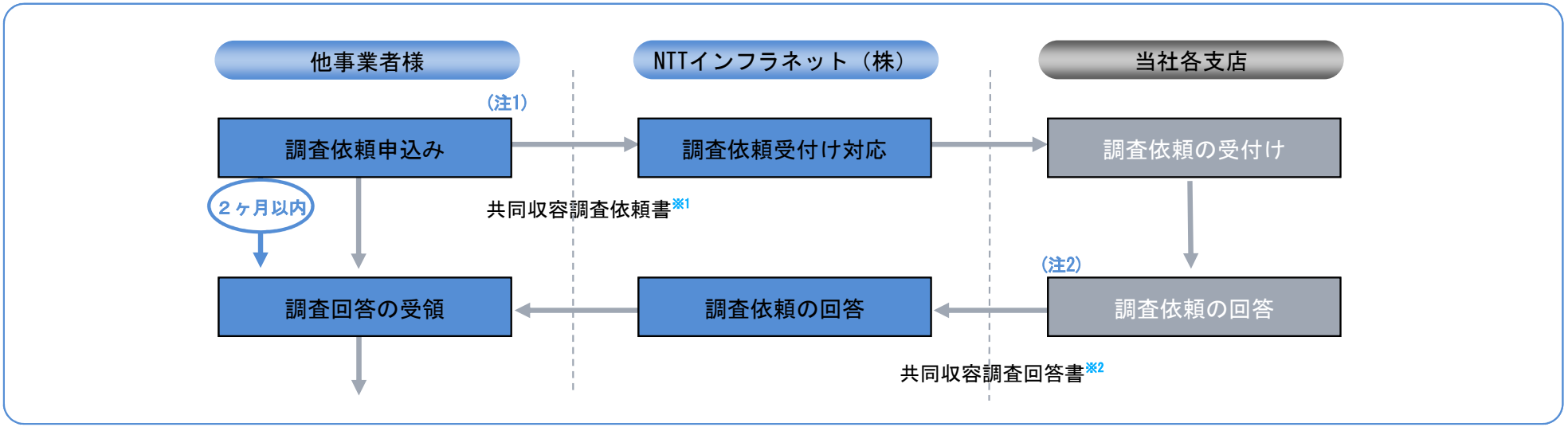

解　説

※1 共同収容調査依頼書
① ご希望の管路等区間（地図での明示も併せてお願いします）
② 設置を予定されている他事業者様設備の概要（ケーブル外径・心線数等）
③ ご希望の利用開始時期と期間
④ ハーフダクト方式の希望の有無
⑤ その他調査の際に考慮が必要な事項
＊調査依頼書の記載にあたっては予め当社窓口のNTTインフラネット（株）へご相談ください。

※2 共同収容調査回答書
ご希望の管路等の利用が可能か否かを回答します。利用可能の場合には、ルートや概算費用等を提示いたします。
＊調査の結果、利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
＊ご利用の如何にかかわらず、調査にかかわる費用を別途いただきます。
＊調査は机上にて実施し、回答させていただきます。

（注1）別添1 地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）
（注2）別添2 地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）

Ⅲ－３－③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）

提供可能の管路等を実際に利用される場合には、調査回答から3ヶ月以内に「地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）」を行っていただき、当社から使用申込みを承諾します。12ヶ月以内に使用を開始していただきます。

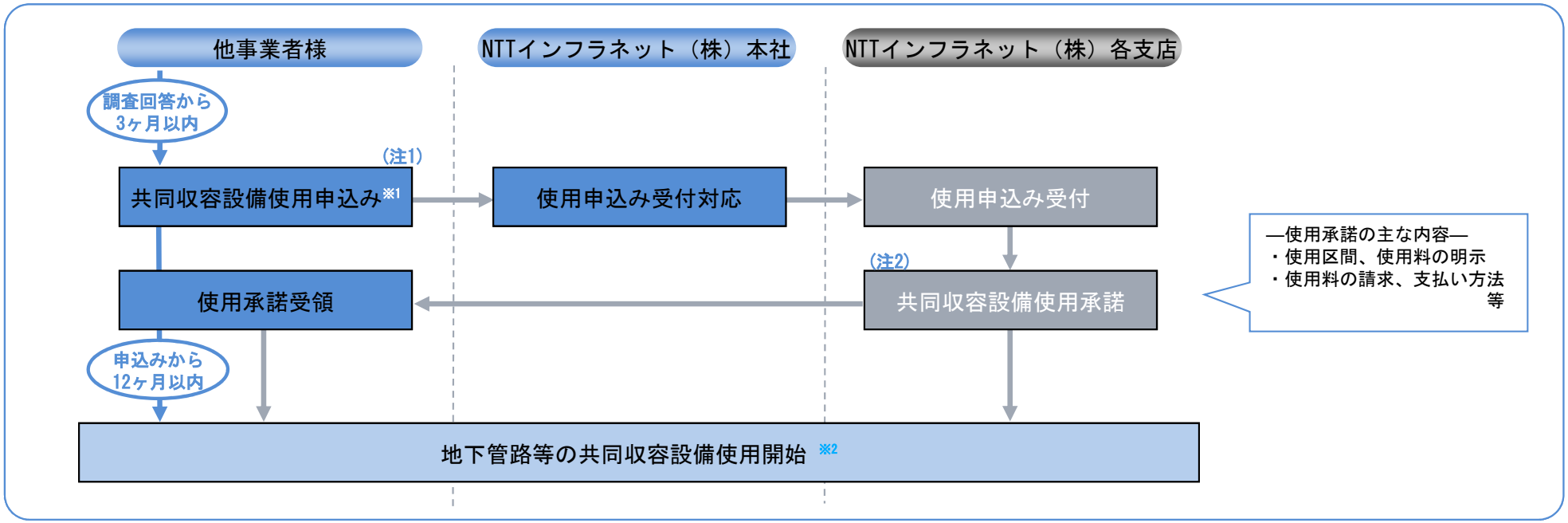

解　説

※1 共同収容設備使用申込み
①調査回答から3ヶ月以内にお申込みされない場合は、ご使用の意思がないものとして当該回答は失効します。
②共同収容設備使用申込み後、他事業者様の都合により、12ヶ月を過ぎても使用開始されなかった場合は、12ヶ月分相当の使用料を違約金としてお支払いいただきます。またお申込みは失効します。
12ヶ月経過前に他事業者様の都合により使用開始できない事由が生じた場合は、経過期間分の使用料相当額をお支払いいただきます。申込み撤回の場合も同様とします。
＊調査回答から3ヶ月以降にご利用を希望される場合は、再度調査依頼から実施をお願いいたします。

※2 地下管路等の共同収容設備使用開始
共同収容設備の使用開始日は、使用可能と回答した共同収容設備内に他事業者様の設備を設置する工事を実施するために、次の行為を行った日のいずれか早い日とします。
①甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設備を設置するための工事を施工するための準備を目的として立ち入る日
②甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設置設備の設置等に係る施工を目的として立ち入る日
③甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設置設備の設置に必要な機器を搬入する日

（注1）別添3 地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）
（注2）別添4 地下管路等の共同収容設備使用について（承諾）

（参考）　当社管路等のご利用に関する工事実施のフロー

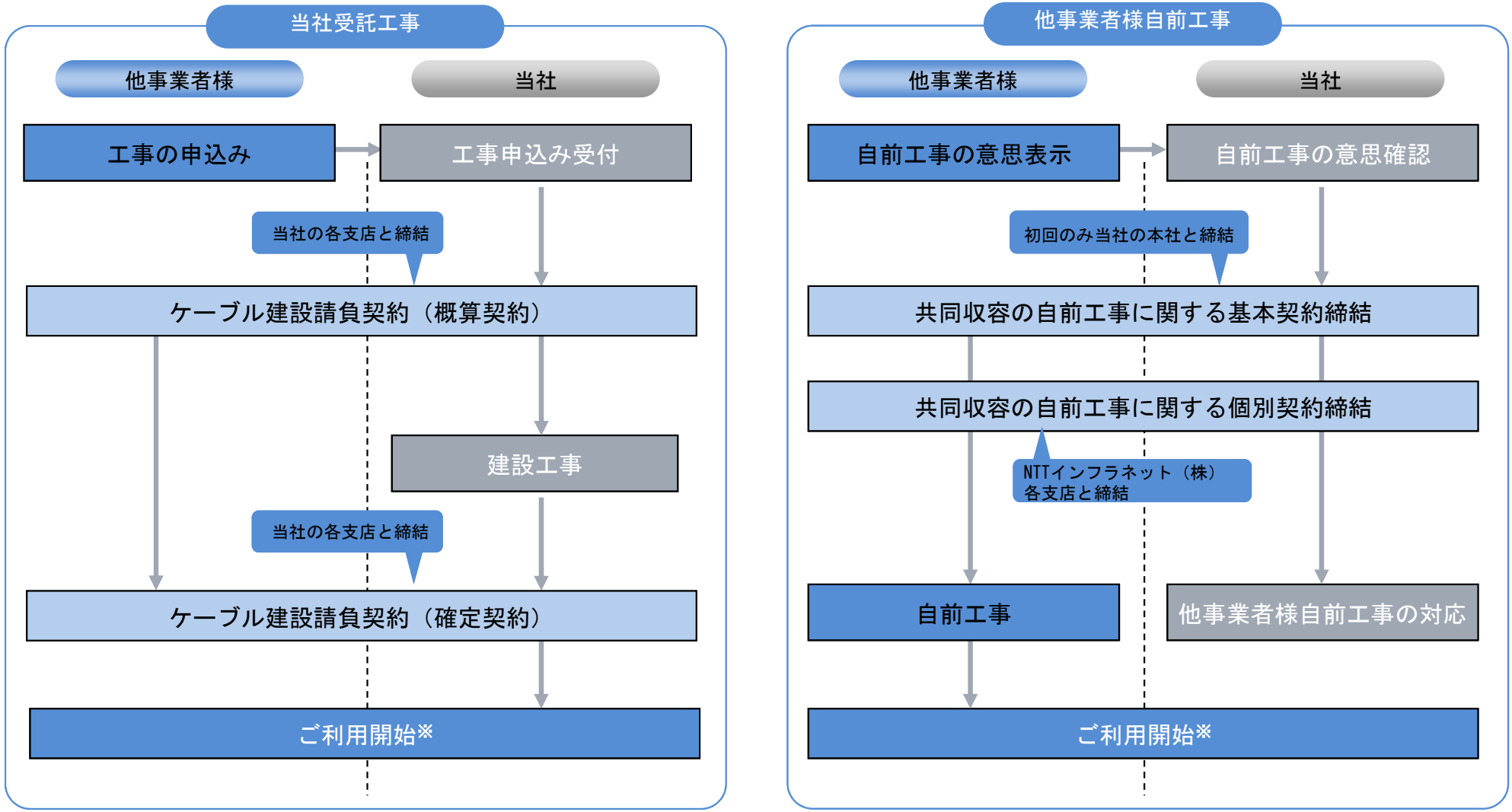

※ご利用開始に当たりましては保守契約が必要となります。保守契約には他事業者様が自ら行う形態及び当社に委託して行う形態があり、他事業者様にお選びいただきます。
詳細については別途ご相談願います。

Ⅲ－３－④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の設置及び保守に伴う契約を締結します。

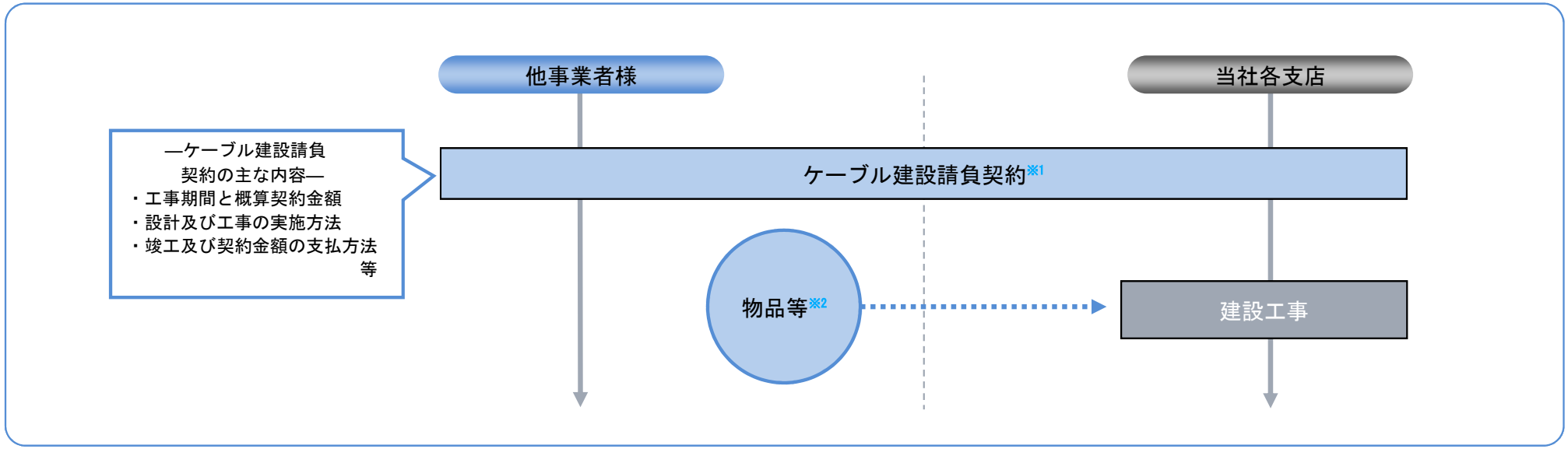

解　説

※1 当社各支店と締結していただきます。

※2 建設工事に先立ちまして、他事業者様より工事に必要な物品等をお渡し願います。

Ⅲ－３－⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の自前工事に関する契約を締結します。

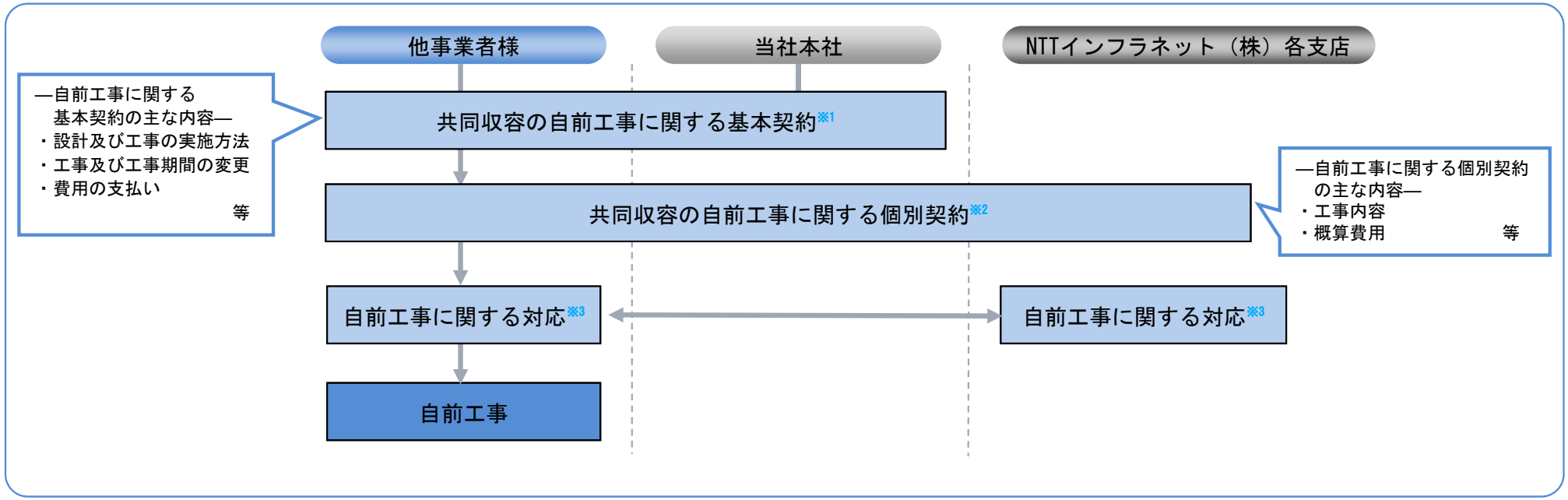

解　説

※1 初回のみ当社の本社と基本契約を締結します。

※2 工事個々にNTTインフラネット（株）各支店と個別契約を締結します。

※3 工事個々に自前工事の対応を、 NTTインフラネット（株）各支店と行います。

（参考）管路等に関する当社の技術基準　１／２

管路等に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

１.収容ケーブル構造について

（１）管 路

①標準内径75㎜の区間は、ケーブル標準外径60㎜以下とします。

②管路内径50㎜の区間は、ケーブル標準外径35㎜以下とします。

（２）管路以外

難燃ケーブルを使用することとします。

２.ハーフダクト方式について

（１）ケーブルが収容されていない管路または既設ケーブルがインナーパイプに収容されている管路の場合

① ケーブル標準外径２４㎜以下のケーブルに対して適用します。

② 管路の場合は、標準内径７５㎜の管路の中に当社仕様の標準内径３０㎜以下のインナーパイプを敷設し、その中に①のケーブルを収容することとします。

③ 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

（２）既設ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路の場合

① 既設ケーブルの所有者が当社の場合

（ア）当社の管路に空きが無く、且つ上記（１）による共同収容が可能な管路も無い区間であることとします。

（イ）当社の管路が標準内径７５㎜であって、その中に収容されている当社既存ケーブルが標準外径３６㎜以下であることとします。

（ウ）施工にあたり、当社仕様の標準内径３０㎜以下のインナーパイプを敷設張力９８０N以下で敷設し、その中に収容するケーブルは標準外径２４㎜以下とすることとします。また、当社による立会い又は当社が工事受託する等、当社の管理・監督のもとで実施することとします。

（エ）個別の管路の設備状態によっては、既存設備を傷つける等、既存設備の安全性を確保できない場合があるため、上記（ア）～（ウ）の条件を満たしていても、共同収容が困難な場合があります。

（オ）凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

② 既設ケーブルの所有者が他事業者様の場合

既設ケーブルを所有する他事業者様が定める条件に従って共同収容を実施することとします。

（参考）管路等に関する当社の技術基準　２／２

３．ケーブル接続部（クロージャー等）の構造について
（１）マンホール等の内部作業スペースを侵さない構造とします。
（２）クロージャー等のサイズは概ね外径25cm以下、長さ70cm以下とします。
　　マンホール種別、既収容ケーブル状況等により、個々の設備において制限値が異なるため、上記条件の適用が不可能な場合は個別に協議させていただきます。

４．その他
管路の設置環境等により、ケーブル移動防止措置、凍結障害防止措置、誘導対策措置等が必要な区間については、個別に協議させていただきます。
また、上記1～3項の詳細及びケーブル測定器の接続性、その他の条件・基準について、個別に協議させていただきます。

Ⅲ－４　当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内

管路等の取扱い窓口については、利便性・公正性の確保及び業務集約の観点から、グループ会社として設立した「NTTインフラネット」といたします。

区　分	当社窓口	所在地・電話番号等
受　付	エヌ･ティ･ティ･インフラネット株式会社 （ルートデザイン室）	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-8-1 ネクストサイト東日本橋ビル　２Ｆ TEL03-6381-6451
基本契約締結等	西日本電信電話株式会社 （設備本部 相互接続推進部 接続営業部門）	〒540-8511 大阪市中央区馬場町3-15 TEL06-4793-7271
調査・自前工事対応等	エヌ･ティ･ティ･インフラネット株式会社	事業部
建設請負・保守対応等	西日本電信電話株式会社	事業本部

●当社管路等のご利用に関するリンク

NTT西日本

http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/index2.html

（別添１、２）

別添１

〇〇〇第0000号
平成〇〇年〇月〇日

西日本電信電話株式会社
〇〇支店長
〇〇〇〇　　殿

〒000-0000
〇〇〇〇〇〇〇〇00-0-00
〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇〇長
〇〇　〇〇　　印

地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）

下記のとおり地下管路等の共同収容調査を依頼いたします。

記

１．調査内容

調査区間	〇〇　～　〇〇　（住所・地名等） ※詳細は別紙図面のとおり
ケーブル規格	心線数：〇〇心　　外径：〇〇㎜
共同収容開始希望時期	平成〇年〇月〇旬　～
ハーフダクト方式について	本調査については下記の☑している項目についてのみ調査を希望いたします。 □希望しません。 □通常のハーフダクトを希望します。 □通常のハーフダクト方式が不可能な場合、以下の形態もあわせて希望します。 ⇒□(1)ｲﾝﾅｰﾊﾟｲﾌﾟに収容されていないNTTｹｰﾌﾞﾙとの収容を希望します。 □(2)ｲﾝﾅｰﾊﾟｲﾌﾟに収容されていない事業者様（NTTを除く）とのｹｰﾌﾞﾙとの収容を希望します。
留意事項	①当社希望のﾙｰﾄが共同収容不可の場合は、近接するﾙｰﾄの検討をお願いします。 ②調査始点および終点において、当社管路（Φ75㎜、1条）との接続を希望いたしますので、その可否についても併せてご検討願います。

２．調査費用
　調査に要した費用は、別途回答書の通知に基づき支払うこととします。

３．本件お問い合わせ先
　〇〇〇株式会社
　〇〇支店〇〇部〇〇担当　〇〇　〇〇
　　TEL：
　　FAX：

別添２

〇〇〇第0000号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇（役職）
〇〇　〇〇　　殿

西日本電信電話株式会社
〇〇支店

（代理人）
ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｲﾝﾌﾗﾈｯﾄ株式会社
〇〇支店長
〇〇　〇〇 印

地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）

「地下管路等の共同収容調査実施について」（〇〇第 00-0000号　平成〇〇年〇〇月〇〇日）に基づき調査いたしました結果について、下記のとおりご回答いたします。

記

１．調査結果

調査区間	〇〇　～　〇〇　（住所・地名等）
該当支店・ﾋﾞﾙ	〇〇支店　〇〇ﾋﾞﾙ
共同収容可能設備	距離〇〇m（とう道〇〇m、管路〇〇m、ﾏﾝﾎｰﾙ〇〇個）
共同収容使用料	00,000（円/月）
添付資料	調査結果報告書　一式
その他	（例） ①本調査は机上を中心に実施したものであることから、今後更に詳細な調査が必要であるとともに、結果によっては、使用いただけない場合もあります。 ②貴社が本回答書を受領した日より３ヶ月以内に使用申込みがない場合は、共同収容設備の使用意思のないものとして、回答結果は無効とする。

２．調査費用
　00,000円（別途消費税 00,000円）［調査時間：00時間］
　　別途請求書を発行させていただきますので、請求書発行日から45日以内に上記金額をお支払いください。

３．本件お問合せ先
　NTｲﾝﾌﾗﾈｯﾄ株式会社
　〇〇支店　〇〇部　〇〇担当　〇〇　〇〇
　　TEL：0000-0000
　　FAX：0000-0000

（別添３、４）

別添３

〇〇〇第0000号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

西日本電信電話株式会社
〇〇支店長
〇〇〇〇　　殿

〒000-0000
〇〇〇〇〇〇〇〇00-0-00
〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇〇長
〇〇　〇〇　　印

地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）

当社地下管路等の共同収容調査依頼（〇〇　第〇〇〇〇号　平成〇年〇月〇日）に対する貴社回答（〇〇　第〇〇〇〇号　平成〇年〇月〇日）に基づき標記について下記のとおり申込ます。

記

１．申込内容

共同収容申込区間	〇〇線〇〇ＭＨ ～ 〇〇線〇〇ＭＨ ※詳細は別紙図面のとおり
当社管路取付けＭＨ	〇〇線〇〇ＭＨ（φ75㎜1条） 〇〇線〇〇ＭＨ（φ75㎜1条）
ケーブル規格	心線数：〇〇心　　外径：〇〇㎜
共同収容開始希望時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～
その他	（例） ①共同収容に必要となる設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いいたします。

２．本件お問い合わせ先
〇〇〇株式会社
〇〇支店〇〇部〇〇担当　〇〇　〇〇
TEL：0000-0000
FAX：0000-0000

別添４

〇〇〇第0000号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇株式会社
〇〇（役職）
〇〇　〇〇　　殿

西日本電信電話株式会社
〇〇支店

（代理人）
ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｲﾝﾌﾗﾈｯﾄ株式会社
〇〇支店長
〇〇　〇〇 印

地下管路等の共同収容設備使用について（承諾）

「地下管路等の共同収容に関する使用申込依頼」（〇〇第 00-0000号　平成〇〇年〇〇月〇〇日）について、下記のとおり承諾いたします。

記

１．承諾内容

共同収容区間（住所等）	〇〇線〇〇ＭＨ ～ 〇〇線〇〇ＭＨ （〇〇市〇〇町〇〇 00-0-00　～　〇〇市〇〇町〇〇 00-0-00 ）
設備数量	距離　〇〇m　（とう道　〇〇m、管路　〇〇m、ﾏﾝﾎｰﾙ　〇〇個）
共同収容期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用料	00,000（円/月）［消費税除く］
その他	（例） ①共同収容に必要となる設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いいたします。

２．本件お問い合わせ先
NTｲﾝﾌﾗﾈｯﾄ株式会社
〇〇支店　〇〇部　〇〇担当　〇〇　〇〇
TEL：0000-0000
FAX：0000-0000

Ⅳ－１　電柱のご利用について

当社では、電柱上への線条及び装置の添架について、下図に示されている、相互接続に必要な「義務的提供」をはじめ、それ以外の「一般提供」についても、他事業者様に線条等を添架する電柱上のポイントを開放し、ご利用いただいております。

義務的提供となる電柱添架の例

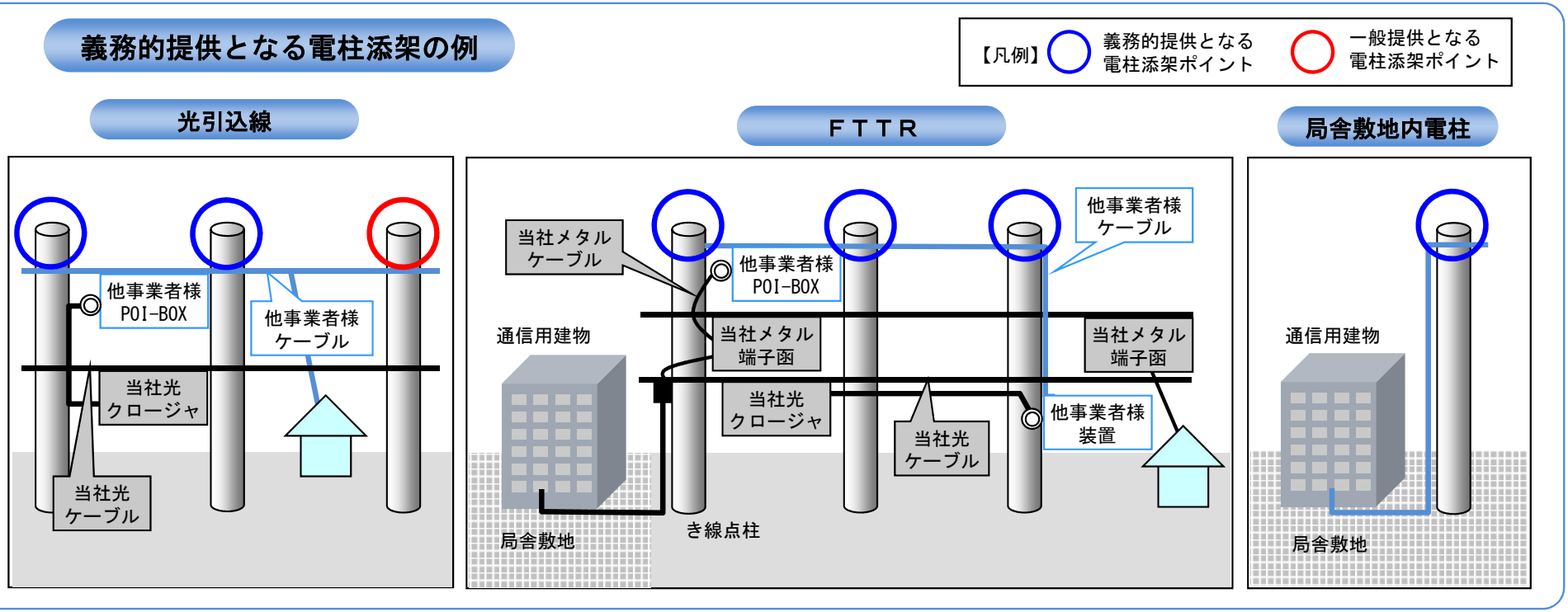

解　説

義務的提供となる電柱添架の定義・範囲は以下のとおりです。以下の定義・範囲に該当しない場合は、一般提供として取り扱います。

【定義】

以下①②のいずれかの要件を満たす電柱添架については、義務的提供として取り扱います。

①電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置する。

②通信用建物等に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置する。　（接続約款〔第10条の13〕）

【範囲】

接続事業者が当社の第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱※

※ＦＴＴＲであれば、ＶＤＳＬ装置、ＰＯＩ-ＢＯＸ、及び両者を接続する電気通信回線設備を設置するために添架することが必要な電柱。 光引込線であれば、ＰＯＩ-ＢＯＸを設置するために添架することが必要な電柱。　（H19.3.30情報通信審議会答申）

Ⅳ－２　電柱添架のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社はご利用のお申込みを承諾いたします。

●希望する電柱に現に空きがない場合※1
●希望する電柱を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合※1
●希望する電柱に改修又は移転計画がある場合
●添架を希望する区間に地中化の計画がある場合
●当社の技術基準※2に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
●過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
●関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
●当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
●その他当社の公益事業に支障のある場合

解　説

※1「空きがない（なくなる）場合」とは、（ⅰ）添架スペース（他添架設備との離隔）を確保できない場合
（ⅱ）添架申請ケーブル等により電柱強度の許容範囲を超える場合

※2「（参考）電柱に関する当社の技術基準」（P.102）をご参照ください。

Ⅳ－３－① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み

個別区間協議の期間を短縮するために、初回お申込みの際に「電柱添架に関する基本契約 ※1 」を締結します。個別のご利用に関するお申込みは、「添架申請書」により行っていただきます。

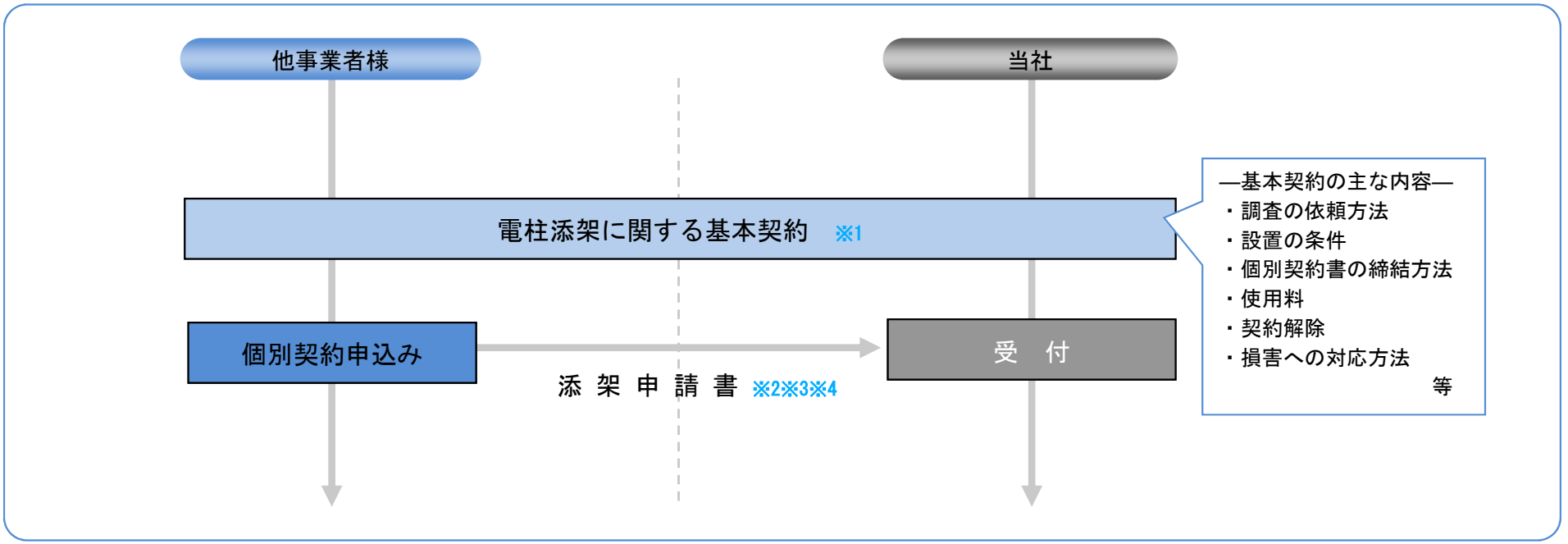

解　説

※1 「電柱添架に関する基本契約書」は、義務的提供と一般提供それぞれ締結させていただきます。
※2 ①必要事項は次のとおりです。
・ご希望の場所又は区間（地図での明示と電柱番号の記載も併せてお願いします）
・設置を予定されている他事業者様設備の概要（添架線外径等）
・ご希望の利用開始時期と期間
・その他調査の際に考慮が必要な事項
②本申請書の提出によって、個別契約申込みの意思表示とさせていただきます。
※3 添架申請は下記URLからインターネットでの申請も可能です。
アクセスURL： https://www.setsubi-info.ntt-w.net/webTenga/select/show
※4 義務的提供区間に係る電柱添架申請の場合のみ、当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置することを証明するもの及び接続構成図を提示いただきます。

Ⅳ－３－② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結

添架申請書の提出（個別契約の申込み）から1ヶ月以内に、当社はご希望の電柱がご利用可能かどうかの回答をいたします。また添架可否回答後、個別契約を締結させていただきます。

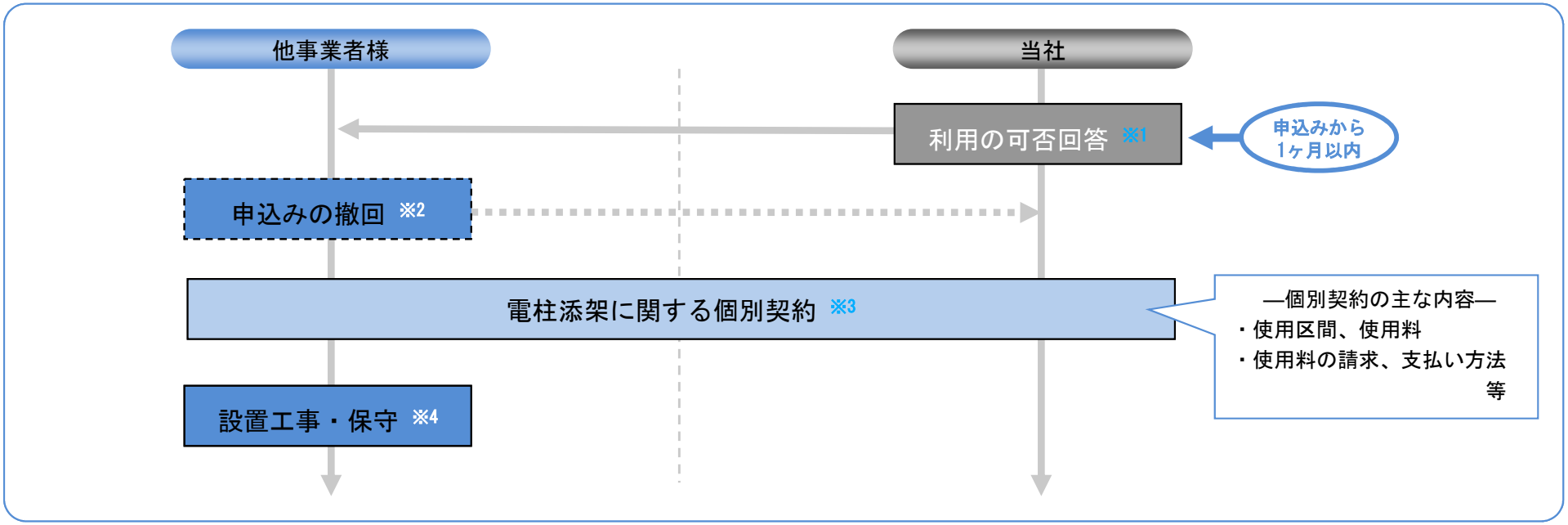

解　説

※1　電柱添架の申込みについては、電柱強度や線条間の離隔等について、申込みのあった全電柱を対象に一体的に確認する必要があると考えられることから、申込みのあった全電柱について、一括申込みがあったものとして取り扱わさせていただきます。申請された複数の電柱のうち、一部電柱に添架否のものが含まれる場合には、他の全ての電柱について、一体として「添架否」と扱うこととします。また、インターネットにより添架申請いただいたものに対する回答は、電子メールによる回答となります。

※2　添架申請を撤回される場合、義務的提供の電柱添架については、当社からの利用の可否回答の前後に係らず違約金を適用させていただきます。提供不可であると回答した電柱については、違約金を適用いたしません。

※3　ご希望の電柱について利用の可否、及び費用等について回答します。利用可能の場合には、個別契約を締結します。ご利用条件（P.99）をご参照ください。
＊利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
＊電柱設置場所での現地調査を実施した場合は、現地調査にかかわる費用を別途いただきます。
＊回答は申請量に応じて1ヶ月を超過する場合があります。
＊個別契約はご利用区間毎に締結します。
＊義務的提供の電柱添架において、当社からの利用の可否回答後、３ヶ月以内に個別契約を締結いただけない場合は、添架申請を撤回されたものとみなします。

※4　ケーブルの設置工事、及び保守は他事業者様で実施していただきます。

（参考）電柱に関する当社の技術基準

電柱に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

１. 添架線条について

（１）線種は、ケーブル又は絶縁電線とします。
（２）線条の線路電圧電流は、100V以下かつ15A以下とします。

２. 通信線との離隔について

当社通信線との添架線条（付属機器含む）の離隔は、30cm以上とします。
ただし、当社及び既存添架事業者の承諾を受けた場合、又は設置しようとする架空電線（付属機器含む）が、当社通信線及び既存添架事業者の設置した架空電線に係わる作業に支障を及ぼさず、かつ損傷を与えない場合はこの限りではありません。
以下の場合は該当しないこととします。
（１）既設架空電線との一束化する場合で、かつ付属機器の設置場所が異なる場合
（２）当社の承諾を得て突き出し金物で指定の位置に設置する場合

３. 架渉位置について

添架線条（付属機器を含む）の架渉位置は、基本的に当社通信線（引込線を含む）の上部とします。
なお、コンクリート柱の場合は、電柱頭部から15cm以内には添架しないこととします。

４. 添架荷重等について

認定電気通信事業者が添架する線条の風圧荷重等は、既存電柱設備の構造物強度（一束化設備を含む）を超えないことを基本とします。

５. 不平衡荷重の防止について

認定電気通信事業者は、添架する線条において、既存電柱設備に対し不平衡荷重を発生させない措置を確実に実施する必要があります。

６. 付属機器の設置について

中継器、分配器等の付属機器を設置する場合は、当社設備及び既存添架事業者設備（当該設備における建設・保守工事、通信等を含む）に影響を及ぼさない範囲とし、電柱側面（支柱等含む）から1m以内の空間には設置しないこととします。
なお、形状・質量等については、個別に協議させていただきます。

７. お客様への引込線について

認定電気通信事業者が引込線等を設置する場合は、電柱側面から1m以上の離隔を確保した柱間から引込むこととします。

８. その他

上記1～7項の詳細及びその他の条件・基準については、個別に協議させていただきます。

Ⅳ－４　電柱添架に関する当社ご相談窓口 ①

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
大阪府	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ関西支店 設備部　設備マネジメント部門 関西設備管理センタ　設備管理担当	〒570-0083 大阪府守口市京阪本通1-9-6 ＮＴＴ大阪守口ビル ＴＥＬ：06-6105-3384
京都府	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ　関西支店 設備部　設備マネジメント部門 関西設備管理センタ（京都）	〒615-8076 京都市西京区桂下豆田町14-7 ＴＥＬ：075-754-6418
兵庫県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ関西支店 設備部 設備マネジメント部門 関西設備管理センタ（兵庫）	〒673-0898 兵庫県明石市樽屋町8-27 ＴＥＬ：078-918-9104
奈良県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ関西支店 設備部　設備マネジメント部門 関西設備管理センタ（奈良）	〒630-8013 奈良県奈良市三条大路2-1-70 ＴＥＬ：0742-36-6791
滋賀県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ関西支店 設備部　設備マネジメント部門 関西設備管理センタ（滋賀）	〒525-0034 滋賀県草津市草津2-14-13 ＴＥＬ：077-566-4230
和歌山県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ関西支店 設備部　設備マネジメント部門 関西設備管理センタ(和歌山)	〒641-0043 和歌山県和歌山市宇須1-5-41 ＴＥＬ：073-425-3378
愛知県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ東海支店 設備部　設備マネジメント部門 東海設備管理センタ	〒451-0043 愛知県名古屋市西区新道2-13-17 ＴＥＬ：052-533-5900
静岡県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ東海支店 設備部　設備マネジメント部門 東海設備管理センタ（静岡）	〒422-8075 静岡県静岡市駿河区大坪町12-32 ＴＥＬ：054-202-8842
岐阜県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ東海支店 設備部　設備マネジメント部門 東海設備管理センタ（岐阜）	〒504-0911 岐阜県各務原市那加門前町2-27 ＴＥＬ：058-389-5155
三重県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ東海支店 設備部　設備マネジメント部門 東海設備管理センタ（三重）	〒514-0033 三重県津市丸之内28-38 NTT津丸之内ビル TEL：059-223-6267

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
石川県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ北陸支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理センタ	〒920-0912 石川県金沢市大手町15-40 ＴＥＬ：076-282-9861
富山県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ北陸支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理センタ	〒920-0912 石川県金沢市大手町15-40 ＴＥＬ：076-282-9861
福井県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ北陸支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理センタ	〒920-0912 石川県金沢市大手町15-40 ＴＥＬ：076-282-9861
広島県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ中国支店 設備部　設備マネジメント部門 中国設備管理センタ	〒731-0121 広島県広島市安佐南区中須1-3-17 ＴＥＬ：082-554-0088
鳥取県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ中国支店 設備部　設備マネジメント部門 中国設備管理センタ（鳥取）	〒680-0053 鳥取県鳥取市寺町50 ＴＥＬ：0857-22-4560
島根県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ中国支店 設備部　設備マネジメント部門 中国設備管理センタ（島根）	〒690-0017 島根県松江市西津田2-7-24 ＴＥＬ：0852-31-8501
岡山県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ中国支店 設備部　設備マネジメント部門 中国設備管理センタ（岡山）	〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町3-22-10 ＴＥＬ：086-250-6174
山口県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ中国支店 設備部　設備マネジメント部門 中国設備管理センタ（山口）	〒753-0077 山口県山口市熊野町4-5 ＴＥＬ：083-902-0149

（平成30年3月28日現在：窓口の所在地、連絡先等が変更になる場合があります。）

Ⅳ－４　電柱添架に関する当社ご相談窓口 ②

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
愛媛県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ四国支店 愛媛営業所　フィールド総括部門 フィールドマネジメント担当	〒790-0061 愛媛県松山市南江戸町1283-1 ＴＥＬ：089-909-6035
香川県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ四国支店 設備部　設備マネジメント部門 四国設備管理センタ（香川）	〒761-8058 香川県高松市勅使町字下所720-1 ＴＥＬ：087-868-9920
徳島県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ四国支店 設備部　設備マネジメント部門 四国設備管理センタ（徳島）	〒770-0052 徳島県徳島市中島田町2-26 ＴＥＬ：088-637-0810
高知県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ四国支店 設備部　設備マネジメント部門 四国設備管理センタ（高知）	〒780-8007 高知県高知市仲田町13-41 ＴＥＬ：088-837-0479
福岡県	福岡エリア 久留米エリア	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（福岡）	〒815-0035 福岡県福岡市南区向野1-17-25 ＴＥＬ：092-408-4831
	北九州 エリア	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（北九州）	〒802-0083 福岡県北九州市小倉北区江南町7-3 ＴＥＬ：093-932-2710
佐賀県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（佐賀）	〒849-0916 佐賀県佐賀市高木瀬町東高木214-1 ＴＥＬ：0952-36-5507
長崎県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（長崎）	〒850-0037 長崎県長崎市金屋町4-15 ＴＥＬ：095-895-5291
熊本県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（熊本）	〒860-8519 熊本県熊本市中央区桜町3-1 ＴＥＬ：096-321-6226
大分県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（大分）	〒870-0912 大分県大分市原新町5-1 ＴＥＬ：097-552-9500

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
宮崎県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（宮崎）	〒880-0904 宮崎県宮崎市中村東3-4-30 大淀ビル2F ＴＥＬ：0985-54-3692
鹿児島県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（鹿児島）	〒892-0833 鹿児島県鹿児島市松原町4-26 ＴＥＬ：099-227-9730
沖縄県	全域	（株）ＮＴＴフィールドテクノ九州支店 設備部　設備マネジメント部門 設備管理担当（沖縄）	〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-19-3 ＴＥＬ：098-851-5145

義務的提供に関する電柱添架基本契約締結等窓口

西日本電信電話株式会社　設備本部　相互接続推進部　接続営業部門

ＴＥＬ：06－4793－7271

（平成30年3月28日現在：窓口の所在地、連絡先等が変更になる場合があります。）

第7章

キャリアズレート

Ⅰ－１　専用線キャリアズレート

専用サービスの端末回線線端接続の接続料金を「専用サービス契約約款の料金準用」から「事業者向け割引料金」（キャリアズレート：端末間伝送等機能料金）に見直し（H13.1.31認可）をし、「連絡調整業務なし」のメニューの追加（H14.8.1認可）を行っております。

キャリアズレート

〈端末間伝送等機能割引率〉

	連絡調整業務あり	連絡調整業務なし
高速ディジタル伝送サービス	8.6% 〈24.3%〉	21.6% 〈35.1%〉
一般専用サービス	3.5% 〈10.3%〉	9.5% 〈15.8%〉

料金＝｛専用サービス契約約款の料金額×（1－端末間伝送等機能割引率）｝

※上記料金に、専用サービス契約約款の規定に準じて長期継続利用及び高額利用割引を利用することができます。

※割引率の〈　〉内は、長期継続利用（一般専用サービスを除く）、高額利用割引を組合わせた最大割引率です。

（参考）概要図

ユーザ向け回線と同様な接続形態で、端末回線の先で、他事業者様と相互接続している形態

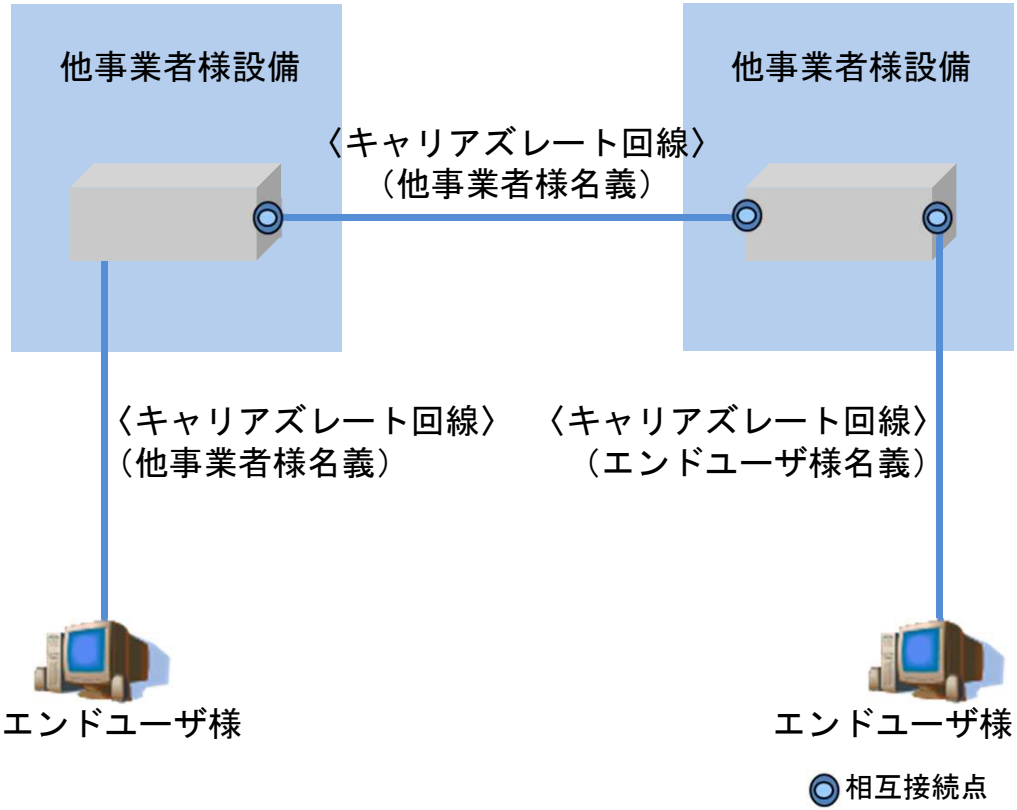

Ⅰ－２ 専用線キャリアズレートの主な提供条件

項目	主な提供条件	
対象サービス	高速ディジタル伝送サービス、一般専用サービス 〈IPルーティング網接続専用サービス、無線専用サービス、映像伝送サービス、一般専用サービスの放送利用、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもの（※）を除く〉 ※D-3（模写伝送）、E-1（AM放送）、G-2（模写伝送）、I-2（写真・模写伝送）48kHz、240kHz、100b/s、200b/s、300b/s、1200b/s、48kb/s、1.5Mb/s（シングルクラス）	
申込み形態	『連絡調整業務』（次頁参照）の有無を他事業者様単位に選択（回線単位及びサービス単位の選択は不可）	
回線形態	県内エンドエンド回線（ユーザ向け回線と同様の形態）	
回線名義	・エンドユーザビル～他事業者様ビル間回線：エンドユーザ名義又は電気通信事業者様名義 ・他事業者様ビル間回線・当社ビル～他事業者様ビル間回線：他事業者様名義	
契約形態	相互接続協定及び事業者向け専用サービス契約（電気通信事業者様名義でエンドユーザビル～他事業者様ビル間回線に係る契約）を締結後、回線単位に契約	
利用形態	エンドユーザに電気通信役務を提供している事業用回線 （注）他事業者様自身が利用する回線（いわゆる自家利用回線）は対象外	
料金請求形態	他事業者様へ料金請求（エンドユーザへは他事業者様が料金設定し、請求） （注）役務区間単位料金（ぶつ切り料金）は対象外	
その他	長期継続利用減額・高額利用割引	専用サービス契約約款に規定する条件を準用 （注）・高額利用割引は、ユーザ約款回線との合算不可 ・協定＋事業者向け専用サービス契約は合算可
	最低利用期間	専用サービス契約約款に規定する条件を準用
	臨時回線	
	譲渡・休止等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡は専用キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（ユーザ約款回線へ変更後の譲渡は可）
	遡及精算・タイムラグ精算	対象外

Ⅰ－３ 専用線キャリアズレートの連絡調整業務の内容

業務内容

①他事業者様からの回線申込書を対応する各地域の専用サービスセンタに振り分けて提出すること及び回線申込書に記入漏れ等があった場合に他事業者様に確認し、必要により修正すること
②他事業者様の開通希望日と当社の開通可能日が異なる場合に、受付部門や工事施工部門と日程調整を実施すること
③全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施すること

「連絡調整業務」あり・なしの違い

区　分	「あり」の場合	「なし」の場合
回線申込み	他事業者様が、当社営業担当者（アカウントマネージャ）経由で専用サービスセンタへ申込む。	他事業者様が専用サービスセンタへ直接申込む。 【申込先】各専用サービスセンタ
内容確認	アカウントマネージャが回線申込書の内容に不備がないか確認し必要により修正する。	・申込後に、専用サービスセンタが回線申込書の内容に不備がないか確認し、万一不備があれば他事業者様へ連絡する。 ・他事業者様は回線申込書に不備がある場合は内容を修正し再度申込む。
開通日希望日と開通可能日が異なる場合	アカウントマネージャが受付部門や工事施工部門と日程調整を実施する。	・他事業者様が開通可能日以降の開通希望日を専用サービスセンタへ連絡する。
	（注）専用サービスセンタにおいては他事業者様のご希望に沿えるよう努めます。	
故障対応	アカウントマネージャが、全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施する。	専用サービスセンタが、管轄する回線の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を実施する。

※キャリアズレートのご提供にあたっては、「連絡調整業務」の有無にかかわらず、当社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等（回線申込書の代書及び工事立会いを含む）は実施しないこととさせていただきます。

Ⅰ－４　専用線キャリアズレートの提供にあたって

ご提供先等

●以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。

・電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を当社にご提出願います。

・その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。

（１）事業者間精算のための事業者識別コードを有していること

（２）電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること

（３）主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

ご利用開始までの手続き等

●ご利用開始までに「事前調査申込み」、「接続申込み」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。

※別資料「専用キャリアズレート申込フロー」及び「移行回線申込フロー」により、当社に申込み願います。

●専用キャリアズレートに係わる新設等の回線申込みにあたっては、従来の専用サービスの申込書とは別様式となります。

Ⅰ－５ 専用線キャリアズレート申込みフロー

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様向け

申込みフロー	備考
1. 対象回線（既設）DB作成 （対象は開通済回線＋申込み済の未開通回線） ・線端接続時電気通信事業者コード確認 （当社より通知） ・回線名義・専用回線ID ・設置場所エンドユーザ名　等 } 整備	・移行回線申込フロー参照 ※対象回線がある場合
2. 事前調査申込書・移行回線DB提出 ※直近の御社契約約款を提出願います ← 提出後、当社より「事前調査申込回答書」「受付確認書」を郵送	〈提出先〉 相互接続推進部
3. 接続申込書提出 ← 提出後、当社より「接続申込承諾書」「相互接続協定書」「事業者間確認事項」を郵送	〈提出先〉 相互接続推進部
4. 相互接続協定締結（変更） ← 当社より郵送した「相互接続協定書」「事業者間確認事項」（各2通・当社押印済）のうち他事業者様、押印後、1通を当社に郵送	〈提出先〉 相互接続推進部
5. 回線申込み（新規・変更・廃止） ※インターネット申込みを行うためには、別途事前申込みが必要です。 ※「インターネット申込み」相談先：各専用サービスセンタ	〈申込先〉 （連絡調整業務あり） アカウントマネージャ （連絡調整業務なし） 専用サービスセンタ

それ以外の電気通信事業者様向け

申込みフロー	備考
1. 公益法人への確認順 ※電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様、事業者識別コードを有している他事業者様及び電気通信番号の指定もしくは公益法人より確認証交付を受けている他事業者様を除く	〈問い合わせ先等〉 社団法人テレコムサービス協会 様事業確認担当 電話：03-3597-1092 FAX　：03-3597-1096 E-mail:telesa@mxa.mesh.ne.jp ホームページ URL:http://www.telesa.or.jp/
2. 移行回線（既設）DB作成　※専用サービス契約約款からの移行がある場合 （対象は開通済回線＋申込み済の未開通回線） ・線端接続時電気通信事業者コード確認 （当社より通知） ・回線名義・専用回線ID ・設置場所エンドユーザ名 ・他回線との接続項目 } 整備 ※事業用回線のチェック	・他回線との接続項目はエンドユーザ～他事業者様ビル間回線:接続している他事業者様ビル間回線ID、他事業者様ビル間回線:接続しているエンドユーザ～他事業者様ビル間回線IDまたはダイヤルアップ番号（公専の場合）を整備
3. 事前調査申込書提出 ・契約約款がある場合には直近の契約約款の写しを提出 ・事業者識別コード保有他事業者様：識別コード提示 ・電気通信番号指定他事業者様：電気通信番号提示 ・公益法人確認他事業者様：確認証の写しを提出 ← 提出後、当社より「事前調査申込回答書」「受付確認書」を郵送	〈提出先〉 相互接続推進部
4. 接続申込書提出 ← 提出後、当社より「接続申込承諾書」「相互接続協定書」「事業者向け専用サービスに関する契約書」「事業者間確認事項」を郵送	〈提出先〉 相互接続推進部
5. 協定・事業者向け専用サービス契約締結（変更） ← 当社より郵送した「相互接続協定書」「事業者向け専用サービスに関する契約書」「事業者間確認事項」（各2通・当社押印済）のうち他事業者様、押印後、1通を当社に郵送	〈提出先〉 相互接続推進部
6. 回線申込み（新規・変更・廃止） ※インターネット申込みを行うためには、別途事前申込みが必要です。 ※「インターネット申込み」相談先：各専用サービスセンタ	〈申込先〉 （連絡調整業務あり） アカウントマネージャ （連絡調整業務なし） 専用サービスセンタ

Ｉ－６　移行回線申込みフローとデータフォーマット

移行回線申込みフロー

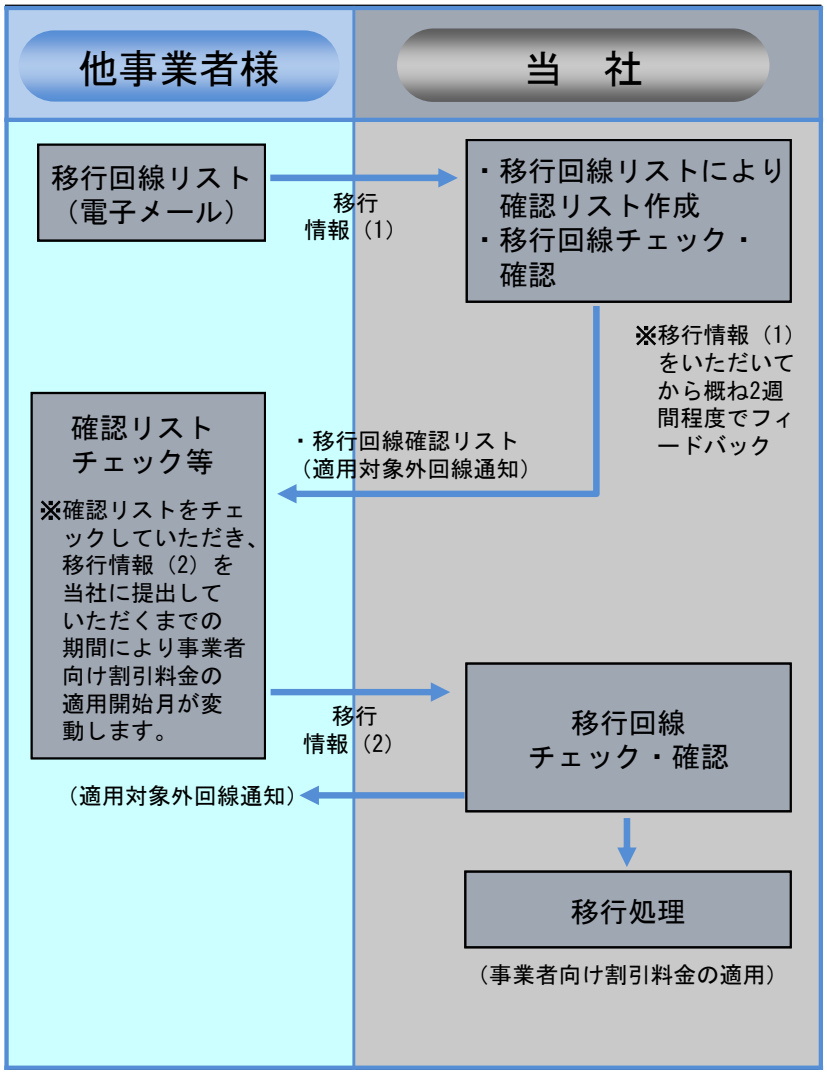

移行回線データフォーマット

●移行情報（1）「会社識別コード・専用回線ID・線端接続事業者コードを記入」

※専用サービスの端末回線線端接続を実施している事業者様は以下と同一フォーマットで線端接続回線情報を作成願います。

移行情報（1）		
会社識別コード	専用回線ID	線端接続時電気通信事業者コード
数字1桁	数字9桁	数字7桁
1	300123456	1234567

※ファイルフォーマットは、CSV形式

①会社識別コード・・・移行申込みされる回線のNTT東西会社区分
「1」:NTT東日本会社、「2」：NTT西日本会社
②回線ID・・・移行申込み回線番号
③当社にて設定する線端接続時電気通信事業者コード・・・事業者様を識別するコード

●移行情報（2）「確認リストの内容確認、線端接続区分、
他事業者様ビル間回線における足回り回線ID等を記入」

移行情報（1）		移行情報（2）		
会社識別コード	専用回線ID	線端接続区分コード※1	事業者様ビル間回線	
			専用回線ID※2	ダイヤルアップ番号※3
数字1桁	数字9桁	数字1桁	数字9桁	数字10桁
1	300123456	0		
1	300123456	0		

開示情報					
反映結果※4	事由コード※4	企業等コード	設置番号	お客様名	設置場所住所/事業者名
数字1桁	数字2桁	数字7桁	数字3桁	漢字40桁	漢字50桁
0	00	1234567	001	△△商事	仙台市〇〇・☆☆商事
0	00	1234567	002	△△商事	仙台市〇〇・△△商事

※1 線端接続区分コード　1：線端接続側、0：ユーザー側を記入
※2 両端に接続している足回り回線ID
※3 公専接続の場合ダイヤルアップ番号
} 他事業者様ビル間回線の場合にのみ記入対象
※4 移行情報（1）に基づき移行対象回線の可否判定を行い反映結果、事由コードにて通知します。

Ⅰ－７　専用線キャリアズレート各種申込書記入例 ①

事前調査申込書記入例１

様式８

青字の部分を記入してください。

事前調査申込書

第　○○○　号
平成○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
　　○○　○○　殿

所属（法人名等）
氏名○○○○○　印

次の通り、貴社の網との接続を行いたい ~~（変更したい）~~ ので、事前調査を申込みます。

接続(変更)の概要	端末間伝送等機能の利用 （弊社と相互接続する貴社の専用役務区間に係る料金設定を弊社が行う。）
協議事項に関する具体的内容	別紙1のとおり
接続（変更）希望時期	平成○年○月
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	○○○○株式会社 ○○○担当　○○○○ TEL： FAX： E-mail：

事前調査申込書記入例２

別紙1

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所			
接続約款記載の接続箇所			公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第(1)欄とする
接続約款記載以外の接続箇所			
2. 電気通信設備の分界点			
(1)相互接続点設置希望場所			（相互接続点の設置を希望する場所を記入） 例1）弊社ビル内（○○市○○町○番○号　他） 例2）NTTビル内
3. 接続対象地域			
(1)弊社接続対象地域 (2)相互接続点ごとの接続対象地域			(NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。） 例1）大阪市内 弊社網接続エリア：例1）弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア：例1）大阪
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）			
新たな技術的条件の有無			有　(無)
接続約款記載の技術的条件での接続の場合			公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第　節形態のとおりとする。
	信号網構成		対応網　準対応網
	信号速度		4.8kb/s　48kb/s
	回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能	有　無
		両方向留保回線制御機能	有　無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合			別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。
5. 電気通信設備の建設に係る事項			
(1)相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量 (2)NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等			(2.電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記入。）

Ⅰ－７ 専用線キャリアズレート各種申込書記入例 ②

事前調査申込書記入例３

・エンドユーザビル～他事業者様ビル間（エンドユーザ名義）の接続の場合：17-2、他事業者様ビル間（他事業者様名義）及びフレッツ系サービスにおいてNTT地域ビルに他事業者様設備をコロケーションして接続する場合：543-6を公表約款欄に記入してください。
・フレッツ系サービスにおいてNTT地域ビルに他事業者様設備をコロケーション等せず、直接、接続する場合：18を公表約款欄に記入ください。　※上記以外の場合は別途、お問い合わせください。

6. 接続形態		
接続約款配置の接続形態の場合	公示約款	第7章接続形態 別表2-2第17－2号、18号、543－6号とする。
	任意約款	
接続約款記載の接続形態以外の場合		
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能		
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要		
8. 業務遂行上の協力事項		
（1）NTT東日本に協力依頼する事項		弊社より専用サービス契約約款から移行する回線を提示するので、端末間伝送等機能対象回線か否かのチェック等について、ご協力をいただきたい。
9. その他		
接続申込条件		弊社は公表約款第22条第2項第（○）号に該当します。 ・事業者識別コード：○○○○○ ・電気通信番号：○○○○○ ・公益法人確認番号：○○○○○
NTT東日本との相互接続協定締結の有無		有
連絡調整業務あり・なしの選択		有
専用線又は端末回線等機能の回線申込みをしているNTT東日本等担当者名 移行回線数		NTT○○○、○○部 担当者名： 連絡先電話番号： E-mail： 弊社が専用サービス契約約款等から移行する回線数等は以下のとおりです。（平成○○年○月○○日現在） ・エンドユーザビル・弊社ビル間回線　○○○回線 （内訳：弊社名義　○○回線、エンドユーザ名義　○○回線 共同名義　○○回線） ・弊社ビル・弊社ビル間回線　○○回線 ・NTT地域ビル・弊社ビル間回線　○○回線 （すべて弊社名義です。） ※御社専用サービス契約約款別記への弊社名記載について了承します。

基礎的電気通信事業者様：1、1以外の電気通信事業者様で事業者識別コードを有している他事業者様：2、1以外の電気通信事業者様で電気通信番号の指定を受けている他事業者様：3、1以外の電気通信事業者様で公益法人の確認を受けている他事業者様：4、を記入してください。
なお、2、3、4に該当する他事業者様は事業者識別コード、電気通信番号、公益法人確認番号のうち、該当する番号等を記入してください。

いずれか1つを記入してください。

「有」または「無」を記入してください。

現在、専用線又は端末回線等機能の回線申込みをしている弊社アカウントマネージャ等を記入してください。

エンドユーザビル・他事業者様ビル間のエンドユーザ名義回線がある場合、記入してください。

接続申込書記入例

様式１２

接続申込書

平成　年　月　日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長　○○　○○　殿

郵便番号　○○○-○○○○
（ふりがな）　○○けん　○○し ○○
住　　所　○○県○○市○○○丁目○番○号
（ふりがな）　かぶしきがいしゃ○○○○○○
氏　　名　株式会社○○○○
だいひょうとりしまりやくしゃちょう○○○○○
代表取締役社長　○○○○　印

事業許可（登録・届出）番号　　第　　号

事業許可（登録・届出）年月日　　平成　年　月　日

弊社事前調査申込書（平成　年　月　日付け　　号）に対する貴社回答書（平成　年　月　日）につきまして、回答書の内容で接続を申込みます。

Ⅱ－１　INS1500回線キャリアズレートの概要

概　要　図

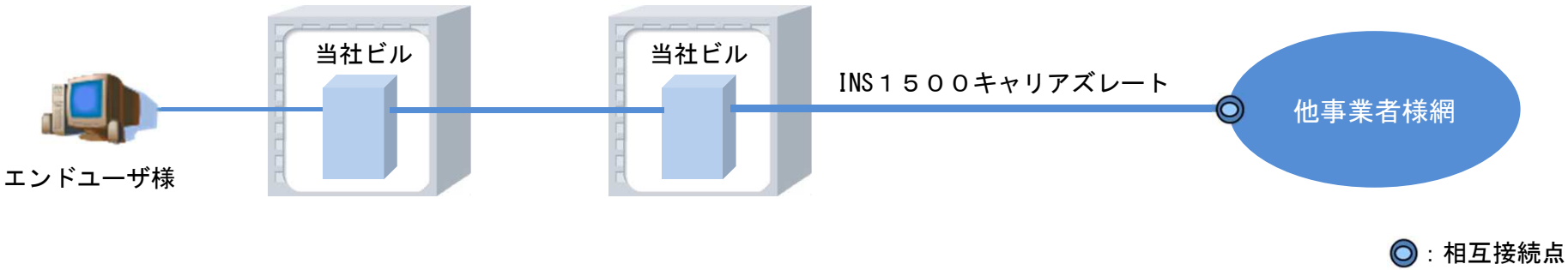

適用料金

（　）：割引率

項　目	料　金
「連絡調整業務なし」の場合	19,964円 (35.6%)
「連絡調整業務あり」の場合	23,312円 (24.8%)
料金＝｛総合ディジタル通信サービス契約約款の回線使用料（基本料）×（1－総合ディジタル通信端末回線伝送機能割引率）｝	

Ⅱ－２　INS1500回線キャリアズレートの主な提供条件

項　目	主 な 提 供 条 件
対 象 サ ー ビ ス	23B＋Dの着信専用回線 （「24Bとの共用契約者回線である23B＋D」及び「INS1500キャリアズレート適用対象外・未適用回線と代表取扱をしている23B＋D」は対象外）
申　込　形　態	「連絡調整業務」の有無を他事業者様単位に選択（回線単位不可）
契　約　形　態	相互接続協定締結後、回線単位に契約（回線名義は他事業者様名義）
利　用　形　態	エンドユーザ様に電気通信役務を提供している事業用回線 （他事業者様自身が利用するいわゆる自家利用回線は対象外）
臨　時　回　線	対象外
譲 渡 ・ 休 止 等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡はINS1500キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（一般のINSネット1500へ変更後の譲渡は可）
遡　及　精　算　等	遡及精算・タイムラグ精算は対象外
そ　の　他	上記以外は、総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する条件を準用

Ⅱ－３　INS1500回線キャリアズレートの提供にあたって

ご提供先等

以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。

- 電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を当社に提出願います。

- その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
  （１）事業者間精算のための事業者識別コードを有していること
  （２）電気通信番号規則の規定により、電気通信番号の指定を受けていること
  （３）主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

ご利用開始までの手続き等

- ご利用開始までに「事前調査申込み」、「接続申込み」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。

- 「連絡調整業務なし」を選択された他事業者様につきましては、①回線を設置する当社支店毎に他事業者様が回線申込書を提出すること、②工事日調整は実施しないこと（希望日と可能日が相違している場合）、③故障対応は113対応とさせていただきます。
  ※「連絡調整業務あり」を選択された場合は、上記について、現在当社アカウントマネージャ等が実施している内容と同一内容を実施させていただきます。ただし、連絡調整業務ありなしの選択にかかわらず、キャリアズレートのご提供にあたっては、当社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等（申込書代書含む）は実施しないこととさせていただきます。

Ⅱ－４　INS1500回線キャリアズレート申込みフロー

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様向け

申込みフロー	備考
1. 対象回線（既設）の選定 ※総合ディジタル通信サービス 契約約款からの移行がある場合 （対象は開通済回線＋申込み済の未開通回線） ※100回線以上の申込みがある場合は、相互接続推進部に事前相談願います。 ※「ISDN全国一括請求」・「広域一括請求」・「統合請求」・「複数回線割引契約」をご利用の場合は、相互接続推進部に事前連絡願います。	
2. 事前調査申込書提出 ※直近の御社契約約款を提出願います。 提出後、当社より「事前調査申込回答書」「受付確認書」等を送付	〈提出先〉 相互接続推進部
3. 接続申込書提出 提出後、当社より「接続申込承諾書」「相互接続協定書案」を送付	〈提出先〉 相互接続推進部
4. 移行回線の申込み ※総合ディジタル通信サービス 契約約款等からの移行がある場合 ※移行回線については、1回線あたり800円の手続費が必要となります。 （移行しても契約者回線番号の変更はなし） ※キャリアズレート提供開始時期は、相互接続協定締結以降となります。	〈申込先〉 （調整業務あり） アカウントマネージャ （調整業務なし） 相互接続推進部から申込先を通知
5. 相互接続協定締結（変更） 当社より送付した「相互接続協定書」（2通・当社押印済）のうち他事業者様、押印後、1通を当社に返送	〈提出先〉 相互接続推進部
6. 回線申込み（新規・変更・廃止） ※新規回線の申込みについては、1回線あたり800円の手続費が必要となります。	〈申込先〉 （調整業務あり） アカウントマネージャ （調整業務なし） 相互接続推進部から申込先を通知

◎請求書表示：調整業務あり⇒「CR回線使用料＜タイプ1＞」・調整業務なし⇒「CR回線使用料＜タイプ2＞」
上記以外は一般のINSネット1500と同様です。

それ以外の電気通信事業者様向け

申込みフロー	備考
1. 公益法人への確認願 ※電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様、事業者識別コードを有している他事業者様及び電気通信番号の指定もしくは公益法人より確認証交付を受けている他事業者様を除く	〈問い合わせ先〉 社団法人テレコムサービス 協会様 事業確認担当 電話：03-3597-1092 FAX ：03-3597-1096 E-mail:telesa@mxa.mesh.ne.jp ホームページ URL:http://www.telesa.or.jp/
2. 対象回線（既設）の選定 ※総合ディジタル通信サービス 契約約款からの移行がある場合 （対象は開通済回線＋申込み済の未開通回線） ※100回線以上の申込がある場合は、相互接続推進部に事前相談願います。 ※「ISDN全国一括請求」・「広域一括請求」・「統合請求」・「複数回線割引契約」をご利用の場合は、相互接続推進部に事前連絡願います。	
3. 事前調査申込書提出 ・契約約款がある場合には直近の契約約款の写しを提出 ・事業者識別コード保有他事業者様：識別コード提示 ・電気通信番号指定他事業者様：電気通信番号提示 ・公益法人確認他事業者様：確認証の写しを提出 （専用線キャリアズレート申込時提出済の他事業者様は不要、 確認番号提示のみ） 提出後、当社より「事前調査申込回答書」「受付確認書」等を送付	〈提出先〉 相互接続推進部
4. 接続申込書提出 提出後、当社より「接続申込承諾書」「相互接続協定書」を送付	〈提出先〉 相互接続推進部
5. 移行回線の申込み ※総合ディジタル通信サービス 契約約款等からの移行がある場合 ※移行回線については、1回線あたり800円の手続費が必要となります。 （移行しても契約者回線番号の変更はなし） ※キャリアズレート提供開始時期は、相互接続協定締結以降となります。	〈申込先〉 （調整業務あり） アカウントマネージャ （調整業務なし） 相互接続推進部から申込先を通知
6. 相互接続協定締結（変更） 当社より送付した「相互接続協定書」（2通・当社押印済）のうち他事業者様、押印後、1通を当社に返送	〈提出先〉 相互接続推進部
7. 回線申込み（新規・変更・廃止） ※新規回線の申込みについては、1回線あたり800円の手続費が必要となります。	〈申込先〉 （調整業務あり）アカウントマネージャ （調整業務なし）相互接続推進部から申込先を通知

◎請求書表示：調整業務あり⇒「CR回線使用料＜タイプ1＞」・調整業務なし⇒「CR回線使用料＜タイプ2＞」
上記以外は一般のINSネット1500 と同様です。

Ⅱ－５　INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例 ①

事前調査申込書記入例1

様式８

事前調査申込書

第　○○○　号
平成○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社
設備本部　相互接続推進部長
○○　○○　殿

所属（法人名等）
氏名　○○　○○　印

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい ~~（変更したい）~~ ので、事前調査を申込みます。

接続(変更)の概要	総合ディジタル通信端末回線伝送機能の利用
協議事項に関する具体的内容	別紙のとおり
接続（変更）希望時期	平成○○年○月
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	○○○○株式会社 ○○担当　○○○○ TEL： FAX： E-mail：

事前調査申込書記入例2

別紙

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所		
接続約款記載の接続箇所		公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第1欄とする。
接続約款記載以外の接続箇所		別表1接続約款適用以外の~~技術的条件~~のとおり。
2. 電気通信設備の分界点		
(1) 相互接続点設置希望場所		弊社ビル内（○○市○○町○番○号他）
3. 接続対象地域		
(1) 弊社接続対象地域 (2) 相互接続点ごとの接続対象地域		（NTT西日本網との新規の接続の場合に記入） 大阪市内 弊社網エリア：弊社の大阪営業エリア NTT西日本エリア：大阪
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）		
新たな技術的条件の有無		有　(無)
接続約款記載の技術的条件での接続の場合		公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第　節形態　のとおりとする。
	信号網構成	対応網　準対応網
	信号速度	4.8kb/s　48kb/s
	回線留保 優先発ユーザ留保回線制御機能	有　無
	回線留保 両方向留保回線制御機能	有　無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合		別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。
5. 電気通信設備の建設に係る事項		
(1) 相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量 (2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等		(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章接続形態 別表2の2第○○○号とする。
	任意約款	第6章接続形態 別表2の2第　号～第　号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合		別表2接続形態のとおり。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様：6-2、
それ以外の電気通信事業者様：17-2
を記入してください。

Ⅱ－５　INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例②

事前調査申込書記入例3

7. 網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	

8. 業務遂行上の協力事項

(1)NTT西日本に協力依頼する事項	

9. 事業者識別番号及びその種別

事業者識別番号	（　　）	（　　）	（　　）
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			

事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに〇印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に〇印を記入。

10. 優先接続機能

優先接続機能の利用　有　無

通話区分	市内通話	県内市外通話	県間市外通話	国際通話
優先接続番号				
提供区域				

11. その他

接続申込条件	弊社は公表約款第22条第2項第（〇）号に該当します。 ・事業者識別コード：〇〇〇〇〇 ・電気通信番号：〇〇〇〇〇 ・公益法人確認番号：〇〇〇〇〇
NTT西日本との相互接続協定締結の有無	有
連絡調整業務あり・なしの選択	有
INSネット1500の回線申込みをしているNTT西日本等担当者名	NTT〇〇〇、〇〇部 担当者名： 連絡先電話番号： E-mail：
移行回線数	弊社が総合ディジタル通信サービス契約約款等から移行する回線数は〇〇〇回線（NTT西日本エリア内）です。（平成〇〇年 〇月現在）料金対象サイクルは〇及び〇ブロックです。 事業用確認URL：WWW.……

基礎的電気通信事業者様：1、1以外の電気通信事業者様で事業者識別コードを有している他事業者様：2、1以外の電気通信事業者様で電気通信番号の指定を受けている他事業者様：3、1以外の電気通信事業者様で公益法人の確認を受けている他事業者様：4、を記入してください。なお、2、3、4に該当する他事業者様は事業者識別コード、電気通信番号、公益法人確認番号のうち、該当する番号等を記入してください。

いずれか1つを記入してください。

「有」または「無」を記入してください。

現在、INSネット1500の回線申込をしている弊社アカウントマネージャ等を記入してください。（NTT西日本の場合は、NTT西日本のアカウントマネージャ等を記入してください。）

移行回線が事業用であることが確認できる他事業者様ホームページ（エンドユーザ様向けダイヤルアップ番号一覧等）のURLを記入してください。ホームページ未掲載の場合は、ダイヤルアップ番号が掲載されているエンドユーザ様向け説明書等を同封願います。

移行回線の料金対象サイクル(Aブロック(21日～20日)・Bブロック(26日～25日)・Cブロック(1日～末日)・Dブロック(6日～5日)・Eブロック(11日～10日)・Fブロック(16日～15日))のうち、該当するA～Fを記入してください。（複数可・お手元の弊社請求書にて確認願います）